

令和6年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和6年6月3日 開会

}

令和6年6月17日 閉会

吉田町議会

令和6年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月3日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	8
○議案第28号～議案第37号の一括上程、説明	10
○第2号報告～第6号報告の報告	20
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙	24
○散会の宣告	25

第 2 号 (6月10日)

○開議の宣告	26
○議事日程の報告	26
○議案第34号の質疑	26
○議案第35号の質疑	35
○日程の追加について	37
○議案第38号の上程、説明	37
○散会の宣告	39

第 3 号 (6月13日)

○開議の宣告	40
○議事日程の報告	40
○一般質問	40
増 田 剛 士	40
平 野 積	52
盛 純一郎	66

大 石 裕 之	8 1
山 内 均	8 6
蒔 田 昌 代	9 9
○散会の宣告	1 1 1

第 4 号 (6月17日)

○開議の宣告	1 1 2
○議事日程の報告	1 1 2
○議案第34号の討論、表決	1 1 2
○議案第35号の討論、表決	1 1 2
○議案第28号の質疑、討論、表決	1 1 3
○議案第29号の質疑、討論、表決	1 1 4
○議案第30号の質疑、討論、表決	1 1 4
○議案第31号の質疑、討論、表決	1 1 5
○議案第32号の質疑、討論、表決	1 1 5
○議案第33号の質疑、討論、表決	1 1 6
○議案第36号の質疑、討論、表決	1 1 6
○議案第37号の質疑、討論、表決	1 1 7
○議案第38号の質疑、討論、表決	1 1 8
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決	1 2 3
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決	1 2 4
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決	1 2 6
○議員派遣について	1 2 8
○議会閉会中の継続調査について	1 2 8
○町長挨拶	1 2 8
○議長挨拶	1 2 9
○閉会の宣告	1 2 9

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和6年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様どうも。元気な御様子でうれしく思っております。以前、議員の皆様をお願いしたことがございます。この夏の最大のエンターテイメントが控えてございますので。

以前は傍聴席に人が満席になるような議会も、昔はございました。しかしながら、近年、傍聴席が埋め尽くされるような議会は見たことはありません。傍聴席を満員にして人々で埋め尽くすという、議員の皆様の仕事でございますので、是非ともそのような議会がまた見られることを乞い願いまして、また、皆様によろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） ありがとうございました。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は12名であります。ただいまから、令和6年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。第3、諸報告の(2)町長の所信表明とありますが、これは町長の行政報告ということで、訂正をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、4番、楠元由美子君、5番、福世義己君を指名します。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月3日から6月17日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月3日から6月17日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係その他に関することについてであります。5月21日火曜日、東京都内の東京国際フォーラムにおいて、令和6年度町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

研修では、町村議会議員のなり手不足対策検討会委員長、大正大学教授、江藤俊昭氏による「議員のなり手不足は「住民自治の危機」：その打開の道を探る」と題した講演、弁護士・元流山市政策法務室長、帖佐直美氏による「ハラスメントー自治体議員が注意すべきポイントー」と題した講演及び慶應義塾大学法学部政治学科教授、谷口尚子氏による「将来の地方議会を担うのはだれか？～若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現～」と題した講演が行われました。

5月29日水曜日、令和6年度静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び第1回政策研修会が静岡市内で開催されました。

定期総会では、令和5年度事業実績及び歳入歳出決算について、令和6年度事業計画及び歳入歳出予算について及び令和7年度負担金の不徴収（案）について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、政策研修会では静岡ブルーレヴズ株式会社代表取締役社長、山谷拓志氏による「プロスポーツによる地方創生～静岡ブルーレヴズの挑戦～」と題した講演が行われました。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職・氏名を一覧表として

お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和6年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

川勝平太前知事の辞職に伴い、5月9日に告示されました第21回静岡県知事選挙では、県政史上最多となる新人6人の立候補者により、17日間の選挙戦が繰り広げられ、接戦の末、5月26日、15年ぶりに静岡県の新たなリーダーが誕生しました。

当選されました鈴木康友新知事には、今後の県政において浜松市長時代の実績やこれまでの豊富な経験を生かされ、魅力ある企業の誘致による雇用の創出やスタートアップ施策の加速など、経済や産業の活性化に力を注いでいただき、ぜひとも若い世代の県外流出に歯止めをかけるような政策を展開していただきたいと期待をしているところでございます。

さて、県内はもちろん、全国的に少子化が進む中で、日本創生会議が2014年に消滅可能性都市のリストを発表してから10年が経過し、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」などに基づく新たな分析の結果、4月下旬には、民間有識者などからなる人口戦略会議により「消滅可能性自治体」が公表されました。

この消滅可能性自治体とは、2020年から2050年までの30年間で、子供を産む中心の世代とされる20歳から39歳までの若年女性の人口が半数以上減少する可能性がある自治体と定義され、全国で1729ある自治体のうち、そのおよそ4割に当たる744が該当しております。前回調査の896から減少はしているものの、人口戦略会議はその報告の中で、「実態として少子化の基調は全く変わっていない」と警鐘を鳴らしております。

県内においては、9市町が消滅可能性自治体とされておりますが、この分析レポートをまじまじと見ますと、これは決して対岸の火事ではなく、少子高齢化の問題は町が未来永劫存続していくに当たって、改めて大きな課題であると捉えており、危機感を持ち、国や県と連携を図りながら長い時間軸で対策を講じていく必要があると考えております。

こうした状況の中、町では本年度から第6次吉田町総合計画が始動しており、この計画に沿って「豊かで活気にあふれ 心を魅了するまち」の実現に向かって取り組んでいるところでございますが、子供の数が減っていくということは、子供を産みやすく育てやすいまちをつくることはもちろんのこと、若年世帯を含む多くの皆様に移住定住していただけるような選ばれるまちを、いかにしてつくっていくかが大きな課題となっております。

住吉海岸防潮堤の整備、吉田漁港のL2津波対策、県営吉田公園南側用地を活用したスポーツ・レジャーゾーンや東名吉田インター周辺のバスターミナルの整備などシーガーデンシティ構想に基づき、防災とにぎわいづくりを一体的に進めることにより確固たる安全を創出し、既存企業の生産活動を守るとともに、事業の拡大や新たな企業の進出により雇用が拡大し、町内への移住定住の契機になるものと考えております。そして、そこには新しい富が生まれ、その富により、子育て、教育、健康づくりなど支える安心を提供することで、人々が集まり、町が活性化していく。

このように、若い世代の皆様がこの町に残り、あるいは就職や進学などを機にふるさとを離れた若い世代の皆様にも、また再び戻ってきたいと思っただけのような「住みたい、住み続けたい」と選ばれるまち、魅力あふれるまちを目指して各種施策を推進してまいります。

それでは、令和6年度に入り2か月が経過しました本年度事業の進捗状況につきまして、第6次吉田町総合計画の施策体系に沿って御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田漁港の津波対策について御報告申し上げます。

吉田漁港における津波対策につきましては、令和4年度に実施しました津波シミュレーションの結果を基に、漁港内における津波対策施設の構造や工法などについて、具体的な検討を行う必要がありますことから、本年度に津波対策検討業務委託の実施を予定しており、現在は8月の発注に向けて準備を進めているところでございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」についてでございます。

県では、令和7年度までを「TOUKAI-0」事業の総仕上げと位置づけて取組を強化し、町もこれに同調して事業を進めております。

元日の能登半島地震による多数の建物倒壊を受け、町民の皆様から多くの問合せをいただきましたことから、本年度は、無料耐震診断「わが家の専門家診断事業」の実施件数の上限を昨年度の1.5倍となる60件まで拡充しているところでございます。

また、この無料耐震診断は本年度が最終年度となりますことから、例年よりも早い5月から県と連携強化を図りながら、個別訪問を開始して事業のPRを行っており、5月末時点で15件の申込みをいただいております。

このほか、木造住宅の耐震補強に8件、ブロック塀等撤去事業に3件の申請をいただいている状況でございますが、引き続き戸別訪問を中心としたPRを積極的に展開し、耐震化の重要性や負担軽減のための補助制度などについて呼びかけることにより、ブロック塀等撤去を含む耐震化促進事業を推進してまいります。

次に、令和6年度防災訓練についてでございます。

本年度は9月1日に総合防災訓練を、12月1日に地域防災訓練を、3月9日に津波避難訓練を計画しております。これらの訓練においては、能登半島地震における様々な教訓を踏まえ、安否確認の報告や災害時におけるトイレの重要性の啓発などを取り入れるほか、各自主防災会との連携を強化しながら避難所運営訓練を実施するなど、実災害に備えて地域の特性に応じた訓練を行うことにより防災意識の高揚を図るとともに、さらなる防災力の向上に努めてまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

坂口谷川流域の浸水被害軽減対策につきましては、県が主体となって策定しました「坂口谷川水災害対策プラン」に基づき、宮裏川河口部に設置している第3号ポンプの増強に係る整備工事について、発注の準備を進めているところでございます。

湯日川流域につきましては、近年多発している大雨などによる浸水被害の軽減に向け、昨年度に実施しました内水被害対策シミュレーションの結果を基に、稲荷川と神戸都市水路・神戸川において排水計画の策定業務を発注し、河川の整備や治水対策の基本設計に着手してまいります。

そのほかの治水対策につきましては、近年の激甚化する集中豪雨に対して浸水被害の軽減を図り、町民の皆様が安心して暮らすことができますよう被害の大きい箇所などから順次、対策を進めてまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用しながら令和5年度の繰越事業として進めております大窪川改修工事につきましては、3月に契約を締結し、出水期明けの11月には着手できるよう準備を進めているところでございます。

次に、犯罪被害者等の支援についてでございます。

予期せぬ犯罪により誰もが被害者などになり得る中で、町では4月から吉田町犯罪被害者等支援条例を施行し、被害の軽減や回復を図るとともに、犯罪被害者などが安全に安心して暮らすことができる支援体制の整備に努めております。

4月22日には、牧之原警察署やNPO法人静岡犯罪被害者支援センターと「吉田町犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結し、他機関とのさらなる連携強化を図ることにより、被害に遭われた方が相談しやすく、支援を受けやすい環境を整備するとともに、社会全体で切れ目のない支援が可能なまちを目指してまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業について御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用して排水管の耐震化を進めており、本年度は第2配水池から災害時に応急給水拠点となる避難所までの配水本管の布設替え工事や老朽管の敷設替など、6件の工事を予定しております。

そのうち4件は、既に発注を済ませ、残りの工事につきましても早期の発注に向けて準備を進めてまいります。

また、水道施設の正常な運転を維持し、水道水の安定的な供給を継続するため、現在は大幡地内の第3水源において予備ポンプ設置のための詳細設計を実施しております。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し国庫補助事業として、事業を進めております。

管渠につきましては、債務負担行為の活用により、川尻南部污水幹線工事のうち川尻地区において、既に2件の工事に着手しており、片岡地区における2件の工事についても5月に発注を済ませております。また、住吉地区における管路敷設工事や地震対策のためのマンホール浮上防止工事につきましても、早期の発注に向けて準備を進めてまいります。

浄化センターにつきましては、ストックマネジメント計画に基づく建築改修工事を実施する予定でございます。また、この施設の有効活用などを目的として、し尿浄化槽汚泥処理の共同化に向けた可能性調査を実施する予定で、いずれも早期に発注できるよう準備を進めているところでございます。

そのほか、次期ストックマネジメント計画策定のための点検や調査、診断業務を引き続き実施するほか、官民連携事業に向けた可能性調査についても実施するなど、下水道経営の効率化や健全化に取り組んでまいります。

続きまして、「活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、吉田インターチェンジ周辺整備について御報告申し上げます。

吉田インターチェンジ周辺の整備につきましては、社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業として進めており、5月中旬に交付の決定を受けたところでございます。

現在は、道路改良や待合所などの設計業務委託について発注の準備を進めており、こうしたバスターミナルの整備を進めることにより、路線バス利用者の利便性向上を図るとともに、町内外への人の流れを創出する交通結節点としての機能強化に向け、取り組んでまいります。

次に、吉田公園南側用地の整備についてでございます。

沿岸部の新たなにぎわい創出に向け進めております県営吉田公園南側用地における施設整備につきましては、行政と民間事業者が連携して事業を進める官民連携手法を活用した事業展開を目指しており、本年度は国の補助金を活用し、地元産材や景観等を生かした事業スキームの構築など官民連携の実現に向けた検討調査を実施する予定でございます。

既に、国補助金の交付決定を受け、5月中旬に業務委託契約を締結したところでございますので、今後は段階的に業務の進捗を国へ報告しながら年度末までに完了させ、県営吉田公園と一体的に多彩なレクリエーションなどを楽しむことができる環境を整備してまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場につきましては、昨年度からの繰越事業として進めておりました天端部分のトイレや照明などの設置工事が5月下旬に完了したところでございます。

本年度は引き続き、法面に芝生を植生する護岸工事や東臨港橋から多目的広場までの進入路の舗装工事を予定しており、いずれの工事につきましても、現在、8月の発注に向けて準備を進めているところでございます。

次に、農業経営基盤の強化促進に関する地域計画の策定についてでございます。

地域計画につきましては、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業に従事する皆様の高齢化や担い手不足が懸念される中で、農地の集約化を加速させるべく、地域との協議に基づいて目指すべき農地利用の姿を明確にするため、本年度までに策定することが求められております。

これまでに、吉田たんぼ地区や川尻地区において、耕作する農業者や町農業委員会、ハイナン農業協同組合などの農業関係団体と将来の地域農業のあり方について協議を進めており、今後は、住吉・片岡・神戸大幡地区においてアンケート調査や地区別の座談会などを順次実施し、本年度中に全ての地区の計画を策定してまいります。

続きまして、「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、町内を走る新しい交通について御報告申し上げます。

吉田町地域公共交通計画に基づき、現存の路線バスだけでは対応できない町内の移動やバス停から離れた地点とバス停との移動手段を確保することを目的に、昨年10月からオンデマンド型乗合タクシー「“ぎゅっと”カーよしだ」の実証運行を行っており、4月末までに延べ566人の皆様に御利用いただいている状況でございます。

この利用者の多くは高齢者の皆様でございますので、今後はより幅広い世代の方々にも利用していただけますよう、乗降場所の増設による利便性の向上に加え、高校生の通学や子供の塾通い、各種イベントへの移動手段などとしても皆様が気兼ねなく町内を移動できるよう関係者とともに多様な活用方法について検討を重ねてまいります。

次に、初期日本語教室の開催についてでございます。

町内に居住する日本語に不慣れな外国人住民を対象に、日常生活に必要な最低限の日本語

を身に付けてもらうため、町では、初期レベルの日本語教室「吉田町はじめてのにはほんご教室」の開催に向けて準備を進めております。

この教室は、県の地域日本語教育体制構築事業モデルとして実施するため、県と4月に業務委託契約を締結し、参加する外国人住民と日本語でコミュニケーションを図っていただくサポーターを募集したところ、28人の方々に申込みをいただきました。

10月からスタートする教室の開催に向け、今月からこのサポーターを含む関係者の皆様を対象とした対話交流のための養成講座を実施し、教室の開催を通して外国人住民と地域住民との意思疎通が図られ、様々な国籍の人たちが互いの文化を理解し合い、交流することができる多文化共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

続きまして、「時代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、新たな吉田町教育大綱と吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランについて、御報告申し上げます。

吉田町教育大綱につきましては、本年度から令和9年度までの4年間を期間とする新たな大綱を策定し、町教育委員会では、その教育目標であります「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」の達成を目指して、町民の誰もが年齢を問わず豊かな人生を送ることができるよう教育環境や教育機会のさらなる充実を実現することとしております。

吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランにつきましては、実施から8年目を迎え、新たな目標として掲げた「子供、教職員、保護者が共に元気になり、三者にとって魅力ある教育を実現する」ことを達成するため、「子供の「確かな学力」を保障する環境づくり」、「教職員が授業等に専念できる環境づくり」、「保護者が安心して子育てできる環境づくり」の3つを柱に、それぞれ具体的な施策を着実に実施していくこととしております。

このプランの主な事業のうち、教職員の研修体制の充実につきましては、教職員の資質や能力向上のため、昨年度に引き続き、町内の全教職員を対象とした研修会を実施しております。本年度も信州大学の佐藤和紀准教授をお招きし、4月にはオンラインで授業力向上を図るための様々な御指導をいただいたところでございます。今後は、この研修会を7月に中央小学校で実施するほか、来年1月までに全ての小・中学校で実施する予定で準備を進めております。

放課後の子供の居場所づくりであります「放課後サポート学習」につきましては、基礎学力の定着を図ることを主な目的として開催しております。本年度は今月からスタートし、小学1年生から3年生までは、放課後の空き教室を利用して教員O Bなどの支援を受けながらドリル教材などに取り組み、小学4年生から中学3年生までは、講師を務める大学生から各家庭においてオンラインで指導を受ける形で実施することを予定しております。

文部科学省が展開するリーディングD Xスクール事業につきましては、昨年度に引き続き、町内全ての小・中学校が指定校に認定され、学校現場におけるI C Tの普段使いを全国に普及させていく役割を担っておりますことから、1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践の普及に邁進してまいります。

G o o g l e f o r E d u c a t i o n パートナー自治体につきましては、本年度も引き続きグーグル合同会社と連携をしながら、I C Tに係る事業を展開することとしており、小学4年生から中学3年生までを対象とした情報活用能力や情報モラルを身に付けるジュニアI C Tリーダー育成研修や教職員を対象としたI C Tの利活用に向けた研修会であり

ますG I G A参観日を昨年度に引き続き開催する予定でございます。

次に、中学校における部活動の地域移行についてでございます。

町教育委員会では、吉田中学校の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教職員の働き方改革の両方の実現を図るため、昨年度、「吉田町部活動の在り方協議会」を設置し、部活動の在り方について協議を行っております。

この協議会は、町教育委員会関係団体、保護者代表、教職員など15人の委員で構成されており、昨年度の協議会においては、令和8年度に3年生となる生徒が部活動を引退する時期を境目として、休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを目標とすることを申合せましたので、本年度はそのスケジュールに沿って具体的な制度の構築などについて協議していくこととしております。

次に、高齢者のスポーツ振興についてでございます。

町民の皆様が住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、昨年度に引き続き、町内の65歳以上を対象としたシニアフィットネス教室の開催に向け、準備を進めております。高齢者の皆様の運動習慣の定着を図るため、本年度は事業内容を充実させるとともに、教室の開催を月2回に増やして運動機会を拡充し、今月から来年3月までの期間に実施する合計20回の教室で、楽しみながら筋力トレーニングや軽スポーツに取り組んでいただく内容となっております。

また、筋力や体脂肪などを測る体組成計測定を実施し、その結果を確認しながら参加者がそれぞれの目標に向かって筋力の維持と生活習慣の質の向上を図ることにより、健康寿命の延伸を推進してまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、様々な事業を進めていく中で、やはりこれまで3年間のコロナ禍が及ぼした影響は地域社会などの慣行を壊した感がございます。

しかしながら、3月下旬に開催されたチューリップまつりに続き、県営吉田公園周辺エリアでは、4月の吉田町みどりのオアシスまつり、5月の吉田町風揚げまつり、昨日、一昨日の2日間では野外音楽イベント「頂」がそれぞれ盛大に開催され、多くの人のにぎわいを肌で感じ、町が活気にあふれる様子に大きな喜びを感じているところでございます。

こうした状況も踏まえ、今後どのようにして地域社会をより良い方向に向かって再構築していくことができるか注意深く見極めていくとともに、行政の課題をしっかりと捉え、地域の皆様のお力を借りながら、豊かで活気にあふれたまちを実現し、人と人との交流を通じて豊かな心を育み、心を魅了するまちづくりに邁進してまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、こうした町の取組に対して御理解をいただき、今後より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、本議会定例会の行政報告といたします。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石 巖君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を、産業建設常任委員会委員

長から報告願います。

8番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 令和6年3月、第2回定例会において産業建設常任委員会より議会閉会中の調査活動について報告します。

産業建設常任委員会の所管事務調査は、空き家等対策の推進についてであります。

令和6年3月12日午前9時から午前11時45分まで、委員4人、番外1人、事務局2人の出席で委員会を開会した。

1、調査事項、空き家等対策の推進について

(1)は担当課より吉田町空き家等対策協議会について説明を受けた。

①設置の目的は、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関することを主管すること。

②は、委員の認定は、特定空家の認定に対する意見や空き家活用についても検討していただくことから、県弁護士会、県司法書士会、県家屋調査士会、県牧之原警察署等多くの団体からの推薦により委員は選定をされている。

③は、令和6年3月18日、第1回の協議会を開催する。

(2)は説明に対する質問を行った。問いは吉田町空き家対策計画策定が他市より遅れていると思われるが、答えは計画期間は令和3年から12年であるが、早めにと考えている。

(3)委員会を休会とし、町内の空き家と思われる15戸を視察した。視察の感想の提出をお願いして委員会を閉会した。

令和6年4月11日午前9時55分から午前11時、委員5人、番外1人、事務局2人の出席で委員会を開会し、

1、調査事項は空き家等対策の推進について。

(1)都市環境課からの説明、空き家等対策協議会についての内容の確認を行った。

町が空き家をどのように、どの程度把握しているか、認識が必要。

(2)3月12日に行った委員から見た空き家の視察の感想を各自発表した。

発表の内容は、空き家には移住定住に繋がる可能性を持った家が多い。管理されていない対策が必要な空き家も見受けられた。吉田町が把握している空き家57戸より多くの空き家が想定される。町全体としての空き家の認定が必要。

(4)は、空き家対策には空き家の判定基準を示し、空き家等の判定を行い状況を把握し対策を行うことが必要ではないか。

(3)視察の日程を、富士市の日程調整を事務局にお願いをして閉会をした。

令和6年5月13日、視察、富士市役所、視察担当は富士市都市整備住宅政策課、午前10時から午前11時50分まで、委員6人、番外1人、事務局2人で行った。

1、調査事項については、空き家等対策の推進について。

(1)所管事務調査については、富士市役所を訪問し視察調査を行った。富士市都市整備住宅政策課から準備した質問への回答をいただき、質問の内容と回答をここに示します。

①空き家等対策について、開始の時期と背景は富士市の回答です。

国が平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、平成27年5月に全面施行された。これを受け、平成29年に富士市空き家等対策協議会を設立、令和3年3月空き家条

例を制定、今後の空き家対策の方向性や思考展開の在り方を見直すことが目的。

②としては、空き家の調査方法、数について、空き家及び特定空家の認定と条件と数。

回答です。富士市は空き家実態調査を行った。その結果、一戸建て空き家2,228戸、管理不全空き家813戸、特定空家8戸を認定をした。令和4年4月現在です。

③は空き家バンク制度の対応と数について、回答をいただきました。空き家バンク制度とは、市が仲介住宅業者と協力して、所有者と利用者をつなげる手伝いをする制度である。平成30年度から令和3年度までに17件の対応、目標値は令和7年20件であるということでした。

4番目には、条例制定及び補助金制度と空き家対策等の効果及び利用状況について聞きました。回答はリフォーム支援制度、住むためのリフォームに対して80万円の補助する。空き家の解体の補助金50万円がある。

その他、5月31日までに富士市視察の感想を提出することを決定して閉会した。

以上が産業建設常任委員会の活動報告であります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第28号～議案第37号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第5、第28号議案から、日程第14、第37号議案までの10議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和6年第2回吉田町議会定例会に上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、専決処分事項の承認を求めることについて4件、条例の一部改正について2件、補正予算について2件、人事案件2件の合計10件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第28号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本議案は令和6年度税制改正の大綱を受け、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額

が引き上げられるとともに、5割減額、2割減額の軽減判定所得の算定方法について被保険者相当に乗ずる金額を引き上げることなどの所要の改正を行うものでございます。

第29号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令などが令和6年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定を追加するなど地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

第30号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は第29号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律などが令和6年3月30日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等が改正されたことに伴い、引用する法律の条ずれに対応することなどの所要の改正を行うものでございます。

第31号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について）でございます。

本議案は第21回静岡県知事選挙に伴う事務を早急に執行する必要がありましたことから、その経費といたしまして、令和6年度吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,149万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ132億9,149万円とする補正予算を本年4月11日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

第32号議案は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴いまして、本条例に規定する保育士等の配置基準についての見直しを行うなど所要の改正を行うものでございます。

第33号議案は、吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例に引用している法別表第2が廃止されることとなりましたことから、所要の改正を行うものでございます。

第34号議案は、令和6年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は令和6年度の一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億844万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億9,993万8,000円とする補正予算をお認めいただくものでございます。

第35号議案は、令和6年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は令和6年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億8,946万3,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第36号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は吉田町住吉2171番地、久米武志氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、議会の御同意をお願いするものでございます。

第37号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は吉田町住吉3348番地の2、良知昌武氏を人権擁護委員に推挙することにつきまして、議会の御意見をお伺いするものでございます。

以上が上程されました10議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会中に、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給に係る予算についての議案、令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について準備が整い次第、追加で提出させていただきたいと考えておりますので、お願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から、詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第33号議案、第36号議案及び第37号議案について、御説明申し上げます。

初めに、第33号議案 吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書26ページ及び27ページ、参考資料ナンバー5を御覧ください。

本議案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号による情報連携が可能な事務を規定する別表第2が削除され、主務省令で当事務が指定されることとなりましたことから、本条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

参考資料を御覧ください。

第2条第5号及び第6号は、法別表第2が削除されたことから、法律の定めに従い、用語の意味を定義する規定を追加したものでございます。第4条は引用していた法別表第2が削除されたことから、条例第2条で追加した用語に改めるものでございます。

附則は、この条例は公布の日から施行すると規定しております。

続きまして、第36号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求め

ることについて御説明申し上げます。

議案書30ページを御覧ください。

本議案は現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります、村松晴雄委員が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町住吉の久米武志氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

久米氏の住所は、吉田町住吉2171番地、氏名は久米武志、生年月日は昭和34年8月1日で、現在64歳でございます。委員の任期は本年7月1日から令和9年6月30日までの3年間でございます。

久米氏は、昭和57年から建設会社でお勤めになられ、平成3年に久米工務店一級建築士事務所を開設され、現在も地元根差した工務店を経営しておられるとともに、8年間にわたり交通指導員を務められておられましたことから、地域住民からの人望も非常に厚い人物でございます。また、一級建築士の国家資格をお持ちであり、建築物に関する専門的な知識を有しておられます。

したがって、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちであることから適任であると確信しております。

続きまして、第37号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書31ページを御覧ください。

本議案は現在欠員が生じている人権擁護委員につきまして、静岡地方法務局長から候補者の推薦依頼がありましたことから、良知昌武氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見をお伺いするものでございます。

良知氏の住所は、吉田町住吉3348番地の2、氏名は良知昌武、生年月日は昭和37年4月8日で、現在62歳でございます。委員の任期は本年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。

良知氏は昭和56年に静岡県庁に入庁し、42年間県行政に携わってこられ、退職後は中小企業診断士、行政書士として御活躍されております。また、これまでに社会福祉協議会理事、地域福祉計画策定委員、地域福祉推進委員として、町の福祉分野において多大な貢献をいただきました。現在は、ボランティア連絡協議会会長、健康福祉センター運営委員、老人福祉センター運営委員、体育協会理事を務められ、町の幅広い分野において御尽力いただいております。

これらの経歴からも、地域住民の方々に寄り添う活動をされ、人権啓発、相談、救済などの各種人権擁護活動に対しても深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。

また、今回の推薦に当たりましては、地元の住吉区自治会からも強い推薦をいただいております。人権擁護委員として適任であるものとして、推薦をするものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第31号議案及び第34号議案について御説明申し上げます。

それでは初めに、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について）の内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の22ページと23ページ及び別冊となっております令和6年度吉田町一般会計補正予算（第1号）並びに令和6年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書を御覧ください。

この補正予算（第1号）は、静岡県知事の退職に伴う静岡県知事選挙について、令和6年5月9日告示及び5月26日投開票の決定を受け、早急に選挙業務に着手する必要が生じたことから、選挙執行経費を措置したものでございます。補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、投開票までの期間が非常に短いため議会を開催するいとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じたので、令和6年4月11日付をもちまして地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和6年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,149万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億9,149万円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が補正予算（第1号）の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和6年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

15款県支出金につきましては1,149万円を増額するものでございます。これは、3項1目総務費県委託金におきまして、静岡県知事選挙費委託金1,149万円を計上するものでございます。以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、1,149万円増額するものでございます。これは4項3目県知事選挙費について、静岡県知事選挙に係る執行経費といたしまして1,149万円計上するものでございます。

以上が第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について）の内容でございます。

続きまして、第34号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和6年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億844万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を133億9,993万8,000円とするものでございます。また、第2項にございまして、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

以上が補正予算第2号の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和6年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。15款県支出金につきましては、4,850万1,000円を増額するものでございます。これは2項2目民生費県補助金におきまして、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金4,850万1,000円を計上するものでございます。

次に、18款繰入金につきましては1,886万2,000円を増額するものでございます。

これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算に歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から1,886万2,000円を繰入れさせていただくものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、20款諸収入につきましては4,108万5,000円を増額するものでございます。

これは、5項2目雑入におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種助成金4,108万5,000円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

3款民生費につきましては、4,850万1,000円を増額でございます。

これは、1項4目老人福祉費におきまして、社会福祉施設管理事業費について、認知症対応型共同生活介護福祉施設グループホーム設置に伴う福祉整備及び開設準備の費用を助成するため、介護サービス提供再生整備促進事業費補助金として、4,850万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、4款衛生費につきましては、5,994万7,000円を増額でございます。

これは、1項2目予防費におきまして、感染症予防費について新型コロナワクチンの定期接種移行に伴い予防接種に係る予診票の印刷や予防接種委託料等の経費といたしまして、5,994万7,000円を計上するものでございます。

以上が第34号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての内容でございます。

財政管理課から第31号議案及び第34号議案の2議案につきまして御説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、山村加奈子君。

〔税務課長 山村加奈子君登壇〕

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

本議会に上程されました第29号議案及び第30号議案について御説明申し上げます。

初めに、議案書の4ページ及び18ページを御覧ください。

第29号議案及び第30号議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたこと等に伴い、第29号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例及び第30号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同法同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

初めに、第29号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

議案書の4ページから17ページまでと参考資料ナンバー2を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、地方税法等の改正に基づき、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設、固定資産税の課税標準の特例措置に係る規定の新設等を行ったものでございます。

それでは、参考資料ナンバー2新旧対照表に基づきまして御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

最初に、第51条、第71条、次の2ページにあります第139条の3、町民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免につきましては、軽微な文言修正を行うとともに、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

次に、附則第5条の2は能登半島地震により所得割の納税義務者が有する住宅・家財等について受けた損失の金額については、その者の選択により令和5年において生じた損失の金額として令和6年度分の町民税について雑損控除を適用することができるものとする規定を新設したものでございます。

3ページを御覧ください。

附則第6条は条ずれに対応するよう改正したものでございます。

4ページを御覧ください。

附則第7条の5から12ページの附則第7条の8までにつきましては、令和6年度分及び令和7年度分、個人の町民税の特別税額控除、いわゆる定額減税として、町県民税につきまして令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者の所得割の額から納税義務者本人、国内に住所を有する控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円の定額減税の実施に係る規定を新設したものでございます。

続く12ページの附則第8条は、条ずれの改正を行うとともに、今回の定額減税に係る規定を追加したものでございます。

次の附則第10条の2は、わがまち特例で定めた割合を規定するものでございます。

第13項は再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設したものでございます。

続いての第14項から第20項までは、項等のずれによる改正でございます。

次に、13ページにあります現行の第20項は特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限の到来をもって廃止するものでございます。

続いての第21項及び第22項は、項ずれによる改正でございます。

14ページを御覧ください。

第23項は滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置として、わがまち特例の割合を定める規定を新設したものでございます。

続いての第24項から第27項までは、項ずれによる改正でございます。

次に、附則第10条の3は、第3項として認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設したものでございます。

続いての第4項から16ページの第14項までは、項ずれによる改正でございます。

17ページを御覧ください。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条及び19ページにあります附則第12条の3、次の20ページにあります附則第13条、附則第15条は、法改正に合わせて特例適用年度を更新するとともに、規定の一部を削除する改正を行ったものでございます。

21ページを御覧ください。

附則第16条の3、附則第16条の4、次の22ページの附則第17条、附則第18条、次の23ページの附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、次の24ページの附則第20条の3は、先ほど説明しました定額減税に係る規定を追加したものでございます。

25ページを御覧ください。

附則でございます。第1条において、本条例は地方税法等の施行期日に合わせ、施行期日を令和6年4月1日としております。また、第2条において、固定資産税に関する経過措置を定めております。

続きまして、第30号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

議案書の18ページから21ページまでと参考資料ナンバー3を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、地方税法等の改正に基づき、都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定の新設等を行ったものでございます。

それでは、参考資料ナンバー3新旧対照表に基づいて御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

まず、現行の附則第2項は特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限の到来をもって廃止するものでございます。それに伴い、次の改正後の附則第2項及び第3項は、項ずれによる改正を行っております。

続いての附則第4項は、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税の課税標準の特例措置として、わがまち特例の割合を定める規定を新設したものでございます。

続いての附則第5項は、項ずれによる改正でございます。

2ページを御覧ください。

附則第7項から4ページの附則第12項までは、法改正に合わせて特例期間を延長するとともに、規定の一部を削除する改正を行ったものでございます。

5ページを御覧ください。

附則第15項及び第16項は、項ずれによる改正でございます。

次の附則第17項は、経過措置期間を延長するものでございます。

最後に、附則でございます。

6 ページを御覧ください。

第1項において、本条例は地方税法等の施行期日に合わせ、施行期日を令和6年4月1日としております。

次に、第2項から第4項までにおいて、経過措置を定めております。

以上、第2回議会定例会に上程されました2議案の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、伊藤美絵君。

〔町民課長 伊藤美絵君登壇〕

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

町民課からは、第28号議案、第35号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第28号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページ及び参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は令和6年度税制改正の大綱が令和5年12月22日に閣議決定され、国民健康保険税の賦課限度額等の見直しが示されたことに伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行することとされたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、併せて御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表を併せて御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、国制度の改正の内容と同様に、国民健康保険の保険税負担の公平性の確保を図るために、国民健康保険税課税の限度額を引き上げるとともに、あわせて低所得者層の保険税の軽減を図るため、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものでございます。

まず、第2条におきまして、第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の22万円から2万円引き上げ、24万円に改めるものでございます。

次に、第23条におきましては、さきの第2条第3項の改正に合わせ、同条第1項に規定する後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に改めるとともに、現在国民健康保険に加入している低所得者層の負担を軽減するため、世帯の所得が一定以下の場合には国民健康保険税の被保険者均等割と世帯別平等割において、それぞれ7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますが、物価上昇等の経済動向を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が縮小することのないよう同条第2号の5割軽減の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を29万円から29万5,000円に、同条第3号の2割軽減の算定においては、53万5,000円を54万5,000円にそれぞれ引き上げ、軽減措置を拡大する改正でございます。

なお、この条例の施行期日等につきましては、附則により令和6年4月1日からと定める

とともに、本条例の改正後の規定は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることと適用区分を定めるものでございます。

以上が専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

続きまして、議案書の29ページ、第35号議案 令和6年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の令和6年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,946万3,000円とするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして御説明させていただきます。

別冊の令和6年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金につきましては、682万8,000円の増額でございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてシステム改修が必要となり、今回改修に要する費用を国庫支出金で10分の10交付されることが示されたことから増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費は、682万8,000円の増額でございます。歳入で申し上げましたとおり、国庫支出金で10分の10交付されることが示されたことから増額するものでございます。

町民課から提出いたしました2議案についての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） ここで暫時休憩とします。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時39分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

出席議員数は12名であります。

続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、杉田香織君。

〔こども未来課長 杉田香織君登壇〕

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第32号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書24ページから25ページ、そして参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直しされましたことから、改正内容に合わせ、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして参考資料を基に説明申し上げます。

参考資料ナンバー4を御覧ください。

第25条は厚生労働大臣から内閣総理大臣に改め、第29条は小規模保育事業所A型、第31条は小規模保育事業B型、第44条、保育所型事業所内保育事業、第47条は小規模型事業所内保育事業のそれぞれの施設において保育士の数は満3歳以上満4歳に満たない児童がおおむね20人につき1人であったものを15人につき1人とし、満4歳以上の児童がおおむね30人につき1人であったものを25人につき1人に改めるものでございます。

また、附則によりこの条例の施行期日は公布の日とするものでございます。

さらに、2項において、当分の間は、従前の基準により配置できることとする経過措置を設け、第3項において経過措置期間内においても改正後の基準を満たすよう努めるものとするものでございます。

こども未来課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で、説明が終わりました。

◎第2号報告～第6号報告の報告

○議長（大石 巖君） 日程第15、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、第3号報告 専決処分事項の報告について（令和5年度農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事請負契約の変更について）、第4号報告 令和5年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について、第5号報告 令和5年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び第6号報告 令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての5件について、各担当課長から順次報告願います。

最初に、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課から第2号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）御説明申し上げます。

議案書の32ページを御覧ください。

本報告は地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同

条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回、専決処分した事項は、物損事故及び道路瑕疵による損害賠償の額を定めることに係る3事案でございます。

議案書の33ページを御覧ください。

1件目の事案は、本年2月20日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、本年1月11日に大幡地内において除草作業中に小石が飛び、停車中の大型トラックのフロントガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額が34万9,085円、過失割合は町が100%でございます。損害賠償の額は34万9,085円でございます。

続きまして、議案書の34ページを御覧ください。

2件目の事案は、本年4月11日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、昨年11月22日に川尻地内において町公用自動車が相手方車両と接触し、車両を破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額が76万933円、過失割合は町が65%、相手方が35%でございます。損害賠償の額は49万4,606円でございます。

続きまして、議案書の35ページを御覧ください。

3件目の事案は、本年5月1日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、本年3月23日に片岡地内において相手方車両が走行中に道路の陥没に落輪し、左側前輪のタイヤを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額が2万6,330円、過失割合は町が30%、相手方が70%でございます。損害賠償の額は7,899円でございます。

これら3件の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から第4号報告 令和5年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、令和5年度の一般会計繰越明許費につきまして御報告申し上げます。

議案書の39ページ、40ページを御覧ください。

この報告は令和5年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告させていただきます。

計算書の内容につきましては、議案書の40ページを御覧ください。

令和5年度一般会計予算において、繰越明許費を設定された事業は繰越計算書の表内にある11事業でございます。それではそれぞれの内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、2款1項の情報公開制度推進費でございます。これは、個人情報安全管理措置制度

等対応支援業務委託料として440万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、一般財源440万円でございます。

次に、2款3項の戸籍・住民基本台帳事務費でございます。これは、読み仮名対応に係る戸籍附票システムの改修委託料として1,545万5,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金とし、1,545万5,000円でございます。

次に、3款1項の職員人件費でございます。これは、低所得世帯重点支援給付金給付事業に係る時間外勤務手当として46万6,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金46万6,000円でございます。

次に、3款1項の低所得世帯重点支援給付金給付事業費でございます。

これは、低所得世帯重点支援給付金給付事業に係る事業費として、7,863万600円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,863万600円でございます。

次に、4款1項の地域医療対策事業費でございます。これは診療所等開設補助金として5,000万円を繰り越して執行するものでございます。その財源としましては、一般財源5,000万円でございます。

次に、4款1項の新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費でございます。これは新型コロナウイルスワクチン接種体制事業に係る廃棄物処理委託料等として118万2,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金60万円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費58万2,000円でございます。

次に、6款1項の用水路改良維持修繕費でございます。これは山崎頭首工補修に係る工事請負費及びN T T・中電柱移設補償費として1億3,615万1,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金2,854万2,000円、農山漁村地域整備交付金6,703万2,000円、町債2,640万円、そして一般財源1,417万7,000円でございます。

次に、6款3項の漁港環境整備事業費でございます。これは、多目的広場整備に係る工事請負費として2,003万7,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金362万6,900円、漁業基盤整備事業費補助金1,140万1,500円、町債450万円、そして一般財源50万8,600円でございます。

次に、8款2項の吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。これは、大幡大井川線舗装修繕に係る工事請負費として、1,100万円繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金490万円、町債490万円、そして一般財源120万円でございます。

次に、8款2項の橋梁維持補修費でございます。これは、問屋南橋補修に係る工事請負費として2,492万6,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の道路メンテナンス事業費補助1,155万円、町債940万円、そして一般財源397万6,000円でございます。

最後に、8款3項の大幡川改修事業費でございます。これは、大幡川水系大窪川の河川改修に係る委託料、工事請負費及び電柱移転補償費として、5,041万7,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,400万円、町債3,120万円、そして一般財源521万7,000円でございます。

以上が第4号報告 令和5年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。

これをもちまして報告を終わります。

○議長（大石 巖君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、柳原真也君。

〔建設課長 柳原真也君登壇〕

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

建設課からは1件の報告事項について御説明申し上げます。

第3号報告 専決処分事項の報告について（令和5年度農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事請負契約の変更について）でございます。

議案書の36ページから38ページを御覧ください。

本報告は地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

議案書の38ページを御覧ください。

令和5年度農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事につきまして、国及び県における技能労働者の適正な賃金水準の確保についての通知に基づき、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価につきまして、この運用に関わる特例措置により契約金額の変更をするものでございます。

変更内容といたしましては、旧労務単価を適用して予定価格を積算した当該工事について受注者の請求に基づき、新労務単価により積算した予定価格に当初契約の落札率を掛けて算出した請負代金額に変更契約を行うものでございます。

変更後の契約金額は1億1,053万1,300円で、163万1,300円の増額になります。

以上が建設課からの御報告になります。よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、2件の報告事項について御説明申し上げます。

初めに、第5号報告 令和5年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の41ページを御覧ください。

本報告は令和5年度吉田町水道事業会計において地方公営企業法第26条の規定に基づいて予算の繰越しをした件につきまして、同法第26条第3項の規定に基づき、議会に御報告をさせていただくものでございます。

42ページの別紙を御覧ください。

令和５年度吉田町水道事業会計予算において、令和６年度に繰越しをして使用する建設改良費の繰越額は予算繰越計算書のとおりでございます。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。

１款１項吉田大東線配水管布設工事につきまして2,042万円でございます。これは、県が牧之原市坂部地内において実施する吉田大東線の道路改築事業に併せ、改築される道路に配水管を布設しようとする内容の工事でございます。その財源につきましては県からの工事負担金でございます。繰越しとなった理由は、県が地元との協議に不測の日数を要しており、そのため水道工事におきましても年度内には完成することができない状況であったためでございます。

以上が令和５年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての内容でございます。

次に、第６号報告 令和５年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の43ページを御覧ください。

本報告は令和５年度吉田町公共下水道事業会計において、地方公営企業法第26条の規定に基づいて予算の繰越しをした件につきまして、同法第26条第３項の規定に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

44ページの別紙を御覧ください。

令和５年度吉田町公共下水道事業会計予算において、令和６年度に繰越しをして使用する建設改良費の繰越額は予算繰越計算書のとおりでございます。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。

１款１項中央汚水幹線工事につきまして3,500万円でございます。これは住吉地内の住吉川に沿った町道寄子西浜３号線に下水道管を敷設したものでございまして、その財源につきましては国庫補助金、企業債、消費税等資本的収支調整額等が財源でございます。

繰越しとなった理由は、住吉川をはさんで立地する複数の土地所有者から取付管設置の要望が出されたことで設計変更が生じ、工事量が増加したためでございます。

以上が令和５年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての内容でございます。

上下水道課からの報告事項は以上でございます。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙

○議長（大石 巖君） 日程第16、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙について行います。

この件につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合議会の吉田町選出議員が１名欠員したことに伴い、広域施設組合管理者から補欠選挙の実施について依頼がありました。したがって、ここでは１名の補欠選挙を行います。

初めに、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙の方法についてですが、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に、4番、楠元由美子君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました4番、楠元由美子君を吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4番、楠元由美子君が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました。

ここで、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました4番、楠元由美子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時05分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会8日目であります。

ただいまの出席議員は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第34号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第1、第34号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、第34号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書3ページ、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金4,850万1,000円について質疑いたします。

今回、県からの補助で、町内での認知症に対応したグループホーム、特別養護施設かと思うんですが、この受け入れ体制を現状の9人から18人に増設しておきたいと、この計画とのことでした。この県補助金なんですが、県のホームページなどを見ますと国が定めた地域医療介護相互確保基金を活用したもので、実にですね、数多くの補助メニューというんですかね、自治体に対してこのようなことに申請してくださればということで、本当に多くの種類のメニューがございました。その中の一つを自治体が事情ごとに選択して、県が事前にヒヤリングして予算をつけていくものだと認識しております。

そこでお聞きしますが、これ、町として介護福祉に対する例えば緊急性ですとか優先度みたいなものが反映される町の意味が入ってこのメニューを選択したのだと思うんですが、今

回の補助メニューの選定はどのような考え方で行われたのかということについてお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 今回の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金につきましては、今期令和6年度、本年度からの第10次高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画策定におきまして、認知症高齢者のための地域密着型サービス、認知症対応型共同生活介護、グループホームですね、そちらの施設整備を進めていくという計画になっております。

それにつきまして、県には昨年度のうちに町のそういった計画があるだとか所要額調査等事前にございまして、町としましては計画の中でそういうものが出てくるということで県のほうには回答をしております。ですので、町が進める施設整備は、計画に沿ったもの、基づいたものが必須となりますので、そちらを県に伝えこの補助メニューについて所要額を回答をしているという状況になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

町のもともとの福祉計画、介護を含めた計画ということでございました。もう一つ伺いたいです。

たくさんのメニューを見たときに、県の補助金、予算に関して、これ素人考えかもしれませんが、今後介護、特に認知症を伴う介護の需要は増大してくると思われます。たくさんあったメニューの中から、もちろんこれも大事なことなんですが、ほかのメニュー、自治体の規模とか、町というか地域の介護医療施設の規模などによって上限みたいなものはあるかもしれないんですが、必要と考えられるものをたくさん申請して認可が下りたものから整備していくみたいな考え方ではないのかなと思ったんですが、そうもいかないというお答えを事前にいただいております、補助申請し過ぎてしまうデメリットみたいなものがあるとお聞きしましたが、その辺りの事情も御説明いただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

介護基盤、介護サービスの基盤整備というところにつきましては、先ほど申しあげました計画策定に基づきまして、今後の町のサービス利用の見込量、そういったものを推計した中でどういった施設を整備していくのかというものが非常に重要になってまいります。その計画を策定する過程であるだとか、今後の整備量の見込につきましては、県と連携して本当に当町にそれが必要なのか、県域で考えるべきものなのか等県と協議をしまして施設整備を進めていきますので、町がこういうものがあつたらいいな、ああいうものがあつたらいいなというものではなくて、今後こういったサービス利用が見込まれる中、供給量が足りません、そこで町としてはこういったサービスの体系のものを施設整備をしていきたいというものが当然必要になってまいりますので、そういうものがない中でこんなものをあんなものということで、そもそも県との協議の中で通らないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうしたうまくいかないというか、そんなに簡単なものではないというのを理解した上で、お聞きしましたが、もう一つ、歳出の部分もちょっと触ってしまうのですが、公募によってこれから来年をめどに選定していくという形なんです、仮に公募が公募してもなかなか調整がうまくいなくてこれを使い切れなかった場合は、リセットといいますかもう一回申請し直しなのか、繰り越すことができるような類いのものなのか、その辺りお聞かせください。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

今回、活用を考えております県の補助金につきましては、今年度のものとなっておりますので、今回この予算をお認めいただきまして公募をした結果、応募する事業者がいなかった場合は、今年度はこの補助金を県のほうに交付申請することができません。今後、町としてはどんなふうにもこの計画を進めていくのかということにつきましては、また県と協議したり町の状況を見極めながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、楠元由美子君。

○4 番（楠元由美子君） 4 番、楠元です。

説明書の 6 ページになります。4 款衛生費、1 項。

○議長（大石 巖君） 4 番、楠元由美子君、今、歳入についての質疑でございます。

○4 番（楠元由美子君） 大変失礼しました。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

ほかに歳入についての質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければこれで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

初めに、3 款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大石 巖君） 3 番、盛 純一郎君。

○3 番（盛 純一郎君） 3 番、盛です。

先ほどの、町内の認知症対応グループホーム受入れ可能人数を 9 から 18、倍の受入れを目指して公募による選定を行うという予算になるかと思うんですが、応募してくれる業者がない場合は厳しいなと思っているんですが、例えば、これが当たりがついて、私もともと実際の事業者側からこうしたいというものかと思ったんですが、そこに町のほうのこれを増やしておきたいということも、先ほどの予算のところで聞き及びましたが、選定基準についてはどのようにお考えか。例えば、民間の施設でも吉田町にそういうグループホーム開いてくれるのであれば、それは選定の基準に入るものなのかどうか、チャンスがあるのかということについてお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

事業者の公募につきましては、町内外問わず、事業を展開している法人でありましたとか広く公募をしてみたいと思いますが、町内にも 1 事業所ございますのでそこを含めての公募になる

うかと考えております。ですので、基準があるかというところは、また募集要項の中で定めて公募をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今後、認知症の高齢者が増加していくのは間違いないかなと思っているんです。家庭でケアできればいいんですが、なかなか在宅でのそうした方へのケアが家族では大変だというような相談が今後多くなるのではないかなと感じております。子育てしながらの介護ですとかダブルケアですね、それから就学中のお子さんがおじいちゃんおばあちゃんの世話をいろいろしなきゃいけない状態になって、例えば本来の勉強ですとか部活動ですとか習い事などができる時間的余裕がないというヤングケアラーの問題ですとか、こういうものが今既にあるのかもしれないですけど、何とかなっているのか顕在化しているのか、吉田町においてこれがどのような状態になっているのかということを知りたいと思っておりますが、そこで、例えばこの施設入居の相談といいますか、おじいちゃんおばあちゃんがこのような状態でとても家族では見られないよというような相談、これ福祉課のワンストップ窓口とか包括支援センターの相談件数というのは私4年か5年前にそんな感じの質問をしたと思うんですけども、令和になって増加しているんでしょうか。あまりこの町ではそんなにそこまでいっていないのか、そのあたりをお聞かせいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

認知症施策につきましては、認知症高齢者が増加するであろうという見込みの下、施設整備だけではなく、在宅でどのようにそういった方、それから家族を支えていくかというところも今期の計画の中で認知症施策の推進というところで掲げておりますが、認知症への理解をまず深めるであるとか、認知症の早期発見早期治療というところも今後力を入れてまいります。そうした中で、理想は認知症の症状が出た場合、またはそれを予防する段階から専門職が介入をして在宅での生活をなるべく長く続けられるように。その後施設入居、それはそれぞれのご家族の状況によっても違って来るかとは思いますが、そのときにはその相談に乗れる専門職がその家庭の支援をしているということが理想というか、そういう形が作り上げられるということが必要であるというふうに考えます。

そういった中で、相談件数でございますが、物すごく増えているからとか、そういった、今数字持っておりませんので感覚はございませんが、やはり早めにそういった介護サービス、おうちにいる段階から介護サービスを利用できるだとか早い段階でちょっとどういうサービスを使ったらいいかといった地域包括支援センターへの相談等あると思います。それが数として増えているかどうかについてはお答えできませんが、そういった相談も受け入れる体制を整えるということも必要だというふうに考え対応をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今お答えいただきました細かい件数が気になるとかではなくて、相対的にだんだんじわじわと増えているのか、それとも今おっしゃったように町のほうでいろいろ認知症への理解で

すとか、あるいは在宅でこのようなサービスメニューが提供できるですとか、予防のための取組などもなさっているかと思うんですが、それでもいよいよになったときに、行政のほうでやはり相談窓口が手厚いのと、家族で今ですと、例えば吉田町ではもうちょっと受入れ無理だということで町外ですとかのところを一生懸命病院経由で探したりですとかそういったケースは何件か存じているんですが、吉田町もこのところ力入れて、受入れ倍、9人が18だけど、認知症介護としてのグループホームの人を増やしているよというようなことをぜひ該当する町民に周知していただきたいなと思っているんですが、そこに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

該当する町民という方、このグループホームに入居できる方は、介護度認定を要支援2以上お持ちの方ということになりますが、こういった方がどの施設を利用しようかといった段階には先ほどもありましたようにケアマネージャーなり病院施設なりそういったところからつないでいただくということが多いというふうには思いますが、町にはこういう施設サービスがありますといったことはホームページ等通じて、あとは御相談があった場合には分かるような資料ですね、そういったものでお知らせをしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑は。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければこれで質疑を終結します。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

先ほどのところなんですが、介護サービス提供体制整備促進事業費、歳入のほうでも詳しくお話は聞いたんですが、そうした中で町が計画を立ててその中で今回こういうものが出てくるといふ話なんだけれども、県の要綱見ますと災害レッドゾーンであるとか災害イエローゾーン、それで、わが町は防災町づくりということで非常にやっております。そうした中で優先順位の決め方、計画の。それで今回は認知症のグループホームという方向でやったんだけど、防災に関したのものも使えるよというふうになってきている中で、その優先順位というのはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

県のその補助メニューの中にはいろいろなものがございますが、以前、地域密着型サービスのグループホームであったり特別養護老人ホームであったりといったところでは、そういった災害というか感染症対策にこういった補助金があるということでお伝えをして、コロナ対策の簡易陰圧装置を補助メニューというか県からその補助金をいただいて事業者が施設整備をしたという経緯がございます。ですので、今そのメニューの中で使えるもので既設の事業所が使いたい補助メニューがある場合には、またそこで県と協議をするということになりますが、今回につきましては、計画の中から見込量として供給量を確保する必要があるということで出てきた計画ですので、そちらをまずは県に計画に基づく町の施設整備ということでエントリーをして、その補助金を活用したいということでそちらを考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 優先順位ということを私言ったんだけど、要はこの改正がずっとされているわけですね、この補助要綱。一番新しいところが去年の 9 月なんですよ。令和 5 年 9 月 12 日から施行というので、非常に新しいものなんだけど、その中にこういった災害に対するものが出てきております。それで、町の計画を立てるときにそういったものが順次入ってきて相当するものが数じゃないと思うんですよ。ましてや町は防災町づくりという中でやっている。それを考えたら優先順位的には非常に高いんじゃないかなと思うんですが、その点について、今後こういったものを視野に入れて補助計画というものを立てていくということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

この県の補助金補助制度につきましては、県の指定を受けている事業者は、直接この補助事業を県に申請をして活用していくものになります。今回、町が行っている以前この活用をして行った事業につきましては、地域密着型サービスの施設のみについて町を通したといいますか、町が申請をして活用できるものになりますので、こういった補助事業を活用して町の中にある介護施設がそういった対策をしていく必要がある場合には、こちらの補助メニューを活用することが重要であると考えますが、その場合につきましても県と協議をしながらということになりますので、県と協議しながら必要な事業所があるかどうか等につきましては、事業所と連携を図り確認をしながら進めてまいりたいと思いますが、町が直接この補助事業を申請するかといったものについては限定されておりますので、そちらは県、事業所と協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） いまいち理解ができないんだけど、計画が先なのか、まず計画を立てるんでしょ。それで当町にそれに相当するものがあるのかないのか。今の話だと、両方やっていくんでしょうけれども、先にそういったものを探しておいて、それに当てはまるものがあれば計画を立ててそれを今度県と交渉していくみたいを受け取ってしまったんですが、どっちなんですか。まずは計画をちゃんと立ててそれに沿ってやっていくという方向だと思うんですよ。それで、それによって補助金を申請していく。その数云々じゃないと思うんですが、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

少し分かりづらい説明になってしまいましたが、基本的には、この計画の中で推計した見込量というものを出して、町が必要な施設整備を進めていくということがまず大前提になります。町がどういった施設整備を進めていくかといったところには、その推計値に基づいた計画、それから県との協議が必要になりますので、そういった手続を踏んで行っていくものになります。それで今後もそうしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかになければこれで質疑を終結します。

次に、4 款の衛生費を行います。4 款衛生費について質疑はありませんか。

4 番、楠元由美子君。

○4 番（楠元由美子君） 4 番、楠元です。

こちらの衛生費のところの2 目予防費、予防接種委託料5,989万5,000円、こちらについてお聞きします。

全協のほうでこちらの対象者の世代、また、そちらの対象の方全員に接種券を送付するというようなお話を聞いておりますが、まず、そちらの方へ接種送付券を世代を決めた町のほうの考えと、あとはその接種券の送付の仕方、そちらを決めた理由を教えてください。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

まず予診票につきましては、全員協議会での説明が不十分であったのかなと思いますのでそちらも含めてお答えをいたします。

コロナワクチンの予防接種の対象者は65歳以上の高齢者と、65歳から64歳の重症化リスクが高い方、こちらがまず接種の対象者になります。そのうちの、令和5年秋冬、これ一番直近のものになりますが、このときに接種した方、この方たちは前回接種しておりますので今回も接種をする可能性が高いであろうということで判断いたしました。

その方と今年度新たに65歳に到達をする方、その方には接種に関する通知、まずは通知を送付をいたします。この通知というのが接種期間、自己負担額、接種の方法、それから接種を実施する医療機関の一覧などが記載をされている、あくまでもお知らせのようなものになります。ですので、このとき皆さんには予診票は送付はいたしません。予診票は各医療機関へ配付をしまして、それぞれの医療機関で対応をしていただくことになります。これについては、医療機関から予約を入れた方に対して予診票を渡すとかっていう方法になると思います。接種の期間になりましたら、今度は基本的には御自分でその医療機関へ予約をして接種をしていただくことになります。中には予約が現在行っている高齢者のインフルエンザの予防接種などでは予約が必要でないよという医療機関もありますので、これは各医療機関のやり方次第になります。

まず、御質問にありました希望者宅への送付ということに当町では決めたんですけれども、これについては、今年度は接種の方法が今まで行っていた集団接種から個別接種へ変わるとかいろいろな方法が変更となる初年度となりますので、先ほど申しました接種をするであろう、接種する可能性が高いであろうと見込んだ令和5年秋冬に接種した方と今年度65歳に到達する方、この方たちには混乱を招くことがないように接種に関する個別のまずはお知らせをお送りをするということで決めました。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4 番、楠元由美子君。

○4 番（楠元由美子君） 4 番。

ありがとうございます。すみません、私のほうがちょっと認識不足でした。

今回、接種のほうの通知のお知らせということで送付するというところで今確認できました。その中に、今お聞きしたのが期間、自己負担金額、接種の方法、接種できる医療機関の一覧等という話をされたんですけれども、今心配されるところが、コロナワクチンの健康被害等でかなり声が出ているところが多いんですけれども、そういったところの国からのいっしょ

にお知らせと共にそういったこともデメリットとしてございますよというようなそういったお知らせ通知も国からは示されているものはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

接種に関しての健康被害のお知らせということになります。現時点ではこの定期接種に変わったことで国からは特にお知らせを入れなさいとかお知らせしなさいというようなものは示されてはおりません。が、もしあればお知らせに同封をする予定でございますし、まだこのお知らせもどういう形ですか、まだこれから協議をして印刷をしてということになりますので、こういった形になるか分かりませんが、健康被害のことも多少でも載せられればちょっと検討はしてみたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8番、山内です。

今、内容は詳しく聞かせてもらいました。なかなかあの、通知をするということなんだけれども、意外と複雑な通知方法の条件です。その辺間違えないようやっていただけたらと思います。それと、特に今、私がこの案件で感じたのは、昨年コロナウイルス感染症の死者が1万6,000人だったと、そういう報道があった。それで5月2日に1個人がコロナにかかって多分入院したんでしょうね。3日には陰性が証明された。非常に分からないのが、感染経路が全く分からないでしょうね。確実に安全がされた中で。要するに言いたいことは、このウイルスに関しては5類という形になりましたけれども、おそらく感染に関しては強烈な感染力を持っていると思うんですよ。その中で、今聞いた数字の中で65歳に新たになった人、それと65から64と。その中で1つ心配をするのは、強烈な感染症を持った者が年齢に関係なく出てきますので、国からの補助に対して財政調整基金を使うんですから。その中では吉田町の中ではそういう人たちのもうちょっと幅を広げて、医者の方の疾患の証明書を基にしようもう少しそういう可能性のある人、危険性のある人に関しては町としてはもうちょっと補助というか柔かく対応というのはできないものですか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

対象者につきましては、先ほども申し上げましたとおり65歳以上の方と60歳から64歳の重症化リスクの高い方が国の方針として示されております。議員がおっしゃるのはそれ以下の、また重症化リスクの高い方、この方たちに対しての支援というかそういったものがということでおっしゃっているかと思いますが、対象にはなっておらない方であっても医療機関で誰でも接種が可能な医療機関であれば受けていただくことはできます。ただ、全額自己負担になってしまうということになってしまうというところはあります。現時点では、当町ではこの国が方針で示している65歳以上の方と60歳から64歳の重症化リスクの高い方、この方以外の特別な支援というのは考えておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 一刀両断、考えていませんということですが、今言ったリスク

を持っている人たちにとっては、非常に、物すごい強烈な心配ですよ。それと、1万6,000人が亡くなった年齢とか分析しているわけではないので、町としての優しさというのを私は欲しいと思うんですけれども。当然証明があったということで証明を条件として。そういうものをぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、また機会がありましたら。今言った一刀両断の下に考えないということであるというのは、非常に町のお金を使うわけですから、その辺は何か譲歩するとかそういう部分を考えていただきたいと思うんですが、それとも一刀両断ですか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

ただいま、議員のほうから、いわゆるおそらくインフルエンザと同様な補助等を拡充したらどうかというところかと思えます。今回、この感染症予防接種ということで、新たに個別接種ということで始まっていくわけですが、こちらにつきましては、今後は様子も受診状況等もございまして、またコロナの感染状況等もあるかと思えますので、その点は様子を見ながらという形になりますが、まずは一旦、先ほど言いました高齢者の65歳以上の方、秋冬にやられた方々対象にまずは実施をするということで、国の制度をまず始めるというところから始めまして、今後その状況によってどうしていくかというところは検討していくことになるかと思えます。どうしても財政面の関係もありますので、その辺は状況を見ながらということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ぜひ希望を持って観察しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ワクチンの予防委託は今医師会と検討中というふうにお伺いしていますが、町としてはこれをどのくらいまでにはっきりさせて、いつ頃から接種を始めたというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

こちらのコロナワクチンの予防接種の接種期間が今のところ国からは秋冬ということしか示されておりません。ただ、いろいろなことが高齢者のインフルエンザと同様と言われております。この高齢者のインフルエンザはちなみに10月1日からとなっておりますので、ほぼ同じような時期に開始しなければならないようになるかと思っております。それでいくと逆算していきますと、9月には皆さんのところに実施医療機関などがもう固まったお知らせ、通知をしなければいけませんので、医師会との協議の中でまず接種費用の確定を、あとどの医療機関が接種を実施してくれるのかというところを夏まで8月までには、この6、7月くらいの間には決めておきたいと思っております。それでないと皆さんにお送りする通知が遅くなってしまうというということになりますので、そのように考えております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今回のシステムは、要するに自己負担が発生するということだと思うので、その辺を今までと何が違うということはいっしょに皆さんに周知して、できるだけ早く

広報していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

以上で本議案に対する質疑を終結をしたいと思います。

◎議案第35号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第2、第35号議案 令和6年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、第35号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

歳出のほうの関係ですけれども、大丈夫ですか。

説明書の3ページになります。

こちらの1款総務費、1項総務管理費の中の12節、電算処理委託料についてお聞きしたいと思います。

まずこちらのほう、今後、紙媒体の保険証がマイナカードと一体化するに移行するに当たりのシステムの改修ということでお聞きしておりますが、まず現段階でマイナカードの取得は任意であるということと、現在厚生労働省のほうで5月24日から6月22日までの間に健康保険法などの省令から健康保険証を交付しなければならないとする規定を削除する意見募集、パブリックコメントを今行っている現状であるということと、紙媒体の保険証、こちらのほうが令和6年12月2日まで発行されるような現状でその保険証自体も1年間利用が可能である中で、今回のシステム改修のほうを補正に上げてきたタイミングは妥当だったのかどうか、その辺の町の考えをお願いします。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

今議会に上げましたタイミングといたしましては、今回のシステム改修は大きく分けて全員協議会のほうでも説明をさせていただきましたが、マイナンバーの下4桁を含む加入者情報の通知作成に伴う改修、また資格情報の内容に相違があった場合にチェックするための改修、またマイナ保険証を持っていない方へ発行する資格確認証の交付に伴う改修、この3つが主な改修となっております。マイナンバーの下4桁を含む加入者情報の通知に関しましては、国のほうから10月までに被保険者のほうに通知をするということになっておりますので、システム改修を含めてこのタイミングとなっております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

タイミングのほうは妥当だということで確認取れました。こちらのほうの今後システム改

修がされた後、通知のほうとかを皆さんのほうに送付すると思うんですけども、今後のスケジュールをどのように考えていますか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

先ほど申し上げましたこの3つのシステム改修全て、7月から9月までにシステム改修契約をしまして改修のほうを予定しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

○4番（楠元由美子君） 4番。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 改修のほうのスケジュールは確認できました。今後、こちらの下4桁の通知のほうの皆さんにお配りする通知表とかが改修後に出来上がると思うんですけども、そちらのほうのときになかなか町民の方がこの通知が何なのか御理解するのに分かりづらいんじゃないかというところもすごく心配しているところではありますが、その辺の町民の方の周知また御理解等も含め町のほうのそういったことに対しての対策、その辺のことをもう少し詳しくお願いします。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

加入者情報の通知に関しましては、今回初めて被保険者の方に送る通知になりますので、周知の方法といたしましては、広報、ホームページ、また通知を送る際に同封するリーフレット等を考えております。被保険者の方々に分かりやすい周知を考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 楠元です。分かりやすくいろいろなところで周知をしていただくように工夫をされるということですが、なかなか送付された後すぐですと意外と気にされていると思うんですが、期間がいつまでに、間違っていなければいいんですけども下4桁の情報が、もしそこで御本人の情報と違っていた場合に、一度多分町のほうとかに連絡を入れなければならないと思うんですけども、そういったところを怠ってしまわないよう、定期的に町民の方にお知らせするようなことをぜひお願いしたいと思うんですが、そのあたりはどうお考えますか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

資格情報の通知に関しましては、そこにマイナンバーの下4桁が記載されております。その自分のマイナンバーの4桁と一致していない場合は直ちに町民課、町のほうに連絡を入れるようなそういう記載もしてありますので、まずは通知が届いたら自分のマイナンバーと確認をしていただいて、今後マイナ保険証を使っていくに当たっては医療機関の方でももしその番号が一致しないということはないと思うんですけども、そこでマイナ保険証が使えなくなりますので、そこに関しては通知のところでしっかり確認してもらうような周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（大石 巖君） よろしいですか。
- 4番（楠元由美子君） はい。
- 議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。
-

◎日程の追加について

- 議長（大石 巖君） 日程第3、町長から第38号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について、1件の追加議案が提出されました。
-

◎議案第38号の上程、説明

- 議長（大石 巖君） 日程第3、第38号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 令和6年第2回吉田町議会定例会に追加上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、追加上程されました議案は、補正予算について1件でございます。内容につきましては、第38号議案の令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、令和6年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,694万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ137億6,688万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程されました議案概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

財政管理課長。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

- 財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から、第38号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,694万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ137億6,688万6,000円とするものでございます。

また、第2項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正とおりにお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款、国庫支出金につきましては、3億6,694万8,000円を増額するものでございます。

これは、2項8目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金におきまして、国の経済対策に伴いまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億6,694万8,000円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

2款、総務費につきましては、2億6,984万6,000円を増額でございます。

まず2項1目、税務総務費におきまして、国の施策に呼応した定額減税補足給付金給与事業に係る職員人件費87万1,000円を増額。会計年度任用職員人件費361万6,000円を増額、また、4ページから5ページにかけての定額減税補足給付金給付事業費については、定額減税し切れないと見込まれる方に対する、定額減税補足給付金の給付に係る経費といたしまして、2億6,535万9,000円を計上するものでございます。

5ページを御覧ください。

次に3款、民生費につきましては、9,710万2,000円を増額でございます。

5ページから6ページにかけての1項1目、社会福祉総務費におきまして、国の施策に呼応した住民税非課税世帯等臨時給付金給付事業に係る職員人件費62万1,000円を増額。また、6ページの住民税非課税世帯等臨時給付金給付事業費については、令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対する住民税非課税世帯等臨時給付金の給付に係る経費といたしまして、9,648万1,000円を計上するものでございます。

以上が、第38号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました日程第3、第38号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についての議案審議につきましては、13日本会議一般質問終了後、全員協議会を開きまして、議案の内容確認を行います。

また、議案審議は、17日の本会議で質疑、討論及び採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了をいたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時55分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会11日目でございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定によりまして、期日までに通告を受け、質問を許可をしております。また、同条第3項の規定によりまして、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今回は、さきに通告したとおり、当町の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進捗と今後の活用について質問いたします。

自治体DXという言葉が一般的に独り歩きし、その実態というものがなかなか理解しづらいものであると思います。

国は、令和2年12月25日、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、総務省は「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」、「デジタル・ガバメント実行計画」を公表しました。

また、令和6年4月24日に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（第3.0版）」を改正版として策定しました。

自治体デジタル・トランスフォーメーション（以下自治体DX）といいますが、国の目指

すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示され、このビジョンの実現のため、住民に身近な行政を行う市区町村自治体の役割は重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいということで、始動していると理解しております。

当町においても、自治体DXに関連する予算づけがされ、事業が行われております。

そこで、「自治体DX推進計画第3.0版」を基に自治体が重点的に取り組むべき事項等について当町の進捗状況と今後の取組について質問いたします。

(1)自治体フロントヤード改革の推進における「書かないワンストップ窓口」について町の現状と今後の取組は。

(2)オンライン申請について、町のホームページには介護関係手続12種類、子育て関係15種類、その他の手続2種類が掲載されており、マイナンバーカードを用いる申請となっている。これら以外にもオンライン化できる申請書類はあると考えるが、今後の取組は。

(3)公金収納におけるeLTAXの活用について町の現状と課題は。

(4)自治体のAI・RPAの利用推進について、町の現状と今後の取組は。

RPAとは、Robotic Process Automationということで、データの入力や集計、照合などの作業をソフトウェアのロボットに代替させて自動化させる仕組みとなっております。

(5)テレワークの推進に関し町の現状と課題は。

(6)町のデジタルデバйд対策は。

デジタルデバйдとは、情報通信技術、特にインターネットの恩恵を受けることのできる人とできない人の間にできる経済格差を指し、通常情報格差といいます。

以上、答弁を求めます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、本町のデジタル・トランスフォーメーションいわゆるDXの取組に関する背景などにつきまして、御説明いたします。

自治体DXの取組は、今後、高齢者の割合がピークになる一方で生産年齢人口が急減し、社会保障や経済に大きな影響を与える可能性があるといわれている2040年を迎えたときにも、安定的で持続可能な形で行政サービスの提供を続けることができるよう準備をしていくものでございます。

国では、令和2年12月に自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化した「自治体DX推進計画」を策定し、自治体の動きを加速させるとともに、デジタル庁を発足させるなど、国としてデジタル社会の形成に向けて積極的に取り組む姿勢を明らかにしております。

加えて、近年のデジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症拡大などにより、これまでの政府等による情報化・デジタル化の取組が加速する中、国は令和3年9月に、これまでの高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に代わり、デジタル化を推進するための基本理念と基本方針を示したデジタル社会形成基本法を施行いたしました。

こうした国の動きを踏まえ、町におきましても町民の皆様の暮らしを支え守るとともに、

事務手続の効率化・高度化を推進するため、本町のデジタル化政策の方向性を示した吉田町DX推進計画を昨年3月に策定し、この計画に沿ってDXの取組を進めております。

それでは、当町の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進捗と今後の活用についての御質問のうち、1点目の自治体フロントヤード改革の推進における「書かないワンストップ窓口」について町の現状と今後の取組はについてお答えをいたします。

フロントヤード改革とは、住民と行政の接点である「フロント」いわゆる「窓口」について、オンライン等の非対面申請へのシフトのみならず、対面でも「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」窓口を目的とした総合的な取組とされております。

先進的な自治体では、書かないワンストップ窓口を導入することにより、「何度も同じ項目を書かされる」「複数の窓口に回される」などの住民が手続をする際に抱える課題や、「申請書ごとに記入方法の説明をする」「記入内容の確認作業が多岐にわたる」などの自治体職員が抱える課題の解決を図る取組を行っていることを把握しております。

町の現状といたしましては、国が開始した行政手続のオンライン化やワンストップ化を受け、庁内組織である吉田町情報化推進委員会の下部組織として、昨年9月に行政手続のオンライン化の推進に係る専門部会を設置し、書かない窓口の調査検討を開始いたしました。

この専門部会には、本町のCIO補佐官やCIO補佐官の紹介により、地方公共団体情報システム機構の職員にもアドバイザーとして会議に出席いただき、国が示すフロントヤード改革の説明や町の業務に合ったアドバイスをいただきました。

町のフロントヤード改革に関する取組は始まったばかりですが、町民の皆様の利便性の向上に向け、デジタル化に対応した窓口レイアウトの変更をはじめ、各課の連携強化や組織体制の見直しなど多岐にわたる要素に関わる非常に大きな取組でありますことから、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のオンライン申請について、町のホームページには介護関係手続12種類、子育て関係15種類、その他の手続2種類が掲載されており、マイナンバーカードを用いる申請となっている。これら以外にもオンライン化できる申請書類はあると考えるが、今後の取組はについてお答えいたします。

議員の御質問にありますように、町ホームページには、29種類の手続を掲載しておりますが、このうち、介護関係の居宅介護住宅改修費の申請の手続につきましては、申請書を2種類に分けて掲載していること、また、その他の手続の火災予防関係手続につきましては、静岡市消防局へのリンクとなっていることから、手続の数に若干の差異がございますので、御承知おき願います。

オンライン申請が可能な手続の現在の状況につきましては、国が策定したデジタル社会の実現に向けた重点計画において、特に国民の利便性向上に資する手続とされた31の手続のうち、町が所管する子育て、介護、被災者支援関係の27の手続となっております。

これらの手続につきましては、昨年4月からマイナポータル経由でマイナンバーカードを用いたオンライン手続が可能となっておりますが、国では、さらにオンライン申請が可能な手続の対象範囲を拡大しており、転出届の提出や転入予定の連絡につきましても、既にマイナポータルを経由した手続が可能となっております。

これらの手続以外にも施設の利用予約、各種申請など利用範囲の拡大を図ってまいります。また、マイナポータルを経由したオンライン申請以外にも、eLTAXの地方税共通納税

システムによる納税や、民間事業者が提供するオンライン申請サービスを活用した、町立図書館の本の貸出予約、各種イベントへの申込み、アンケート調査などを行っております。

今後もマイナポータルに限らず、オンラインの活用を積極的に推進してまいります。

次に、3点目の公金収納におけるe L T A Xの活用について町の現状と課題はについてお答えいたします。

地方税ポータルシステムe L T A Xにつきましては、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、法人町民税と町県民税の特別徴収分の電子納税が可能となりました。

さらに、昨年4月から地方税統一Q Rコードを用いた「地方税お支払いサイト」が開始されたことにより、税目の拡大や支払い方法が拡充され、より町民の皆様身近な納付方法として活用をされております。

町におきましても、令和元年10月から法人町民税と町県民税の特別徴収分につきまして、電子納税の受付を開始しており、さらに昨年4月から固定資産税、都市計画税、軽自動車税を、本年4月からは新たに町県民税と国民健康保険税の普通徴収分と町たばこ税を追加し、現在は、町税の全ての税目につきまして、納付を受け付けております。

このe L T A Xを利用した町税の納付状況につきまして、令和5年度の決算見込額は、固定資産税と都市計画税が約6,300件、約11億4,600万円、軽自動車税が約2,100件、約1,600万円となっております。

これを支払い方法別の割合で令和4年度と比較してみますと、窓口納付の割合が減少していることから、e L T A Xの活用は進んでいると判断しておりますが、町といたしましては、さらに利用率を上げてまいりたいと考えております。

町民の皆様におかれましては、e L T A Xの利用に際しまして、パソコン、スマートフォン、インターネット環境が必要な面もございますが、従来のような金融機関に出かけて窓口と並ぶといった負担がなくなるなどのメリットがありますことから、今後も引き続き、電子納税の利便性について町ホームページや広報よしだ等を活用しながら周知を図り、利用率の向上を目指してまいります。

次に、4点目の自治体のA I・R P Aの利用推進について、町の現状と今後の取組はについてお答えいたします。

自治体の業務における一般的なA Iの活用状況につきましては、住民からの問合せに対応するものや会話などの音声を文字化するもの、画像の認識、数値を予測するものなどがございます。

町では、昨年度から「A I相談パートナー」という会議録を作成するサービスや「U Dトーク」という音声を即時にテキスト化し画像に映し出すことができるシステムを活用しております。

「A I相談パートナー」につきましては、録音した音声がA Iによりテキスト化されることから、会議録を作成する時間が短縮され、職員の負担軽減につながっております。

「U Dトーク」につきましては、聴覚に障害のある方や、外国籍の方への業務の説明に利用することで、円滑なコミュニケーションを図ることにつながっております。

R P Aの活用方法でございますが、R P Aとは、議員の御質問にもありますように、ふだん人が行うデータ入力や集計などの作業をソフトウェアのロボットが代替し、自動化するものでございます。

町の導入状況といたしましては、平成24年度から町税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料の納付書の情報を取り込むOCR読取り機を導入し、人に代わって消し込み作業を行っております。

また、令和4年度からは、町に提出された給与支払報告書を画像として取り込むシステムを導入いたしました。加えて、昨年度からは、職員の出勤や時間外勤務などを管理できる勤怠管理システムを導入し、今まで職員が行っていた業務を自動化させております。

AI・RPAは、事務の効率化が格段に上がる半面、町の予算規模を考えると予算を圧迫する可能性があることから、今後の導入につきましては、費用対効果を十分に考慮しながら検討してまいります。

次に、5点目のテレワークの推進に関し町の現状と課題はについてお答えをいたします。

テレワークを導入することは、柔軟な働き方を確保し働きやすい環境を整備することにより、業務の生産性の向上を図るとともに、より質の高い行政サービスの提供に寄与するものと捉えております。

加えて、総務省からも地方自治体に対し、テレワークの導入や実施について積極的に取り組むよう通知が出されているところでございます。

町におきましては、自宅にしながら庁舎の自席パソコンを操作することができる専用パソコン5台を活用し、テレワークの本格運用に向け、業務の洗い出しや課題を把握するため、昨年5月から試行的にテレワークを開始いたしました。

また本年度は、これまでにテレワークを実施した職員からの要望を受け、新たに携帯電話を整備し、環境の充実を図っておりますが、実際に利用した職員が少なかったことから、検証や分析をするためのデータが十分に収集することができなかったため、本格運用までには至らず、本年度も試行を継続することといたしました。

今後も行政サービスの質の向上につなげられるよう、テレワークの本格運用に向けた環境の整備を進めてまいります。

最後に、6点目の町のデジタルデバйд対策はについてお答えいたします。

デジタルデバйдとは、一般的にインターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる方と利用できない方の間に生じる格差であると認識しております。インターネットや情報通信機器の普及により、使用に不慣れな皆様の中には、様々なサービスを利用しにくいと感じている方もおられるものと思います。

町では、この格差の解消に向け、まずは町民の皆様にとって最も身近な情報通信機器でありますスマートフォンを利用できるように、昨年度、総務省の利用者向けデジタル活用支援推進事業を活用し、民間事業者と連携をして初心者向けスマホ教室を中央公民館や各自治会館において開催いたしました。

このスマホ教室に参加された方は延べ102人で、スマートフォンは持っているが使いこなせない方が参加されました。少人数での教室ではありましたが、参加者の感想の中には、「親切、丁寧で分かりやすかった」「スマートフォンの操作について気軽に聞ける人がいなかったのが助かった」などがあり、個々の悩みに応じたアドバイスができたかと捉えております。

今後も引き続き、情報通信機器に興味のある方に対しましては、スマホ教室などを通じて底上げになるような対策を実施するとともに、情報通信機器に興味のない方、持っていない

方に対しましても不利益が生じることのないよう事業を実施していくことが、本町におけるデジタルデバйд対策と考えております。

町といたしましては、国が策定をしました自治体D X推進計画の重点取組事項の一つであります自治体情報システムの標準化・共通化を期限内に達成することを最優先とし、これに並行して、その他のD Xに関する取組を段階的に進めることで、国が目指す誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を進めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 9 番、増田です。

答弁、ありがとうございます。

最初にも言ったんですが、非常にD X、自治体D Xという言葉に関して、何をやっているんだろう、何がどう変わるんだろう、とすごく不安なところもあるし、分からないところが非常に町民の皆さん、あると思います。そうした中で、今回、このような質問させていただいて、ある程度、町がどういう方向にいくのかなというのが見えてきたところでございます。まず最初に、フロントヤード改革についてお尋ねをします。

答弁のほうで、「書かない窓口」という意味で、いろいろ検討されているということでした。C I O補佐官やC I O補佐官の紹介による地方公共団体情報システム機構の職員等にもオブザーバーとして会議をしたと。そうした中で、町の業務に合ったアドバイスをいただきましたとありましたが、具体的にどういったものがあったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

C I O補佐官は国の情報にすごく強い方でいらっしゃって、私たちに情報が入ってくる前にその情報をいただけるというすごく強みがあります。

具体的に、吉田町としてどのようなアドバイスをいただいたかという質問に対しましては、「書かない窓口」のことに對して、先進的な事例、ここの近隣だけではなく、こんなことをやっているという事例紹介とかをいただいております。

一つの事例を挙げますと、有名なところでいきますと、北海道の北見市、そこがすごく有名でして、やっている窓口の取組ということは、「書かない窓口」と言っても、町民の方は書かない、その代わりに職員が代わりに町民の方から聞いて、住民票の請求だとか、転入の手続とかという書くやり方をしていると。

もう一つ有名なところといいますと、鳥取県の米子市というところがあるんですけれども、その「書かない窓口」ということは、全て町民の方がいらっしゃると町民の方ができる手続を全て提示して、今日は何の御用でしたんですかということを聞くというような「書かない窓口」をやっていると。そういった種類がたくさんあるという中で、当町がどういう方向性で書かない窓口を目指していくのかということを取り組んでいくかということのアドバイスをいただいたりだとかということをしております。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 事例は、はっきり言ってネット調べれば出てくる。そうした中で、よく言われるのが、窓口で名前を書かなきゃいけないとかというのを、前もって印刷しちゃっ

ておく、これには今、判こを、押印捺印が今、大分廃止の方向にあって、名前もそれでいいのかというところが多少あると思います。本人確認という意味で。でも、それをよくいろんなお店でいろんな契約をしたときに、タブレットにペンで自分で書いて、それがそのまま印刷されて署名という形になるようなものもあるし、もう先に名前、署名は別に何でもいい。あいうえおでもいい。でも正式な書類にはちゃんと名前が印刷されているというようなやり方、そういうのも一つの「書かない窓口」という意味でもできるし、この後にも出てきたんだけれども、音声で、そのまんまもう書いてしまう、書かれてくる、そういったやり方もあるのかなと思って、CIO補佐官等もアドバイスというのが、有名な事例を挙げてきて、じゃ、吉田町にとってどれが当てはまってくるのか、その辺は皆さん考えていると思うんですが。

この計画自体が令和7年度末をめどにというこの計画がありますよね。それにのっかって今やっているといると思うんですよ。そうすると令和7年度末、令和8年3月末までにどこまでできるのかというところで、今、事例を聞いていますだけで、なかなかそこまでいかないと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

議員おっしゃった令和7年度末という私たちが目指しているところは、標準化、共通化、それからガバメントクラウドの移行というところには国から正式に令和7年度末という期限は切られているものなんですけれども、このフロントヤード改革のことにつきましては、各市町のやり方で、創意工夫をして検討するようというところまでということですので、そこはちょっと私たちと認識が違うかなとは思っています。

今、私たちは吉田町にとってどういったところが町民の皆様に向けた利便性が向上できる窓口を目指していけばいいかということを検討しているというところでございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、期限がどうのこうのというのが、「自治体DX計画第3.0版」には、令和8年3月末というのが出ていて、そこがやっぱり一番の基本的な考え方なのかなと思います。

国がいろんなものを出してきて、それに対応するにはとてもそこまでできっこないよというのがあると思うんですが、でも一応そういう計画にのっかって、計画を立ててやりなさいというようなものだと思うんですよ。そうすると、一応、そこまでの期限が仮であるかもしれないですが、あまりにものんびりというか、もっと具体的にこういうものやっついこうというのが見えてこないんですが、そこについてはいかがです。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

やはり、職員の意識の醸成というものも必要になることではございますので、そこはいきなりお金をかけて何かをやってしまったら、なかなかうまくいくものではないというふうに捉えております。職員が、職員それから町民、それと足並みそろえながら、一緒に進んでいかなきゃいけないと。あるところから急激に加速をするということもこちらでも検討していきたいながら、当町に合ったDX、「書かない窓口」を進めていきたいと思っています。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） その点についてはだんだんというのか、急に広まるというのは本当、あると思うんですよ。我々普通にやっても、急にスマホでも何でも新しいものボンて出てきて、今まで不便だったのが非常に楽にできるように、世の中というかそういうメーカーがやっていますので、その辺については、本当にアンテナを高くしていただいて、導入できるものは導入する、民間でもうあるものだったらそれで簡単に導入できるんだったら、やっていっていただければと思います。

次、いきます。

オンライン申請について、るる答弁がございました。意外とやってるんだなというのが非常に印象的にはございます。

そうした中で、マイナポータルを使ってというのは、ある程度限られたものがあったりとか、国の問題もありますので分かるんですが、それ以外のもので例えば、要望の申請、特に土木関係があったりするんだけど、現状、一度町内会、町民の方が町内会に上げて、基本的にね。町内会から自治会に上げて、自治会から役場、担当課というか総務課へ1回行って、総務課から割り振って、各課にいくと、要望が。ここが、実際、今どういうやり方しているか分からないんですけども、そこもっと短縮できるやり方というのはあるのかなと思うんですよ。一般的に、歩いて、どこかに穴ぼこがあったというのは、今、LINEでやっています。それ以外にも不便なところがあったりとかすると思うんですよ。そうしたときに、すぐに段階を経ていくともう忘れた頃になっちゃうんです、はっきり言って。回答戻って来て、回答戻ってくる頃にもうそれが直ってればいいんだけど、直ってなくてそこから始まるみたいなのところもあります。ものによっては本当に時間かかってもう言った人忘れちゃうくらい。これって非常にうまくないのかな、せっかくこういうシステムを使うんだったら、これからね。そうしたオンライン申請、要望のオンライン申請というようなものでもできるんじゃないかなと思うんですが、そういったもの、一つの提案なんですけど、考えられますか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

議員からの提案の前の穴ぼこのことにつきましては、町もLINEでということをやっているところがございます。LINEができるようになりましても、なかなか紙の申請というものはいまだにありまして、そういったものもLINEでもできますよということを周知をさせていただいているところがございます。

提供側もなかなかLINEでやるということがまだできにくいのか、紙のほうが楽と思っているのかというところと、あとほかのものに対しましても、今、自治会経由で上げていただけておりますので、自治会のこれからどういうふうに、もしいきなり町民と町とつながって申請をするということをやるとしたら、自治会の皆さんにもこういった情報が上がってきていますよという仕組みを考えていかなきゃいけないということもありますので、将来はずっと紙でやるということはありませんので、いずれは電子化をされるということは視野に入れております。いつからやるのかというお答えはまだできませんけれども、そういった取組もこれから検討していきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

非常に前向きな答弁でありがたいんですが、要はその手間を省く、D Xの一番のところはもう手間を省くというのが町民にとって一番だと思います。それをデジタル化してネット使ってやるというのは、ざっくり言うと、D X、これ外向け、要はフロントヤードではないんだけど。外向けです。の話の中で、そういったものをやっぱりやっていかないと、その実感をされない。D Xによって、町民の方が、あ、便利になったねという実感を感ぜられないと思うんですよ。今まで不便だったものが、何度も役場行ったりとか、人に話を聞いたり、そういった手間を省いてやっていくというのが非常にD Xに関してはいいのかなと思いますので、ぜひ実現をお願いしたいと思います。

次に、e L T A Xははっきり言って、自分知らなかったです。e T A Xはよく聞いていて、皆さん、一般の方もe T A Xは結構コマーシャルとかでもやっているんで、知っていると思うんですが。このe L T A Xについては、本当に知らなくて。何ぞやというのがあって、前、課長ともお話をしたときに、LはローカルのLだという意味で、ああ、そうなんだということに納得をしました。

そうした中で、これを取り入れたところ、答弁にもありましたが、固定資産税であるとか、都市計画税、軽自動車税とか非常に収納はよくなっているよというようなことであるかと思いますが、これはやっぱり皆さんがあまりにも知らないところがあるのかな。通知が来ればそこに何かQ Rコードあって、説明が書いてある。これ、どうしてやるのというのが結構あつたりするのかな。それを答弁にもありますが、ホームページ、広報よしで活用をしていく、周知していくと、もっと早くにやっていけばもっとよかったのにと非常に思います。

今後とも、ここに関しては特に質問はないんですが、やっていただければと思います。

次に、A I ・ R P A、言葉がもう横文字で訳分かんない世界なんですが、音声と同時にテキスト化するとか、会議録、これ非常に使いやすい。今、A I も非常に学習をしていて、あまり言葉がそごがないというのか、合ってきているというのは学習してやっていくと非常にいいものができている。これを、役場がもう既に活用していたということが今日、分かりました。我々議会には、全く知らなくて、非常に不便な思いをしています。これ、町でやっているんだしたら、これ議会側でも使えるのかなと思うんですが、その辺について答弁できるようならしていただきたい。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

町が何か事業を起こす、何か物を買うということに関しましては、予算を計上しておりますので、予算でお認めいただいているものというふうに私たちは認識しております。特に、商品名みたいな、今、「UDトーク」「A I 相談パートナー」というお名前を紹介しながら、町長が答弁させていただきましたが、そういったことになるとなかなかこれは一体何という話になってしまうかもしれませんけれども、特に「UDトーク」というのは、福祉課の窓口のところで、こういった音声で文字に変換してできるよというようなことは、たしか私の記憶の中では、予算審議なのか、何かのときにも御質問があって、担当課長がお答えしていると思いますので、そういったものがあるということは議会の皆さんも御承知いただいているというふうに認識しております。

あと、もう一つの「A I 相談パートナー」のことにつきましても、当町で入れたものです

けれども、直接、私のほうから議員の皆さんにという御紹介はなかったということならば、職員は承知しておりますので、また議会事務局の職員経由でまた議員の皆さんもお耳に入るようなことは私のほうから言っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 9 番、増田です。

非常にありがたい話でございます。ぜひ、今後、議会内で協議の上、いろいろお願いをすることがあるかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

続きまして、同じ、今のところなんです、R P A に関しては非常にお金もかかるし、なかなか大変だなというのは、理解はしています。そうした中で、簡単なものとして、下水道使用料の収納とかと出ているわけです。こういったものは、ある意味、先ほど言っていたフロントヤードに対するバックヤード向きだと思うんですよ。じゃ、町民向けの R P A を考えたときに、何ができるのかなというのが非常に思うところであります。

だから、今すぐやれとは言わない、そうした中で、どういったことができるんだろうかというような検討というものはされているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

R P A のことに関しましては、どうしても事務改善というか、というところに視点が行きがちで、当町の現状におきまして、間違いがなく、入力をするというところの視点でよく使っているものでございます。それを、町民の皆様のサービスを向上させるためになると、ちょっとごめんなさい、今どういったところに使えるかというところが、今、私の中にはないものですから、これは国の動き、または先進事例を参考にしながら、当町に参考になるようなものがありましたら、いずれは考えていきたいということを考えています。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 非常に簡単というか、分かりやすいところでいくと、藤枝市かな、ロボットがいて、庁舎案内から始めたというようなところもたしかありましたよね。だから、町民の方来て、「これ何課に行けばいいの」と言ったら、「何課です」と答える程度、そういった、それが別にロボットの形をしてなくてもいいんですよ。受付にそういったものがあるって、やれば迷うことなく行ける。というような一つのこれは自分の思ったことなんです、その辺から始めても、ぱっと見で分かるんです、変わったね。最初から自分ずっと言っているように、変わったねというのが非常に大事だと思いますんで、そこをちょっと考えて、お金がかかるにしても、考えて何かで使えるものがあれば、やっていったらどうかという提案をさせていただきます。

そして、次にテレワーク。これも非常にびっくりしたというか、新しいところで、自宅にしながら庁舎内席パソコンを操作することができる専用パソコン 5 台、こういったものを使いながら、コロナがあったから余計こういうことができるようになったのかなと思いますが、非常にいい方向なのかなと。ただ、自宅にしながらというところは、どういった場面があるのかなというのが非常に分からない。病気で入院してたらもう治療に専念せないかんし、という中で、あとどういったことがあるのかな、自宅にしながらというところで、ちょっと説明をいただければと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

町長答弁にもございましたとおり、今はテレワークの本格運用する前の試行的ということで、どんなことを自宅で業務ができるのかということを探りながらというところがございます。どうしても地方自治体職員ですので、町民の皆様と顔を合わせながらというところがまだまだ多い業務ではありますので、まだ本当に試行的ということです。

どんな場面ということですが、これは将来的には全ての職員がやれるような業務にしていくということが国から求められているところです。ただ、繰返しになりますけれども、窓口業務を持っていたりだとか、町、市特有の業務もありますので、そこを線引きしながらやっていくということです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

分かったような分かんないような、自分が理解追いついていないんだけど、結局どういう場面というの、具体的に何かあったらお願いできますか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） どういった場面ではなく、普通に仕事は7時間45分働いているのを、庁舎で働くのではなく、自宅で働くことができるということになれば。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

最後に、デジタルデバイド対策ということでございます。これはもう、直接町民の方にも関係することであって、特に苦手な方がどう対処していくのかなと、町ではスマートフォンの教室をやっていたり、各電話会社というのか携帯とかの会社でやってくれていたりする中で、多少はできるようになってきているのかなというところがございます。そうした中で、町の職員も、デジタル人材、だから外部にももちろん任せるのはいいんだけど、町の中でもそうしたデジタル人材というのをこれから育てなきゃいけないというのは、方針の中で、計画の中であると思います。そこについて、現状と、これからこういった方向でいくのかというところをお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

デジタル人材という名前を聞くと何となく機械に強い職員が分からないところに行って教えてあげたりだとか、ちょっとトラブルが起これば行って直してあげたりとかというようなところを想像をするんですけども、一般的にS E、システムエンジニアと言われるような名前なんですけれども、そういったソフトウェアの設計とか開発をする人材を当町の中で、職員の中でつくろうということは考えておりません。

当町が目指すデジタル人材というものは、町長の答弁にもございましたけれども、2040年に日本の高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口が減少すると、そういう中でも、サービスを提供していく、デジタルなものがたくさん入ってくる、どこをデジタルに置き換えたらサービスを維持できて、または町民の皆様がサービスを向上したというようなことを味わっ

ていただけるかというところを考えるのが当町を目指すデジタル人材だというふうを考えております。

なかなか、そうは言っても、すぐ育つようなものではありませんので、CIO補佐官の国の動き、それから先進事例、聞きながら、一人一人が業務をやりながらどこがデジタルになるのかというのを考えていくというふうに業務を進めるというふうに考えております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） まさにそれ、そういうことを言っている方もいます。要は、デジタルとアナログのハイブリッド。一部ではもうアナログ、今までどおりのアナログでやっていく、できるところはもうデジタルにしていって、そうした中で、今、過渡期なんで余計そうなんでしょうけれども、これが今の子供たちは、それこそグーグルエデュケーションなんちゃらで、本当もうすごいですよね。その子供たちがあと数年でもう職員として来るかもしれない。そうしたときのギャップ、今の方がどうのこうの言うわけじゃないんだけど、そのギャップというのがすごいことが起きるんじゃないかなというの非常に思っております。そこをデジタル人材という言葉で表すとどうなのか分かんないんだけど、そういった人たちが自然になじめるというか、逆に今の現状もういる、我々のちょっと下の年代の方々と上手にうまくミックスしていかないと、あまりにも格差、それこそ庁舎内で格差ができちゃう。そこを考えるとちゃんとして今のうちにしていけないといけないのかなと思います。その点について、何か策を持っているのかどうかというところでお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

庁舎内の組織の中で、情報化推進委員会というものを組織して、各課1名、選出して事あるごとに会議をしております。その中で、例えば生成AIのことについても勉強をしたりだとかということもしておりますので、その各課1名集められた職員が課に帰ってこんなことやったよということを広げていきながら、組織の底上げを図っていくというふうを考えております。

今回の一般質問全てに当たることですが、フロントヤードのことの反対では、議員もありましたけれども、バックヤードと整備も必要だと。デジタルの技術を浸透していくには、ソフト面それからハード面も必要だというふうに考えておりますので、ちょっと一遍になかなかやるのはすごく町の中でも大変ですが、ちょっとずつちょっとずつ底上げを図るというようなことは意識をしてこの協議に当たりたいと思います。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 最後にしますけれども、フロントヤード云々をずっと言ってきて、今日言っている中で、1階の窓口、一番使うところが、町民の方が使うところ。Wi-Fi入ってないんですよ。これ、ことあるごと我々言っているんだけど、Wi-Fiを入れることによって、スマホ云々をチェックしながらもしやる場面があったときに、非常にサービスとしてはいいのかなと。町民の方の負担を軽減するためにも、Wi-Fiを入れてあれば、フリーWi-Fiをほかのところ入ってるんで、できるんじゃないかな。別個の回線引けば、セキュリティ云々は解消できるのかなと思うんですよ。一つの町民サービスとして、Wi-Fiを使えるような環境整備というのはできないもんなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

今、この時代ですので、W i - F i が必要だということは十分認識ができる内容だと思います。具体的に窓口のところで、まだネットを使って何か申請をするといったようなものは、今、当町にはございませんので、そういったものが整備されたときにはもちろん入れていかなきゃいけないというふうに考えております。

今、フリーW i - F i 入れると、待ち時間のときに町民の皆様、今、こう、すぐにスマホ見ますので、そういったところの利便性というか待っている時間のことは喜ばれるようなことだろうと思いますので、検討をしていく、検討しろと言われればそういうふうな話になりますけれども、やはりお金もかかることですので、何か町民の皆様の利便性向上の理由をつけてやっていかなければいけないというふうに思います。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 利便性向上、もちろん、利便性向上なんです。仮に待ち時間にスマホを見ていようが、いいと思うんですよ。退屈に待っているよりも。それは一つの住民サービスとしては使えるのかな。よく言われるのが、「お客様のために」こういうことをしましょうと、民間でもいろいろあるんだけど、お客様のためにじゃなくて、お客様の立場になって考えろ。というようなアドバイスもあります。住民の方の立場で考えたら、この時間を少しでもそうしたもので紛らわすことができたなら、これはその方にとっては非常にいいもの、いいものということは利便があると。だから、W i - F i を入れるに当たって、別にそこでちゅうちょするような問題ではないと私は思うんですが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

議員のほうから、町民の皆様、いわゆるお客様の立場に立ってということでお話がありましたが、先ほども総務課長からも今後、手続を踏まえて検討していきたいという答弁がございました。

また、町長、逆に、町も併せて待ち時間がないようにもしなければならないということもありますので、今後その点も踏まえて検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） ぜひお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（大石 巖君） 以上で、9 番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、7 番、平野 積君。

〔7 番 平野 積君登壇〕

○7 番（平野 積君） 7 番、平野です。

私は、通告書のとおり、第6次吉田町総合計画前期基本計画の「分野の主な成果指標」の目標値について質問します。

前回の一般質問で、同基本計画の分野の主な成果の目標値の設定理由などを伺いました。

今回はその第2弾として、目標値設定の考え方や、目標値に向けての業務の進め方についてただしたいと考えています。

では、吉田町は、令和6年度から令和9年度までを対象期間とした第6次吉田町総合計画前期基本計画を策定しました。

前回の一般質問で、各取組の進捗度を図るために必要な分野の主な成果指標の目標値について質問しました。その際の答弁で、目標値の設定については、以下の3点を念頭に置いている。

全国や県内などの平均値の比較など、可能な限り相対的な比較ができる目標値、適切な目標水準の設定に努めるとともに、現状値を高める、または維持する目標値、町を取り巻く社会情勢の変化を見据え、町民に理解が得られる目標値とのことでした。

そこで、以下の点について質問いたします。

(1) 目標達成に向けての施策が明確な目標値を念頭に置いて目標値を設定しない理由は。

2番目の質問は、前回の一般質問で、目標設定への施策や目標設定理由などについてお伺いした中から、代表してごみ減量・リサイクルについてお伺いします。

(2) 分野、ごみ減量・リサイクルの主な成果指標の目標値、1人1日当たりの可燃ごみの排出量を令和4年度の756.08グラムから、令和9年度に584.11グラムに減少させることについて、4年後に目標値を達成するために毎年どのような施策を実施する計画か。

質問は以上です。よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 第6次吉田町総合計画前期基本計画の分野の主な成果指標の目標値についての御質問のうち、1点目の目標達成に向けての施策が明確な目標値を念頭に置いて目標値を設定しない理由はについてお答えいたします。

第6次吉田町総合計画前期基本計画の分野の主な成果指標の目標値につきましては、第1回議会定例会における議員の一般質問においてお答えしましたとおり、全国や県内等の平均値との比較など、可能な限り相対的な比較ができる目標値とすること。適切な目標水準の設定に努めるとともに、現状値を高める、または維持する目標値とすること、町を取り巻く社会情勢の変化を見据え、町民に理解が得られる目標値とすることの3点を念頭に置いて設定をしたものでございます。

この3点を念頭に設定した理由といたしましては、目標の達成度を具体的で客観的に測定できるものであることが分かりやすく重要であると考えているからであります。

これを踏まえ、第6次吉田町総合計画前期基本計画では、各分野において将来都市像とまちづくりの基本理念の実現に寄与する目指す状態を設定し、現時点における現状と課題を整理した上で、それらに対応するための施策を検討し、その施策の進捗度を図るための主な成果指標とその指標に対する現状値、令和9年度までの目標値を掲げております。

その一例を挙げてみますと、分野の下水道・浄化槽・し尿処理において、「公共用水域の保全に寄与する汚水処理施設が整備されたまち」を目指すため、課題として合併処理浄化槽の転換を促進していく必要があり、その一つの施策として、浄化槽の整備による生活雑排水浄化槽対策を進めるため、個人設置型浄化槽整備に対する助成を行うことで、浄化槽処理人

口普及率を向上させるという目標値を設定しており、施策が明確なものとして設定した成果指標と目標値となっております。

議員から、目標達成に向けての施策が明確な目標値を念頭に置いて目標値を設定しない理由はと御質問いただいておりますが、目指す状態に向かっていくための成果指標や目標値につきましては、施策を含め、目標の達成度を具体的で客観的に測定できるものを設定しております。

次に、２点目の分野、ごみ処理、リサイクルの主な成果指標の目標値、１人１日当たりの可燃ごみの排出量を令和４年度の756.08グラムから令和９年度に584.11グラムに減少させることについて、４年後に目標値を達成するために、毎年どのような施策を実施する計画かについてお答えいたします。

町では、第６次吉田町総合計画前期基本計画のごみ減量リサイクルの分野におきましては、ごみ減量・リサイクル活動が活発に行われている美しいまちを目指す状態として、ごみの減量及びリサイクルの意識の向上、家庭における３Ｒの取組の推進、ごみ処理施設の適切な維持管理の三つを施策として推進していくことを掲げており、それらの進捗度を図る主な成果指標として、１人１日当たりの可燃ごみの排出量を設定し、令和９年度の目標値を、令和４年度の756.08グラムから２割以上を削減した584.11グラムに減少させる目標値を設定しております。

この目標値は、国の第３次循環型社会形成中心基本計画及び第３次静岡県循環型社会形成計画を踏まえ、平成30年に３月に策定しました吉田町一般廃棄物処理基本計画に掲げた平成39年度の目標値と同じ目標値を設定しておりますが、第５次吉田町総合計画後期基本計画における各年度の排出量の実績値を見ますと、挑戦的な目標値としております。

そのため、第６次吉田町総合計画前期基本計画において、ごみ減量・リサイクル分野の施策の方向を引き続き継続していく必要があるものの、その手段となる実施計画上の各事務事業の手法などはこれまでの第５次吉田町総合計画とは違った視点、やり方に改善していく必要があるものと認識をしております。

ごみの減量化に向けましては、まずは現状分析を行い、対策を講じていくためには、何が必要なのかなどを改めて確認していく必要がございます。

まず、実際に排出されるごみ質の現状を見ますと、吉田町牧之原市広域施設組合に搬入されるごみのうち、昨年度の平均値の実績では、紙、布類が41.5%、木、竹、わら等が44.1%、ビニール、合成樹脂、ゴム類等が11.4%、その他が３%となっており、年度によって数値が若干の変動をすることがございますが、毎年度同様のごみ質の割合で推移している状況でございます。

まず、ごみの成分を見てみますと、可燃物が54.4%、水分が39.8%、灰分が5.8%という状況でございました。

こうしたことから、第６次吉田町総合計画前期基本計画で掲げましたごみの排出量を２割削減するに当たりましては、全体の８割を占めております紙、布類と木、竹、わら等に的を絞り、水分の減少を含めたごみ減量化、資源化の施策を展開していくこととしております。

町では、これまでにごみの減量化、資源化に向け様々な事業を展開してまいりましたが、昨年までの実績と併せて現状を鑑みますと、第６次吉田町総合計画前期基本計画におけるごみリサイクルの減量化に向けては、さきに述べましたとおり、これまでと同様のやり方を継続

していくのではなく、改善を加えた形で、各事業に取り組んでいかなければなりません。

ごみの減量化、資源化に向けましては、やはりその主体である町民の皆様、お一人お一人が行動に移していただく必要がありますので、今後は町民の皆様への働きかけや、意識を高める取組を強化してまいります。

一例を申し上げますと、これまでに町民の皆様のごみの減量化、資源化の意識の醸成を図るため、「吉田町ごみ分別ガイドブック」を作成し、各世帯に配布しているほか、直近では、広報「よしだ」5月号でも、生ごみの水の切り方について掲載をし、町民の皆様と呼びかけているところでございますが、ごみの減量化、資源化の主体となるのは、町民の皆様でございますので、町としましては、これらの情報提供と併せて、自治会や町内会など地域に足を運び、意識の啓発を図る取組を行っていくことが肝要であると考えております。

ごみの減量化、資源化につきましては、それぞれの施策の事業を展開する上で、その土台となるものが意識の醸成でございますので、議員のおっしゃるような年度ごとに計画性を持って、実施する性質のものではないと考えております。

町としましては、紙、布類と木、竹、わら等の減量化、資源化に向けた施策を中心に事業を展開するとともに、意識啓発活動を並行して、積極的、継続的に進めていくことで、第6次吉田町総合計画前期基本計画の目標値を達成し、「ごみ減量・リサイクル活動が活発に行われている美しいまち」の実現の向け、取り組んでまいります。

以前、住民主体で焼却に頼らない低コストなごみ処理方法を長年継続し、2019年にごみのリサイクル率82.6%を達成し、13年連続リサイクル率日本一を維持しております鹿児島県大崎町を視察で訪れたことがあります。

大崎町では、「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に住民主体で不燃物のみならず、可燃物の分別収集の徹底がされるとともに、食品残渣や木、竹、わら等の堆肥化を行うなど、官民を挙げて徹底した分別収集に取り組んでおります。

実際、分別収集日の朝6時過ぎに町内の一つの集落の収集場所へ視察にまいりますと、自治会役員や地域のボランティアの方々が、住民が搬入する27品目の資源品の中身の確認や分別の手伝いなど、精力的に活動されておりました。

このとき、大崎町の東康弘町長や自治会役員の方々とお話をしましたが、大崎町では一般廃棄物を焼却ではなく、埋立てにより処理をしており、20年ほど前に埋立て処分場の残余年数が逼迫した状態になったこときっかけに、町がごみの減量化、資源化を図るため、分別収集を徹底を住民に呼びかけたことから始まっております。

当初、ごみの減量化、資源化の意識はなかなか住民に浸透しなかったようですが、町は諦めずに、各地区、町内会、隣組単位ごとに担当者はもちろんのこと、役場の全職員がごみの減量化、資源化の必要性について粘り強く訴えて回ったことによりまして、住民がそれに応えたということでございます。

町の課題解決に向けた熱意と粘りに住民が立ち上がり、今では、地域住民が主体的に利用している状況でございました。

こうして見ますと、住民意識の醸成というものは時間がかかるかもしれませんが、町担当課、職員のそれぞれが熱意を持って取り組むことにより、よりよい方向へと結果を導くということを改めて教えてくれた視察でございました。

議員におかれましも、ごみの減量化、資源化の意識向上に向けまして、各地域、各地区で

呼びかけていただければ、大変ありがたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） 答弁をいただきました。

今回の質問に関しましては、どういう答弁が返ってくるのかちょっと分からなかったというか、最初の質問に関してはそれなりかなと、二つ目の質問に関しましては、最後をお願いしようとしたことを自らやったださるということです、力強く感じております。

再質問いたしますけれども、通告書に示しましたけれども、その目標設定時に念頭に置く3点において、より深く理解したいというために、この念頭に置く3点のうち、最初の全国や県内などの平均値との比較など可能な限り相対的な比較ができる目標値というのをより具体的に説明していただけますでしょうか。また、何に注意すべきということを意味しているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

このまず1番目の全国や県内などの平均値の比較など可能な限り相対的にということは、誰が見ても比較できる分かりやすい数値を使っていくという中で、今回この平均値を、比較などできる目標値を可能な限り目標値としてという考え方ですけれども、これは先ほど言った明確に表す中では、要はその目標値が下の2番目に関わってきますけれども、適切であるかどうかというところの基準をある程度そういうもので比較できるということで、こういうことを設定しながら考えたものでございます。

具体的なものでいいますと、第6次吉田町総合計画の中では男女共同参画、人権尊重という中で、この男女共同参画に向けて今後進めていく中で、審議会等に占める女性の割合というところで、この目標値に設定しております28%というものがございまして、これにつきましては、今、吉田町につきましては、現状値が22.8%という中で、県の平均が28%ぐらいだという中で、そこ目標に向けて施策を打って、この目標値に近づけるというふうな形で、ある程度目標値の設定が分かりやすく比較できるということで、具体的にはこの審議会の委員については28%というところで設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） では、2番目の適切な目標水準の設定に努めるとともに、現状を高める、または維持する目標値をより具体的に説明願います。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この2番目につきましては、議員おっしゃる現状維持がどうかというところもございまして、確かにその現状維持を目標値にしてあることから、その現状を高める、または維持する目標値というのが、現状のままでいいのかということもございまして、これ、数値につきましては維持することが悪いことではないと、要は現状維持を進めることによって、将来都市像に向かって進めていけるという目標値の設定でございまして、

これを具体的なものでいいますと、子育て支援サービス等のものにつきましては、保育所

の待機児童ゼロという目標値を掲げております。この目標値の待機児童ゼロというのは、今現状も待機児童なしということで行っているわけですが、これを続けることによって、その子育て支援に対する将来都市像を達成できるというところで、この目標値については現状値を維持していくというような具体的な例として挙げてさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 現状維持に関しては、目標によってそれ以上できないというのを理解しているわけですが、このまま書いてしまうとちょっと高めるか現状維持かというのと、何でもかんでもそのように読めてしまうというのが最初に読んだ印象で、よくよく考えるとそういうことだろうなとは思っただけですが、そういうことはしっかり説明された上で上げているなら、そういうことなのでしょうねということです。

町を取り巻く社会情勢の変化を見据え、町民に理解が得られる目標値というのはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

社会の情勢の変化を見据えてというところでございますけれども、今回ですと、第5次総合計画の中では、6次も含めてですけれども、コロナという今までになかったそういうような社会情勢の大きな変化というか、そういうものもございまして、例えば生活交通の中では、その目標値のほうを公共交通の乗降率というところを人数をどこに持っていくかというところで、第5次の公共交通計画の中でもうたってございますが、今までは順調に右肩上がり伸びていたものを目標値として第5次では設定しておりましたけれども、第6次はやはりそういう社会的情勢の大きな変化がある中で、やはりそこをそのまま伸ばしていくのではなくて、まず最初に、コロナ前の人数を目標にして、そこを目標にしながら、施策のほう進めていくと、そういうことで大きく社会情勢として影響されるというものについては、そういうものを考慮しながら、目標値のほうを設定しているということで、設定させていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） これ、議論すると時間取るんで、一応ここで切ります。

突然ですけれども、総務課長、前回の質問で、分野、コミュニティの指標として、令和4年度の自治会への加入率65.1%に対して71.7%と高い目標設定を行っております。その際に、この念頭に置くべき3点のうち、何に重点を置いて目標を設定されたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 議員から頂いた通告書とは若干かけ離れますが、そこは一応お答えしてもよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 前回に引き続きということでお願いします。

○総務課長（太田順子君） よろしいですか。

それでは、お答えさせていただきます。

今、企画課長が三つのことを細かく答弁させていただきましたけれども、自治会の目標につきましては、この3点全て該当しているということで目標を掲げさせていただきました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） さらっと流そうと思ったんですが、その答弁で……、具体的に71.7というのはどこから出てきたんですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務省のほうでホームページで上げております地域コミュニティの状況と活動等自治体が期待する活動という、ちょっと冊子の名前が分からなくて申し訳ないんですけども、総務省のほうで上げた自治会の加入率の平均というのがあります。そのこの数値が、令和2年度でいいますと、ここで私たちが目標に掲げました71.7ということになっております。

当町よりももっと大きな都市、地区でも71.7%の人が自治会に加入しているという現状を見まして、当町も頑張らなければいけないという心構えから71.7%ということを目標に掲げさせていただきました。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 多分そうだろうということで、ちょっと調べてみましたところ、ちょうどその71.7というのが、これ、そのコミュニティに出てきたんで、これ、線形で落ちているんですよ。これでいくと、目標である令和9年は67.5%ぐらいになるわけですね。それを、令和2年度全国平均に持っていこうとすると、かなりの努力が必要だと思いますが、前回の一般質問で答弁では、従来のやり方、そんなに変える気はないというお話でしたので、もうこれに関しては、ここで終わりにします。多分予定ですが、来年の6月ぐらいに一般質問しますので、ぜひ上げておいてください。そのほうが話しやすいんで。

次にいきます。

前回の一般質問で提出された計画策定調書を基にヒアリングを重ね、現時点における現状と課題を整理した上で、それらに対応するために勘案された施策を検討し、施策の成果を示す指標と目標値を設定するとともに、目標の考え方、目標の出典を明記をするものとされており、目標値の設定理由をはじめ、分野の目標を達成するために、手段となる施策を併せて議論している、今回の答弁の中ではあるんですが、このヒアリングというのは、何回ぐらいやっているんですか、その目標値を設定に至るまでに。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この吉田町の総合計画をつくるに当たりましては、まず、各課から、今議員がおっしゃいました各調書をまず提出していただきまして、まず初めに担当者ヒアリングということで、担当者が、先ほど言った道筋に乗って、調書のほうが策定されているかどうか、目標値のほうを設定されているかどうかというところをヒアリングをさせていただきまして、それで進めてまいります。

そういう中で、そこでまとめたものを内部組織であります地域づくり推進委員会、これは町長を含め、課長級が委員になっているんですけども、その中で、その施策としてやっているものがあるのかどうか、それが果たして、今のうちのほうの方向性に合っているかどうかというところについても議論させていただいております。その中でも目標値のほうは設定させていただいております。

そういう庁内議論を経まして、今度、総合計画等審議会、これは有識者であるとか、住民の方の代表者でつくっております総合計画等審議会というのがございまして、その中でも町の意見としてこの施策がいいのか、将来都市像に向けての方向性が間違っていないかどうかというところは審議をさせていただいて、初めて方向性と施策と目標値というものが設定されています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それに関して、2番目の質問のごみ減量化・リサイクルにおいて、計画策定書の中には、目標の考え方及び目標の出典というのが記載されていたと思いますが、それにはどういうことが記載されていたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

まず、目標の考え方につきましては、家庭から排出される生ごみの減量化、地域社会における公衆衛生の向上、環境美化及び廃棄物の削減を図ると記載をさせていただいてあります。

また、目標の出典等につきましては、吉田町一般廃棄物処理計画、一般廃棄物処理実行計画、生ごみ処理機等設置補助金といった記載をさせていただいています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 思ったより中身の少ないことを書いているというふうに思うんですが、いいんですね。

ちょっとごみ関係に入りますと、今日の答弁聞いていて、前回の答弁とは随分様子が変わってきているように思います。前回の答弁においては、各施策に対する手段、事業レベルでは新たな工夫や新たな改善を行っていきます、施策は変わりません、その中でやりますという。その一つ目に、衣料等の回収のため、衣料等の回収ボックスを主要な公共施設に設置すること。

二つ目に、各家庭からの生ごみに含まれる水分量の削減の生ごみの水切りを周知し、それに併せて生ごみ処理機等の設置補助金制度のアピールしていくということだったんですが、今回と随分、より具体的かどうかというのは別ですが、これが、答弁が変わった理由というのは何ですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

もちろんこの目標設定に当たっても、実際どんな目標設定をするかというのを考えた上で、やっぱりチャレンジングな目標設定であるというふうに考えています。

前回回答させていただいたこれまでの既存の事業プラス衣類等の回収ということで、目標達成するためにやるつもりで考えていたわけですが、実際成分等分析すると、何が必要なのか、何を削減することが必要なのかということを考えた場合に、そういったことも必要だろうということの中で、今回新たなというか、やっぱり考え方をさらに進めていくという考え方の下にこういった回答をさせていただいています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

前回と答弁内容が違うということはないというふうに思っております。といいますのは、前回はいわゆる施策の手段となる事務事業の説明をさせていただいております。今回は、施策の事務事業は、これまでと同様に引き続き工夫を凝らして実施をしていくということをしておりますので、前回と内容が変わるというものではないというふうに思っております。

今回はそれに加えて、やはり目標値というものを、前はたしか非常に厳しいんじゃないかというお話もいただいたと思うんですが、今回も挑戦的だということで、町は目指すのを高みに目指しています。

ですので、それを達成に向けては、事務事業を進めるのは当然のことながら、やはり意識啓発、ここが非常に重要だということも内部のほうでも話をしまして、今回このような答弁になったということになります。

まずは、前回とも併せた形の答弁という形になりますので、違うということはないというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） 違うといたらそうなんでしょう。

でも、1 回目に今回と同じような答弁をなぜいただけなかったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

前回御質問をいただきまして、答弁のほうさせていただいております。

そうした中で、またさらに今回同様の御質問もいただいているという中で、私たちの進める方向性は同じところでありますけれども、そこに町として、重要なものというのを新たに加えたということになりますので、全く同じ答弁であれば、同じ答弁にしますけれども、そうしたものでないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） 今のお話でいくと、一般質問というのは1 回じゃなく、2 回、3 回同じことを聞いたほうがより具体的な案が出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

そうした同じものを、その時期もあるでしょうし、そうしたこともありますので、仮に間が空けば、先ほど総務課長のほうにも御質問をいただきましたけれども、どういったものが変わったのかとか、そうしたことがあるかというふうに思います。

当然町のほうも毎年、毎年、常に前年を見て、今後どうしていくかということを反省といいますか、現状を確認しながら、次期はどうしていくのかという、いわゆる P D C A サイクルを回しておりますので、そうしたことで御確認いただければというふうに思います。そうしたことによって、結果は、当然実績値というのが出てきますので、そうした中で御判断いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 目標値についてお伺いしますが、町は毎年行政評価報告書というのを毎年出していただいております。このごみ減量・リサイクル推進事業は、平成30年度から現状のまま継続するという事になっております。第5次総合計画の後期計画においては、平成30年度743.2グラムに対して、令和5年度は603.81グラムにするという目標値を掲げていました。

それに対して、令和4年度の実績は756.08で、平成30年度の実績値よりも多い。目標よりも現状値を上回ってしまったという中において、今回23%下げるぞという目標値が妥当であったと判断された理由は何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今回の目標値につきましては、実際22%か23%ぐらい削減するというような目標値になっています。実際、環境行政を取り巻く環境というのが、社会情勢というのが、地球温暖化防止対策であったり、SDGsであったりと、そういった取組は喫緊の課題ということの中で、下方修正をするというのはいかなるものかという部分で、やはりその環境に対する施策につきましては、高い意識を持ってやろうということの中で、今回この数値を継続やっていくということで設定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 下方修正とかそういう問題じゃなくて、目標として出した以上はそれを達成しましょうよという話なんですよ。

何かよく聞くのは、そういう意気込みでやっています、そういう意気込みじゃなくて、それは意気込みも大切だけれども、実際実質的にそれが達成できるような施策を打っていくということが大切なんだというふうに思っておりますが、今日答弁いただいたんですけれども、前回、今回もあるんですけれども、1人1日当たりの可燃ごみの排出量を減らすために、前は各家庭の生ごみ、水分を絞ってもらいましょうという話がありました。これでどれぐらいのごみ減量の効果があると思って、町は推奨されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

実際家庭から出る生ごみの量を量ることができないということの中で、考え方としましては、ごみの種類、組成ということの中で、先ほど申し上げましたとおり、ごみの種類につきましては、紙、布類、ビニール、合成樹脂、ゴム、革製品、あるいは木、竹、わら類、厨芥類、不燃物、その他ということになります。生ごみにつきましては、厨芥類というものが入ってきます。そういった中で、その割合につきましては、令和5年度の実績を見ますと、2.1%、でも、その前の令和4年度につきましては、5.5%となっています。令和元年度から令和4年度までの厨芥類の平均を見ますと6.4%ほどございます。

そういった中で、この厨芥類の全てが家庭から出る生ごみというわけではございませんが、その厨芥類が5.5%の割合を示したところの一部という考え方をした中でも、その水分量を半分削減をすることによって、かなりの量が出るというふうに考えていまして、おおむね全体の1.5%ほど削減できるのではないかと考えています。量的に言うと、令和5年度の可燃物の実績が7,780トンということになりますので、その1.5%となりますと、おお

むね100トン強ということになろうかと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 要は微々たる量だと思うんですよね、1人1日当たりになると。それを23%下げようと、目標に対して、それがせいぜい1%ですよ。それがメインの施策じゃないというふうに思っている。じゃ、何をやるべきかということになると思うんですよ。

広域のデータを示そうと思っていたら、実際に出してくださったんで、楽になったんですが、今回、令和5年度は、紙類と木、竹、わら類が40%ぐらいで同じなんですけれども、令和4年度は紙、布類が56.2%で、木、竹、わら類が21.2%でした。これ、何が起ったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

申し訳ありません、その何が起ったという推測はちょっとできないんですが、この計測の仕方につきましては、年4回、四季に分けて計測をしています。そういった中で、計測したとき、全ごみを清掃センターの中で混ぜ合わせた中で、それを抽出するということ、そこから成分であったり、種類であったりというものを計測するわけですが、その結果として、そうなっているということで、すみません、なぜそうなったかというのは、ちょっと今分りかねる状態です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） これについてももう1点いけば、今回の答弁でいきますと、水分が39.3%、可燃物が54.4%、この39.3%の水分というのはどこから出てくるというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

こちらの水分につきましては、全体の木、竹、わら類の水分が混じっていると。実際、布、紙類も厨芥類を回収するに当たって、それに含まれていたものを吸ってしまった水分があるということも清掃センターのほうから伺っております。

実際、木、竹類、あるいはわら類ということの中に、事業所であったり、個人のお宅で出た剪定された木であったりとか、雑草類、そういったものが多く搬入されていると伺っております。そういったところからの水分ではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほどのように年4回調査していますね。それぞれ水分量も出ているわけです。何類が多いと水分は上がるかというのをチェックしたところ、相関がないんですよ。木とかわらが多いと水分が多いのかなと思ったらそうでもない。何か違う要因がある。だから、ひょっとしたらそれでも違うのかもしれない。

そういうことをしっかり確かめていかないと、おおよその類推、推定でそのまま進んでしまうと、要するに間違った施策を生んでしまうということがあるんで、データはしっかり読んで、そこから、新たにどういうことをやっていったらいいんだろうということ、課の

課長さんだけが考えるんでなくて、課の方としっかり議論して、そこでアイデアを出していくということが大切だと思うんで、その辺をしっかりとっていただきたいなと思っております。

前回の答弁の中で、衣類の回収やりますよというお話だったんですが、これは具体的にはどういうことを進めていこうとされているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

衣類の回収につきましては、一応各周辺市町の状況を調査させていただいて、吉田町に合ったやり方というふうに今検討させていただいているところでございます。前回にもそういった回答をさせていただいて、少しちょっと変わった経緯等話させていただきますと、当初、予算をかけずにもできるんじゃないかということで、やっていこうというふうに考えておりました。

ところが、効率的な考え方、あるいは事業者等と相談する中で、やはり回収ボックスにつきましては、予算が必要だということもお話が出ております。そういった中で、今、どういったやり方が妥当なのかというところを再度担当者と併せて相談をかけている中で、今実際進めてられていないという経過となっています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） 今、御回答いただきましたけれども、これ、布類というのは、具体的にはどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 布類というのはあくまで衣類をまず最初に取りかかろうというふうに思っています。やはり衣類といっても、各市町を見ても条件がありまして、もう着られなくなるようなぼろぼろなものというのは御遠慮いただいています。着られるものを中心にしっかりと出していただくというようなことで検討しています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） うちで紙類分けて、全体的な収集ごみとして出す中で何%ぐらいとか、ダイレクトメールとか、今回のプリントアウトした捨てる紙とか、2 週間の平均なんですけれども、約30%弱なんです。広域のデータにもありますように、紙、布類というのは多いと。要するに紙類も多いと思うんで、紙類を回収することも結構この削減に役立つというふうに思っているんですけれども、吉田町では、吉田町クリーン活動事業奨励金交付要綱というのを定めていましたが、今はそれをやめたと、廃止したということなんです、これ、やめた理由は何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

こちら、クリーン補助事業につきましては、最初の目的が P T A 活動、P T A の資源回収の活動助成というような形で交付をしておりました。紙が大分高騰したというか、紙の買取り価格が上ってきたということの中で、その辺で P T A の皆さんが助成をしなくてもやれているというようなことになったことからやめたという経緯がございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） その後ちょっと提案しようと思ったけれども、要するに、それは衣類の回収ボックスをやるというから、じゃ、紙のボックスも置いたらどうかという提案をしようと思ったら、前回言ったの、それ、考えますと、引っ込めますという話しされると、次の提案もできなくなってしまうんですけれども、どうですか、財政管理課長。要するに、このごみの中で、布と紙、4年までは50%以上、5年でも40%です。木、わらというのは、もうちょっとチップ化に回せばいいかなと思うところはあるんですけれども、紙、布を減らすことによって、都市環境課はごみ減量を達成できるんじゃないかと、しっかりやればとおっしゃっていますが、そんなの金要るからやらないというのは、なぜ。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

お金がかかるのでやらないという答弁ではなかったかと思しますので、まず、その事業をやるのにどれだけお金を出さなければいけないか、費用対効果ということがございますので、お金をかけてやらなきゃいけないものは、ちゃんとやるべきだと思っております。

そうした中で、やはりお金をかけなくても同様のことができるのであれば、それに越したことはない。財政といたしましては、当然限りある財源でございますので、その中でより効率的にできる方法というのは各課には考えていただいて、事業のほうはしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 結局それは、都市環境課なんですよ、考えなきゃいかんのは。質問しようと思ったんだけど。要するに回収置きました、回収しました、それをどう扱うか、それをどのぐらい回収できるか、それをどう扱うことによって、可燃ごみがどれだけ減るかというのはしっかり想定して、公共施設というのはどこか、聞こうと思ったけれども、やめましたけれども、自治会なり、それなり。

私は各事業所なんかも効果的かなと思ってた。従業員の方にボックスを置いて、家庭から出る紙とか、衣類とかもそこに入れてもらう。そうして、それを回収することによって、想定として、自治会とか事業所とかしっかり議論することによって、どれぐらい減らせるんだと。これだけ減らせるから、予算頂戴よということが必要なんだと思うんで、そこをしっかりとやっていただければなというふうに思って、これにかかっていると思っているんですよ、ごみを減らすには。生ごみ幾ら絞ったって、いや、絞るのは大切です、大切なことは分かっていますけれども、この目標を達成させるためには、それだけでは全然足りないということだと思います。

それで、最後に、要は今日の御答弁に力強く感じているわけですが、今後自治会、町内会、足を運び、意識の啓発を図る取組を行っていくことは肝要であると、やるとは書いていないんでしたっけ。やるんですよ。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課としましては、実施をしていくというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最後にしますけれども、要は先ほどのデータをしっかり見てくださいますよと。その中から、その課の人と言いましたけれども、議論して、課の人が目標達成に向かって一丸になってやっていくと。細かくチェック入れていって、アイデアをどんどん出してもらう。職員の方が我々は目標をしっかりと達成するために動くんだと。そのためのアイデアを出す。

そういう姿を町民の皆さんにお示しすれば、こいつらしょっちゅう来やがってと、最初は思っているかもしれないけれども、ひょっとしたら、こいつら本気だぞと。そういう気持ちになって、町が本気でやるんなら、町民の我々も協力しようじゃないかというような雰囲気とか、それを醸成していくというのがやっぱり町の職員の方の意識及び行動によると思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

やっぱり分析というのも大切ということで、谷澤課長、やらせるんですよね。失礼いたしました、谷澤理事、要するに自治会とか、組長会議とか、常会とかに年何回か回って、町の姿勢、考え方というのを理解していただいて、その上でごみを減らしていくということをやっていくということを、どんどん進めていきますということでよろしいですね。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私の答弁の中で、鹿児島県の大崎町、これ、2022年の1月に行ったんですけれども、谷澤理事も一緒に行ったんですけれども、本当に町がまさにごみに対して、町民一人一人が実際に行動を起こしているんですね。

そのために、町が一斉にやるのではなくて、まず、私は、ある自治会であるとか、ある町内会であるとか、そこをモデルケースにして、実際にそこの人々にまず行ってもらって、どうということやっていると。例えば単純な話、行政とそれから住民が手を組んでどうということをやっていると。それを見てもらった上で、実際に今、そのための補正予算は9月ぐらいにつけたいと思いますけれども、実際にやるのは、来年度ぐらいからある自治会、もしくはある町内会をモデルにして、補助金を出して、一度やってみようと思うんですね。

やっぱり住民の皆さんが自分たちがやるという意識を持つこと、これがいわゆる肝腎要でございまして、そこをスタートさせるというようなことをやってまいりたいとこんなふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） モデル地区をつくって、秋ぐらいからやっていくぞということの答弁をいただきまして、ぜひそれを成功させて、それがどんどん吉田町に広がっていくことを期待しておりますので、再来年ぐらいにもう一回一般質問をお願いします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 以上で、7番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 盛 純一郎 君

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

本日の質問事項は、令和6年度以降のTCPトリビンスプランについてです。

吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランは、平成29年度からスタートし、教職員、子供、保護者、この3者にとって、共益、そして、魅力のある教育の実現を目指し、様々な施策を推進してきた。7年目に当たる令和5年度、これまでの実績や結果を踏まえ、それまでのプランの見直し及び検討を行った上で、令和6年度からは新しいプランを策定し、実施することとなった。

令和以降の公立小・中学校を取り巻く社会状況の変化、また、吉田町の学校状況の変化、特に外国人児童・生徒家庭の増加、また、1人1台端末、クラウド環境の活用などについて、どのような具体的施策を実施していくか、これを認識し共有したい。

そこで、以下質問します。

1、3月の定例会に町長の施政方針がございました。その中で、令和6年度のTCPトリビンスプランについて触れられている校務支援システムのクラウド化の推進というものがございます。まだ今年度に入って日は浅いですが、この具体的活用例、そして進捗、これをどのように考えていらっしゃるか、お聞かせいただきたい。

2、同じく、その施政方針の中で、将来の話なんです、保護者が学校の様子をスマートフォンなどで確認することができる、学校との連絡の簡素化や負担軽減につながるなどの効果が期待できるとありますが、これの具体的イメージについてお聞かせいただきたい。

3番です。添付資料を用意しましたが、この添付資料は、TCPトリビンスプランの内容を簡単に書いていただいたものですね。

この資料にあるTの部分のオ、児童・生徒の適応支援、あるいはこの相談体制の充実、これの中の特に町のスクールソーシャルワーカー、SSWと書いてあるもの。あるいは、その後続く各相談員の配置について、この活動状況や実績値を教えてください。

4、その一番下にあります学校で使っている翻訳機の配備とあります。この配置状況、活用状況についてお聞かせいただきたい。

5、今後の地域共生のために、外国人の生徒・児童に対し、学校教育の中で、町に対する愛着ですとか、郷土意識を持ってもらうこと、これ、私必要だと考えておりますが、そうした施策はありますかということをお尋ねしたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 令和6年度以降のT C Pトリビンスプランについての御質問のうち、1点目の3月定例会、町長の施政方針の中で、令和6年度T C Pトリビンスプランについて触れられている校務支援システムのクラウド化の推進の具体的活用例と進捗をどのように考えているかについてお答えいたします。

昨年3月に、文部科学省はG I G Aスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議での議論を提言として取りまとめ、教職員の働き方改革や学習指導、学校経営の高度化、大規模災害を乗り越えるレジリエンスの向上を実現する次世代校務D Xの姿を示しました。

この校務D Xの方向性の一つとして、校務支援システムのクラウド化が示されております。この校務支援システムのクラウド化により、成績処理、出欠管理、指導要録などの校務系データと学習記録、テスト結果、活動記録などの学習系データの連携が可能となり、これまでのサーバー管理ではできなかった各種データの収集・分析・加工が自動的に行えるようになるため、児童・生徒一人一人のデータが数値やグラフ等で分かりやすく可視化できるようになります。

具体的には、児童・生徒の出欠状況やテスト結果などを集計するために、数値等を再入力して表を作成し直さなくても、自動で加工されたものが即座に一覧で表示されるため、教職員にとって負担軽減が図られるとともに、その生み出された時間で、子供たちに向き合う時間が確保され、きめ細かな指導にもつながります。

校務支援システムのクラウド化につきましては、10月以降に稼働できるよう、現在システム構築の準備を進めております。

稼働前には、教職員を対象に説明会を実施し、校務支援システムのクラウド化がスムーズに移行できるよう準備してまいります。

次に、2点目の、同じく施政方針で将来的には保護者が学校の様子をスマートフォンなどで確認することができ、学校との連絡の簡素化や負担軽減につながるなどの効果が期待できるとあるが、具体的なイメージはについてお答えいたします。

さきに述べましたとおり、校務支援システムのクラウド化により、校務系データと学習系データの連携が可能となるため、保護者のスマートフォンなどによって、自分の子供の出欠状況や、学習状況などの情報を閲覧することができるようになります。

現在、学校から保護者に連絡する場合にツールとして、「きずなネット」というモバイル連絡網システムを活用しておりますが、保護者から学校に連絡する場合にツールとしては、欠席連絡は、グーグルフォームを活用して実施しているものの、保健調査に関する内容や面談等の日程調整などは紙ベースで連絡を取り合っておりますので、デジタルと紙を併用して、保護者と調整を取っている状況にあります。

校務支援システムのクラウド化を導入することで、児童・生徒の情報が一元的に管理され、保護者が自分の子供の情報にアクセスできるサイトが用意されることから、学校からの連絡はもちろん、保護者からの連絡もそのサイトから利用できるようになりますので、教職員の

みならず、保護者にとっても連絡調整が簡素化され、負担軽減につながるものと考えております。

今後、保護者がどのような子供の情報や学校の活動状況をオンライン上で閲覧できるようにするのか、教育委員会と学校とで協議し、具体的な内容を検討してまいります。

次に、3点目の資料にある児童・生徒の適応支援や相談体制の充実における町スクールソーシャルワーカーや各相談員の配置について、活動状況と実績はについてお答えいたします。

令和6年度からのTCPトリビンスプランの項目にある、児童・生徒の適応支援や相談体制の充実は、教職員が授業等に専念できることができるようにするとともに、保護者が安心して子育てできる環境づくりのための施策として掲げたものとなります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、町内小学校に1人ずつ配置しており、いじめ、不登校、子供の家庭生活における困り事など、様々な課題の解決に向けて、学校と家庭の間をつないだり、学校と学校外の機関をつないだりする役割を担い、各校で月に三、四回、1日6時間程度活動をしております。昨年度の活動実績としては、町内小・中学校において、児童・生徒や保護者などから401件の相談を受けております。

子供と親の相談員につきましては2人を配置しており、1人は小学校3校を、もう1人は中学校を担当しております。学校生活に不安や悩みを抱えている児童・生徒や保護者に寄り添い、個別の支援や家庭訪問を行っており、週3日、1日4時間程度の活動をしております。

ことばの教室指導員につきましては1人の配置で、言語に障害のある就学前の子供に対し、個々の障害の改善や克服を図るために、ことばの教室を週5日、1日3時間実施しており、昨年度18人の未就学児が利用いたしました。

巡回相談員につきましては2人配置しており、特別支援に関わる児童・生徒の実態を正確に把握し、適切な就学支援につなげるため、発達検査を各校で実施できる体制を整えております。

巡回相談員は、検査対象となる児童・生徒が在籍する学校を訪問し、面談や検査を実施しており、昨年度は45人の発達検査を行いました。

外国人児童生徒相談員につきましては2人配置しており、対応できる言語は、英語、フィリピン語、ポルトガル語となります。業務内容としては、外国人児童・生徒への学習支援、保護者に通知する文書の翻訳、保護者と教員の面談の通訳などを行っています。各校において、週1回、3時間程度の活動となっております。

教育相談員につきましては1人配置し、教育支援センターステップルームの運営や、子供の相談室の対応をしております。

ステップルームは、中央公民館3階の学習室で、毎週火曜日から金曜日までの8時30分から11時30分の間、学校に登校できない児童・生徒を対象に相談活動や学習支援を行うことにより、社会的自立を支援しています。

また、子供の相談室については、毎週火曜日から金曜日までの8時30分から16時30分までの間、児童・生徒、保護者の様々な悩みについて学校教育課の指導主事とともに、電話や面談による相談を受けております。昨年度の実績として、いじめや不登校、家庭に関する悩みなど29件の相談を受けました。

以上がTCPトリビンスプランの項目に掲げている児童・生徒の適応支援や相談体制の充実に係る活動状況と実績となります。

次に、4点目の翻訳機の配置と活用の状況はについてお答えいたします。

現在、74言語に対応している翻訳機ポケットを学校に在籍する外国人児童・生徒数に応じて各校に6台から8台配置しております。

5月1日時点で、外国人児童・生徒は94人おり、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語など様々な原語の児童・生徒が在籍しているため、授業中の学習支援や保護者との面談の際に活用しています。

また、このポケットの活用に加え、児童・生徒に貸与しているクロームブックの端末内にグーグルレンズやグーグル翻訳という133言語に対応しているアプリも備わっており、現在では、そちらの活用が増えています。今後も翻訳機と学習者用端末を併用しながら、外国人児童・生徒や保護者との円滑なコミュニケーションにつなげてまいります。

最後に、5点目の今後の地域共生のために、外国人生徒・児童に対し、学校教育の中で町への愛着や郷土意識を持ってもらう施策はあるかについてお答えいたします。

町内の学校では、小学校3年生から中学校3年生までの7年間を通して、総合的な学習の時間の中で、吉田町についての理解を深め、郷土愛を育むために、自ら課題を見つけ、探求していく「吉田探求」の学習を行っております。

この「吉田探求」は、外国人児童・生徒に特化した施策ではありませんが、国籍に関係なく、学校に在籍する全ての子供たちが学習していく時間ですので、外国人児童・生徒が町への愛着や郷土意識を持つことができる施策であると考えております。

また、町が作成し、小学校3、4年生で活用している社会科副読本「わたしたちの吉田町」には、町の地理や産業、文化などの特徴が平易な言葉で分かりやすく示されており、町ホームページでも閲覧できることから、小学校高学年や中学校の外国人児童・生徒もクロームブックを活用して、いつでも町を知ることができるものであると考えております。

教育委員会といたしましては、T C Pトリビンスプランに掲げた様々な施策を通して、子供、教職員、保護者の3者がともに元気になり、魅力ある教育が実現できるよう努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

答弁いただきました。T C Pトリビンスプラン、これ、私議員になる前、2017年、まだ吉田町に住んでいない頃に、こういうことを吉田町ではやるんだなというところで、教育関係に携わる仕事をしているので、その部分では認識はしておりました。

当初、マスメディアとかでセンセーショナルに報じられて、吉田町の夏休みが減るのではないかと、そういうような感じで伝わったりもしたんですが、内容をよく見てみると、相対的な時間的なものはそんなに変わらないというか、その後、大きな混乱もなく、現在に至るまで実行されているという認識です。

それが、令和に入りまして、G I G Aスクール構想の推進ですとか、コロナショックもございました。少子化もじわじわと進んでおります。家庭の価値観の違いなどもかなり多様化されているというか、様々な要因が起ってまいりました。そういうした部分を施策、トリビンスプランの中に考慮に入れた上でのリニューアルということで、今年度4月から一部付け

加えてスタートという認識であります。

今日は、この添付資料の中の主にはTの部分ですとか、Pの部分の中で幾つか具体的に再質問させていただきます。

まず、広報よしだ5月号、先月号、この目次、見開きの3ページ目、ここに、新たな吉田町の教育大綱と、それからTCPトリビンスプランを策定しましたよという紹介がありました。

情報の発信はどんどんやっていただきたいと思うんですが、TCPトリビンスプランが、児童・生徒はともかく、親御さん、保護者ですとかに、どの程度名称と内容が浸透しているかというところが、実は私ちょっとどこまで皆さん御存じなのかなというところがありまして、こうしたものが各保護者に十分認知されていると教育委員会のほうではお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

TCPトリビンスプランの保護者に対する認知度ということでございます。

先ほども議員おっしゃったように、平成29年度からTCPトリビンスプラン始まっておりまして、本年度8年目ということになります。今年度新たにリニューアルはさせていただいて、広報よしだ5月号にも掲載させていただいたというところでございます。広報よしだのほうにも載せさせていただきましたが、1ページだけではちょっと伝わらないというところで、QRコードも載せさせていただいて、詳しくはホームページに飛ぶような形でTCPについて学んでいただくような形で周知をさせていただいたところでございます。なお、LINE等にも載せさせていただいております。

という中で、本当に浸透しているのかどうかというところにつきましては、今回6年度のリニューアルするに当たって、過去3年保護者に対して「きずなネット」使って、TCPトリビンスプランに対する評価アンケート、こちらを3年連続実施しております。その中で、TCPトリビンスプランの紹介もちろん、その施策に対する評価というのを保護者にしてもらったということになりまして、ほとんどの保護者の方が回答していただいたという状況になりますので、そういったことを継続でやってきたという中で、TCP、その都度紹介してございますので、また、我々もいろんな会合のたびにTCPトリビンスプランについても報告させていただいておりますので、8年目という状況になった中で、TCPトリビンスプランという名前は浸透してきたんじゃないかなと認識しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今、あえてこの問いをさせていただいたのは、実際に始まってからは8年目になるのかな。なかなか、僕らも教育に携わる仕事しているんですが、TCPはともかく、トリビンスプランですとか、吉田町はこの小・中の児童・生徒に対して、このようなプランを組んで教育を施しますよというのが、あまり言葉として出てこなかったのがあるんですが、今の御答弁を聞くと、毎年アンケートを取っているということで、情報発信を続けていただきつつ、浸透をよりさせていくと。どうしても親御さん世代は自分たちの子供が小・中卒業した後、そこに関してはあまり関心がないというのが実情ではあると思うんですけども、これから上がつ

てくる子とかにも、吉田町はこういうことをやっていますと、ここで育った子はこういうふうなことを目指しますというのを親御さんにもはっきり理解していただければという意味で質問させていただきました。

それでは、(1)の校務支援システムのクラウド化、実は私、この質問をさせていただくに当たしまして、町の教育委員会さんの発信をいろいろ調べさせていただきました。チエルウェブマガジンの配信ですとか、昨年度から旧ツイッター、Xでの公式配信、これで積極的に吉田の教育こんなふうに行っているよというところ見た上でのお話なんです、この資料にありますように、校務のクラウド化、そしてDX化というのが、Tのところの指標、教職員が授業等に専念できる環境づくりということで、仕事にやりがいを感じている教職員の割合を100%にする、さらに、時間外勤務時間が月45時間以内、感覚的には、稼働日数でいうと、残業を2時間以内ぐらいにしていこうかなというところ、これも100%にするという指標を掲げていらっしゃいます。

この教職員の総意といいますか、これでやっていこうということだと思うんですが、まだ、令和6年度が始まって日が浅いところなんです、今、御答弁の中だと、秋にクラウド化の完成を目指して準備中ということでありました。これ、実施するに当たって、今教職員さんが、逆に新しくやること増えて大変ですとか、いや、大歓迎だから、積極的にやってほしいとか、そこら辺の現場の評判というのをちょっと聞いてみたいところではございますが、このあたり、今、小・中で実際に働いていらっしゃる教職員の評判というのは、どのように認識されていますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

校務のクラウド化、DX化に伴う教職員の評判ということでございますが、先ほども教育長答弁で申し上げましたとおり、校務DXにすることによって、学習系端末、今はクロームブックを使って子供たちが1人1台端末で学んでいます。それは学習系のデータというのは、グーグルのクラウドにもう保存されている状況になっています。

それに対して、校務系というのはサーバー型で、の中で、情報が管理されているということになっていますので、先生方としては、学習系とその校務系、出欠状況とか、子供の健康状況、体調管理、成績表等についての学籍関係が別々になっているものですから、これが当然仕事やるに当たっては、それぞれで確認をするという状況が続いております。

これが、DX化によって連携するということになれば、当然先ほども申し上げましたとおり、いろんな集計が簡単になるということになりますので、実際まだやってございませんので、評判というと、現実使ってみてどうだということになるかと思うんですが、当然これまでこのTCPをやるに当たっても各校長先生等に、管理職等に話をしております中では、ぜひやってほしいという要望がある中での今回のDX化ですので、当然期待をしているというところの意味では、評判がよろしいのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

指標1、2の達成は、結果的に、今成り手がちょっと少なくなっているのではないかと、言われている小・中学校の教員の発掘につながるかと思っております、要するに先生には、

学校の勉強見る以外のあらゆる部分をなるべく、極力少なくしてあげる、共有化してあげる、一元化してあげることで、それは例えば、今言ったいろんな支援する方との分掌というんですか、いろいろ分けて、学校の先生がとにかく授業に集中しやすいようにする、残業をなくしてあげる、児童・生徒と向き合う時間創出してあげる、早く帰れる、そういうことが結果、教師、そんなにきつい仕事とばかりは言えないなとか、あとやりがいがあるなというのを再認識させて、成り手不足の解消にも寄与すると思っておりますが、そこで、お伺いしたのが、この教職員の仕事の量とか、質の変化、これはどこかで楽になったとか、いや、返ってしんどくなったとか、しんどくなることはないかとは思いますが、これはどの時期に、どういう手段で確認するおつもりかということをお伺いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教職員の仕事の質や量の関係の変化をどのような手段で確認するかということでございますが、教育委員会としましては、毎月各学校から全教職員の時間外勤務の実態を報告をさせていただいております。

ですので、その中で当然各学校のこの先生がこのぐらい勤務しているという状況が分かります。そういう状況になりますので、当然時間外が多い教職員については、管理職、校長先生等を通じて、教育委員会と状況を共有して、この先生は何が大変なのかといったそういったところの具体的なところを話をした中で、実際は仕事の量が多いのか、保護者対応とか、そういった別の次元でちょっと増えているとか、そういった実態が分かりますので、毎月の時間外が出た時点で具体的なところの検証をしているという状況になっておりますので、基本は毎月のルーティンとしてそういった確認をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その報告を上げるのにまた時間がかかっちゃったりするとあれなんで、それもクラウド化利用して、定期的に簡素にできるようにというところで、実際実情を把握して、何かもっと減らしてあげることができないのかな。もちろん減らすことで質が落ちてはいけないんですけども、質の最低限は担保しながら、これは先生の仕事じゃなくていいよというところを増やしていただきたいと思います。

もう一つこの件で聞きたかったことがございました。

今、教職員もそれから生徒もそれぞれPCタブレット、これ導入してから、一番古いもので3年ぐらいたっていますかね。毎日使うパソコン、しかも持ち帰りさせているというところで、3年ぐらいたつと、中には雑に扱って劣化しているというか、故障に関しては対応しているというのは以前お聞きしたんですが、生徒用もそうなんですが、特に教職員のPC、よその香川県だったかな、安いパソコンを入れて、バッテリーが全部壊れちゃって、それで業者が故障対応は無償でという話だったんですが、今、クロームブックなんで、そこまでのことはないにせよ、今後また数年やっていくこのプラン、クラウド化などを進めるに当たって、今の手持ちのPCでスペックですとか、そういうものが足りるのか。特に教師用はいろいろやるが増えてくるので、ハイスペックなものを導入しなきゃいけないのではないかと考えているんですが、そこに関しての所見をお伺いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

現在の教職員の端末、これハイスペックなものにしたほうがいいんじゃないかという御提案だと思うんですが、先ほどの校務のDX化、クラウド化に伴って、実は今教員が使っている端末というのは、5年リースでやっているもので、今年度の9月末でリースが切れまして、そのクラウド化に合わせてある意味、端末自体も刷新するというものとなっております。

ですので、既に今使っているものもハイスペックではあるんですけども、さらに最新の形のものが新たに入ってくるということでございますので、現在も教員の端末については、それほど故障が当然幾つかはあるんですが、それで授業ができなくなってしまうとか、そういったような状況までには至っていない状況ですので、今のままでまた新しいものに換えていければいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今の御答弁いただいた中で、パソコン何台か9月以降新しく増やすという、これというのは今年度の予算の中にはもう既に含まれていましたっけ。それとも、今後の補正で計上するということでしょうか、どちらになりますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 教職員の端末につきましては、もう予定とされておりましたので、当初予算の中に各学校の維持管理費に組み込まれております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ちょっと、手元に資料がないので、その件、了解いたしました。

次です。2番目です。モバイルの活用に関しての話なんですけど、事前にちょっとお伺いしたときに、今かなり学校の連絡網はモバイルといいますか、タブレット同士ですとか、相手の家庭にたいして、私もうほぼ紙が出ていないのかなと思ったら、今の御答弁の中ではやはり紙で出さなきゃいけないものもまだあるというところですね、保健調査ですとか、面談等の日程調整。

これも最終的には恐らく電子化といいますか、全部パソコン同士でやり取りできるようになるんじゃないかと思っているんですが、今回の質問の際に出てきた、将来的には子供の学校の様子がスマートフォンで確認することができるという言葉だけを私ちょっと捉えてしまって、学校の様子を、例えば親御さんが学校に来ることなく、映像ですとか、そういうものを見せていく、そういう可能性もあるのかなというふうに認識しちゃったんですが、今のお答えの中では、子供の成績というんですか、出席状況や学習状況の情報を双方向でやり取りするということだというふうに認識しました。

でも、そこであえて聞きたいんですよ。運動会ですとか、活力祭、文化祭、それから例えば授業参観、なかなか来たくても来られない親御さんも様子は見たいと。学校稼働中ずっとカメラで教室を映すなんてことはとても考えていないんですが、卒業式とか入学式もそうなんですが、保護者限定でそうした、今せっかく設備は整っているんで、その様子を学校の専用のサイトでもって親御さんだけが確認できる、このような取組もいいんじゃないかと思っているんですが、こうしたものを将来的にやろうというような考えはあるでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

将来的に保護者の方が学校内の授業の様子だったり、活力祭、音楽祭等の状況を確認できるようになるのかどうかという点につきましては、実際技術的にはもう既に当然できるようになっております。という中で、令和2年度ぐらいからのコロナ感染の関係で、学校休校になったりとか、家族がコロナに感染したため、本人は元気なのに登校できないという状況になっておりました特に令和3年度ぐらいのときは、実際にカメラをもうほとんどの学校の教室で、休んでいる子がいるところにカメラを設置して、授業に参加できるようなスタイルを取っておりました。いわゆる授業のリアルタイムの中継ということ、子供さんに対してやっていたという現状がございます。

それから、親御さんに対しては、これ、中央小学校であった事例ですが、運動会とか音楽発表会についてはユーチューブ配信ということで、ホームページ上に保護者だけが見られるパスワードを入れれば生中継で見られますよというような状況も、実際コロナの時期に行っておりますので、技術的には当然できるということになっております。

今回コロナまた5類になって、通常の授業体制になったという中では、今実際はそういった授業配信とかを行っていない状況ではございますが、当然技術的にそういったことはできるということの中で、あとは学校のほうでどう判断するかということもありますが、実際に当然ライブ中継するとなると、先生がじゃ準備をして、そのために、さらに個人情報とかの配慮とかをしたりとか、人権的なところも含めて、本当に中継していいのかということも押さえた上でやっていくことになりますので、それによって働き方の逆で、先生が忙しくなってしまうということは、元も子もございませんので、必要性に応じてということだと思いますので、現時点でできるかどうかというのは、学校の判断とか、そういった人的要因の関係とか、情勢の関係ということになるかと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今の御答弁、よく理解しました。

やれなくはないけれども、やるとなると、いろいろ確認しなきゃいけない。特に人権の部分、肖像権ですとか、いろいろなこともあります。私が申し上げているのは、あくまで限定した実際に実績もあるということなので、このイベントだけは見たい保護者さんに了解を得て、ぜひ見てもらおうとか、ユーチューブ配信もありますし、オンラインでライブ配信もありますかね、実際に来たい方はやっぱり現場に来られて、見ていらっしゃると思うんですが、私あくまで見られない方がせっかくどんな感じだったのかなというのが、あくまで好意的にできればというところで今質問させていただきました。

そこまでいかなくても、個人の部分で、例えば三者面談ですとか、特に進路に関することですとか、学業に関することですとか、あるいは学校生活での悩み、後ほど相談員のこともあると思うんですけれども、これを面談して、どうしても話合いということになると、やっぱり時間を取っちゃったりするということでは、例えばネットでやり取りするというような、このようなことに関しての可能性はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

三者面談等のオンラインでの取次ぎというところでございますが、これも先ほども申し上げましたとおり、技術的には当然できることですので、あとはもう学校がやろうと思えばできるという状況になっておりますので、学校サイドの判断というところで、できるのであれば、やるということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね。やるやらないが校長先生の判断というところだと思うんで、また、こうした取組に積極的な校長先生が出てくればいいなと思います。

次、まいります。

適応支援は今答弁の中で、どんな相談員が、どんな活動をやっているかということは、つぶさに述べていただきました。

配置しているという表現がいずれもありました。いろんな指導員の方がおられて、これは前回のトリビンスプランからの継続されていることなんですが、子供と親の相談員、ことばの教室指導員、そして、巡回相談員、そして、外国人児童・生徒相談員、教育相談員、子供の相談室、様々な学校の教職員がもう直接取り扱うの大変だということもあると思いますし、やっぱり専門性の高いところではあると思うんですが、これ、配置とありますが、ふだんずっとどこかの学校に詰めているという形ではないですね。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

相談員の配置につきましては、それぞれまた違った形、相談員の方によって違うんですが、実際町の会計年度任用職員として雇っている方がいます。例えばことばの教室の指導員については、会計年度指導員として、週5日3時間で雇ってやっていただいているということで、これは実際は吉田町に配属されているということになるんですが、そのほかの方については、基本的に委嘱とかいう形で、1回当たりの報酬等で払っているというパターンが多いものですから、常に学校にいるというよりは、学校と連絡調整した上で、当然スケジュールを図った上で、そのときに来ていただくということになりますので、いろんな専門員の方は、実は吉田町だけじゃなくて、ほかの市町のほうでも相談員をやられている方が、吉田町にこの時間帯に来ていただくということで、外国人児童・生徒相談員も同じように、いろんな市町もやりつつ、吉田町もやっていただいているというところになっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうじゃないだろうなと思って聞いたんですけども、委託ですとか、ほかの市町兼用というところなんですが、これも、じゃ、すみません、どれがどうかという話ではなくて、全体的なところ聞きたいんですが、1人ないし2人の各種の指導員配置ということですが、現状はこれで賄えているというか、回っているというか、その手ごたえといいますか、あるいはこの部分だけは、今件数などのおっしゃっていただいたんで、ここに関してはまた見ていきたいと思うんですが、足りているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

相談員の配置状況が足りているかどうかということですが、現状、教育委員会のほうに、例えば相談が多くて、とても1人じゃ回れないというような話は聞いておりません。

相談件数につきましても、よく一般的に言われるそういった問題行動等の相談が多いんじゃないかというふうに言われていますが、吉田町については、それほど件数が増えていない、いいのか、悪いのか、それほど増えていないという中で、今、これだけ潤沢にTCPトリビンスプランの中で、人的配置しておりますので、今やっている人の中で、各学校においても対応しているという状況で聞いておりますので、足りているという中で、こちらの判断しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 現状で何とか足りている、賄えている、特にこの部分で、要は相談が1日数件のレベルまだあると思うんですが、今後は例えば相談がもう1人、2人ではちょっと回らないといった場合は、増員も含めてまた御検討いただければと思います。

次に、翻訳機についてなんですが、これ、答弁の中で聞きたいことを大分おっしゃっていただきました。このポケットークが、そもそもどんな感じかというのをよく知らないものから、これは役場1階の窓口でもそのような名称での導入があったかと思うんですが、それと同じものという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ポケットークが1階にあるものと同じかどうかという件につきましては、町のほうで一括で導入しておりますので、それを1階に配置したり、学校教育課に配置したり、こども未来課に配置したりということをやっていますので、同様のものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そのポケットークという翻訳機の性能ですとか、機能ですとか、どの程度かちょっと理解していない上でしゃべっているところもあるんですが、さきにお答えの中で、グーグルエデュケーションパートナー自治体でもあるわけなんで、グーグルの様々な先進的なアプリを利用した形でのコミュニケーション、これ、すべきなんじゃないのかという質問しようと思ったら、グーグルレンズやグーグル翻訳も備わっているという御回答がありました。

ただ、ちょっと疑問に思ったのが、これ、例えば相談を受ける側、教師側ですとかは使えるとしたとしても、子供さんですとか、親御さんがそれを全部使えているのかという疑問があるんですが、その部分、全ての家庭とは言いませんけれども、相談があった家庭が、こちらのほうが分かりますよというような、学校側から案内をしてあげたり、操作をちょっと教えてあげたり、そのようなことはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

翻訳機の使い方等についてですけれども、まず、ポケットークについては、本当に日本語でしゃべればそのままその外国の言葉になって相手に伝わります。向こうも相手の外国語でし

やべったのが日本語になったりとかということで、使い方は非常にワンプッシュ等のできるものですから、簡単です。

さらに、クロームブックについているグーグルレンズ、これは紙で書いてある日本語の書類を自分の国のものに変えたければ、それに映せばそのまま翻訳されるというグーグルレンズと、グーグル翻訳については、しゃべればそのままその言葉になるということです、これも使い方は簡単ですし、保護者についても、外国人の保護者等についてはもう既に自分のスマホでそういった翻訳機能を持っていますので、そういったものを使われるということで、以外とコミュニケーションについては、そういった機器を使いながらやっているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3 番、盛 純一郎君。

○3 番（盛 純一郎君） 3 番、盛です。

それを今の外国の方々がむしろやっぱり日本で生きていく上でこれがないとというところで、常にアップデートするというか、新しいアプリ、性能の高いアプリ、音声認識はすごいですとか、早いですとか、そうしたものを活用して、それも学校も認識して、仮にポケットクというものでうまく対応していない言語、そうしたものでもそちらのほうで使っているということであれば、問題ないです。

外国人児童・生徒の数が私ちょっと把握できなかったんで、お答えの中で今94人ということだったんですが、ちょっと確認したんですけれども、平成29年の外国人人口、これは子供以外でも大人というか、町内の外国人人口が、これは福祉計画の資料であったんですが、当時1,195人だったんですね。直近の広報よしだ6月号、昨日見られるようになりました。ここで、2,351人になっています。これ、大人も含めてのことなんで、子供だけではないんですが、単純に倍になっています。人口の構成比の中でも、先月ぐらいから8%を超えてきたんですね。こういう地域共生の部分ですとか、外国の生産年齢人口、みんな働きに来ている方が圧倒的に多いかと思うんですが、当然そこで結婚されたり、子供を産む。あるいは、外国からのお子さんをある段階で連れてくる。いろんなケースがあると思うんですが、これ、ちょっとお伺いしたかったんです。

この94人という数字は、外国人児童・生徒、これ、小・中合わせて全員の把握している数字だと思うんですが、これは、例えば経年でやっぱりこれも増えていると考えてよろしいんですか。それとも、明らかに労働者がどんどん増えていて、子供の数そんなに変わっていないのか、その現状をお伺いしたいです。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

外国人児童・生徒の推移ということでございますが、現状持ち合わせている資料が、令和元年度からになります、5年前ということになります。先ほど申し上げました令和6年5月1日現在が、小・中学校合わせて94人という状況の中で、令和元年の5月1日、5年前ですが、これが合計で51人ということになっておりますので、やはり5年間で2倍とは言わないですが、それぐらい増えているという状況です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3 番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

51から94ということで、やはり増加傾向にあるなど、じわじわ増えているといいますか、今後も増えていく可能性があるなど、高いなと思っていて、それが悪いことではなくて、地域に貢献してくれる、地域住民になり得る方が増えていくということでは、ここに対する吉田町なりのいろんな施策、特に子供たちに関して、学校部局ではやるべきじゃないかと思って、次の質問に移ります。

そうした子供たちへの配慮ということで、「吉田探求」は、実際にもう本当に外国人とか日本人とかそういうのなしで、地域の子供に地域のことを体験させたいということで、諸施策を存じております。

もう一つの3、4年生の小学校社会副読本「わたしたちの吉田町」これ、自分以前予算とかのときとかにちょっと見つけて、これをぜひ町のホームページで見られるようにしてほしいというような要望を出していただいたところ、考慮していただいたのかと思うんですが、今見られるようになっています。これはありがたいです。

私一人がありがたがっていてもしょうがないんですが、すごく見やすい、大人でも1回見たほうがいいんじゃないかと思うぐらいのレベルのものです。吉田町がオリジナルで作っていて、松本印刷さんに発注してという形で、製本としては小学校3、4年生の社会用の副読本としてあるものなんですが、これ、ぜひ皆さん一度御覧いただくことをお勧めするんですが、吉田町の外から来た人間がこういう町だとか、こういう名物があるんだとか、こういう歴史があるんだとか、そういうようなことをすごく分かりやすくまとまっているんで。

これをぜひ載せましたよ、見られますよというのは自分からも発信すべきではあるんですが、学校のほうでも、例えば小学校3、4年生の保護者以外の方、5、6年生とか中学生になって外国から来る方もいらっしゃる。そういう方にこういうものをぜひ御覧になってはいかがですかというような御案内をしてほしいと思うんですが、学校ができる範囲の中でなんですが、そこに関してはどのような御見解でしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

3、4年生の小学校社会科副読本「わたしたちの吉田町」についてですけれども、議員のある意味御提案もございまして、今回ホームページに載せさせていただきました。という中で、基本的には、教育委員会としては、あくまでも子供たちの学びのための小学校3、4年生のための副読本ということで作ったものではあるんですが、これだけ、先ほどの答弁でもありましたように、小学校高学年とか中学生になっても確認できるようにしているような状況というのは非常に有益でございますので、子供たちは知っている中であるんですけれども、保護者についても周知ということは「きずなネット」やLINE等でできるものですから、そこについては、またできるような形でやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

本当に読みやすいんです。吉田町の中のことが、小学校3、4年生の教材だとしても、すごく平易で分かりやすく理解が進むものだと思いますので、今おっしゃったように、ぜひ特に見たことのない人、親御さんへの周知、お願いしたいと思います。

あわせまして、これが1ページずつというか、PDF形式でちょっと見にくいんですね。これ、ブック式というか、スクロール式に変えていただければ、もっとすらすら読めるのになと思っております。ここに関しては、改善していただけないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

「わたしたちの吉田町」とPDF形式で今部分的に見られるようになっていきます。これは、私も見たときに、ちょっとこれだと見にくいんで、何とかずらっとできないかと、いわゆるスクロール式にするか、ブック式ということでできないかということで、職員に検討してもらったんですが、そもそものスペックというか、まず、詳細にやってあるということで、細かい話になりますけれども、画素数が大きいために、アップロードが一気にできないという技術的なところの壁がございまして、何とかだけれども、この画素を粗くして、載せるぐらいだったら、しっかりとした画素数のものを明示したいというところで、今回のような分割式になったというところですので、ちょっと技術的なところなものですから、そこはちょっとできるかどうかの検討になるのかなと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

画素数の問題、何とかクリアして、そういうふうになっていけば、これ、今後これに限らずいろんなものを出すときに、やっぱり画素数、見やすさというのは、かなり必要になってくるかと思うので、技術的な部分、コストかけてでも見やすいホームページづくりを念頭に置いていただければと思います。

ほかの質問も用意しておりましたが、ちょっとまとめのほうに入ります。

今回、私の中で御提案といいますか、主張したいところが、今後吉田町が人口減少を、これを抑制するところ、これは地域に住む外国人住民によるところというか、頼っていくところが大きいんじゃないかと思っております。

町に産業があつて、雇用があつて、人が来ていただける、外国から、その状況が続いていく限りは、その傾向、外国人住民の増加というのは、これは続いていくと考えております。

そうした外国人とのお子さんたちに、吉田町という地域をよく理解してもらい、好きになってもらうというか、愛着を持ってもらう。成長後も町に住んでもらう、こういう土台づくりとしての教育の果たす役割は大きいんじゃないかと思っております。

トリビンスプランは、令和6年度以降も実施しつつ、各施策の事業内容の変更、そして、追加、こういうものが生じた場合は見直しをしていくよということが書いてございました。そして、魅力ある教育の実現に向けて、邁進していくとありました。

外国人生徒・児童への配慮、この地域共生の施策というのを、もう少し教育大綱というよりは、トリビンスプランの中に今後少しずつこういうものを盛り込んでいくべきじゃないかなと私は考えているんですが、これに対しての教育委員会の見解を伺いたいです。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

地域共生というフレーズをTCPトリビンスプランの中に入れていくかどうかということについては、当然TCPトリビンスプランは学校教育の中での児童・生徒、または保護者、

教職員というところの3者共益という観点の中で行われている施策になりますので、そこに、これから外国人が増えていくという状況の中で、そこを外すわけにはいかないということになろうかと思います。

地域共生という言葉だけでいくと、学校教育だけじゃなくて、町全体としてどうするんだというところになろうかと思いますので、そういったところの町全体も含めまして、検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

教育に限らず、町と、例えば企画ですとかと、今後、日本語言葉教室というのが始まりますよね。そうしたものと連携していくというような、将来的に、施策なども御検討いただければと思います。

すみません、あと一つ、最後にします。

教育委員会、様々な情報発信を行ってくれております。TCPトリビンスプラン、リーディングDX事業、先ほどのようなウェブマガジン、それから、教育委員会の公式アカウントをつぶさに見ました。この発信を望みつつ、最後、教育長にお聞きしたいです。

今の吉田町の子供たちというのは、すごく先端的なこととか、進んだことをやれる環境を整えてくださったと思うんですが、新しいことというのは、情報の取得、分析、活用、その方法、あとはネットリテラシーですとか、自分たちがこれ、社会に出てから、結構痛い思いして覚えたものなんですが、これを学校の段階で学べるという環境にあります。これ、小さな町で先進的に行われていると思っています。こういう新しいツールを活用した教育の方法で、今の小学生、中学生、10年後、15年後、どんな成果となって現れてくると、教育長はお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） TCPトリビンスプランの推進につきましては、今、課長答弁にもあったように三者共益というような大きな狙いを持ってはいるんですが、その中心にあるのは何かいったら、やっぱり子供であるというふうに認識をしています。

今、何年後かの子供の姿というような話がありましたけれども、社会全体の中で、例えば答えが一つとは限らない課題に対応しなくてはいけないとか。答えのない課題にどう取り組むか、そんなことが力として求められてくるというようなことが言われていますので、間違いなく、今の子供たちというのは情報化社会の中で生きていかなければいけないというような形にはなるんですけれども、今、議員おっしゃられたとおりに、情報化社会ではあるものの、その情報をどういうふうに活用していけばいいのかという力が求められてくるんだろうというふうに思います。例えばリテラシー、モラルの問題もそうだと思うんですね。

情報を活用しつつ、大事なことは、どう考えていくかという考える力を身につけていくというようなことが必要なんだろうというふうに思っていますので、情報の取扱いについて、大人になってから身につければいいものではなくて、当然若い時代からそうしたことに触れていくことによって、力というのは徐々についていくものだというふうに思っていますので、今後また10年、20年先というのは、そうしたものも使いながら、どう考えていくかという考える力というのがついていくということを期待しています。

以上です。

○3番（盛 純一郎君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどとしますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名であります。

◇ 大 石 裕 之 君

○議長（大石 巖君） 引き続き一般質問を行います。

1番、大石裕之君。

〔1番 大石裕之君登壇〕

○1番（大石裕之君） 通告に従いまして、リニア中央新幹線静岡工区の工事に伴う大井川の水問題について、質問をさせていただきます。

リニア中央新幹線の静岡工区工事への対応が、1つの争点にもなっておりました。先ほど行われた静岡県知事選挙も終わって、新知事が誕生したということでございます。その新知事がJR東海や国などどのようにこれから交渉をされていくのか、今後の推移をまたなければならぬところではございますが、いずれにしても、私たちの吉田町にとって大井川の水は農業、工業、水産業、生活そのものに至るまで、欠かすことのできない天然の資源です。その水の保全は、吉田町民にとってリニアに賛成反対を問わず、とても重要なことだと考えております。

そこで、以下の点について質問をいたします。

(1) 吉田町にとって、大井川の水の重要性についてどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのか。

(2) 大井川流域市町首長の会議では、リニア工事や水問題についてどのような話合いが持たれているのか。また、吉田町の代表としてどのような主張をなされているのか。

(3) 岐阜県瑞浪市では、リニア工事により水道の共同水源や井戸、ため池など計14か所で水位の低下が確認されたと報道されました。JR側も工事が原因であると考えられることを認めたところでございまして、その対応策も報道され始めております。この事象についてどのように捉えられたのか、お尋ねをいたします。

そして、(4) 新知事に、リニア工事に伴う水問題についてどのような対応をこれから期待されているのか。

以上、4項目にわたりまして質問をいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） リニア中央新幹線静岡工区の工事に伴う大井川の水問題についての御質問のうち、1点目の吉田町にとって大井川の水の重要性についてどのようなお考えをお持ちかについてお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、本町においては、生活用水の全てを大井川の伏流水である地下水を利用して生活しております。また、かつては、大井川の伏流水である地下水を活用した養鰻業が大変盛んでありましたが、時代の変遷とともに養鰻業は衰退してまいりました。

しかしながら、東名吉田インターチェンジの開通とともに、養鰻池の跡地には、その豊富な地下水を求めて多くの大手企業が進出した経緯があり、現在の吉田町を形成しております一方、吉田田んぼを中心とした水田、その他の農業につきましても、大井川の表流水であります大井川用水を利用している状況でございます。

このように町では、生活用水だけではなく、いずれの産業においても大井川の水資源から大きな恩恵を受けており、大井川の水はまさに「命の水」と言っても過言ではなく、大変重要なものであると認識をしております。

次に、2点目の大井川流域市町首長の会議では、リニア工事や水問題についてどのような話合いが持たれているのか。また、吉田町の代表としてどのような主張をされているのかについてお答えをいたします。

これまで、リニア中央新幹線に係る大井川流域市町の首長とＪＲ東海社長、国有識者会議や県中央新幹線環境保全連絡会議専門部会の委員、または県知事や副知事との意見交換を行うための会議が開かれ、いずれにおきましても、リニア中央新幹線静岡工区に関わる工事の説明や国・県で開催されている有識者会議、県専門部会の審議内容の報告や意見交換が行われてまいりました。

これら国の有識者会議や県の専門部会の委員との意見交換の場などにおいては、本町が大井川の最下流域であり、大井川の地下水上流部からの水路がどのようになっているか分からないことから、起こり得る「水量が減少し地下水の涵養不足による塩水化や水質悪化の懸念などについて訴えとともに、リニア中央新幹線工事にかかわらず、大井川の水がほとんど流れていない現状もあることから、「返せる水があるのなら一滴でも多くの水を大井川に戻してほしい」と訴えてまいりました。

また、一般的に公共工事に係る損失補償は30年とされております。このことに関しまして、ＪＲ東海が実施した科学的な分析結果によりますと、町の調査地点における地下水の涵養期間は45年前後と、本町の深井戸の地下水は大変長い時間をかけて涵養される結果となっております。

町としましては、30年で補償期間が区切られてしまうと、それ以降に起こった地下水の異常に対する補償が担保されなくなってしまうことから、ＪＲ東海に対しまして流域市町と連携し、補償期間を設けないようにするとともに、国が関与するよう主張してまいりました。

このようなことを受け、ＪＲ東海は工事に係る補償期間を30年と限定せず、それ以降に起こった予測不可能な事態に対しても、ＪＲ東海が調査を行うとともに、専門家に意見をいただいた上で、原因が工事によるものであると確認された場合には、それに対応するとともに、補償を行うという発言がございました。

また、国では、リニア中央新幹線静岡工区の水資源、環境保全に関する有識者会議の報告書で整理された対策について、科学的、客観的観点から、その状況を継続的に確認することを目的として、リニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議を設置し、工事前、工事中はもちろん、工事完了後においても、事業者が行うモニタリングを継続的に監視することとしております。

次に、3点目の岐阜県瑞浪市では、リニア工事により水道の共同水源や井戸、ため池など、計14か所で水位の低下が確認されたと報道され、JR側も工事が原因であると考えられることを認めたところですが、この事象についてどのように捉えられたのかについてお答えをいたします。

今回の岐阜県瑞浪市で起こったリニア中央新幹線の工事が原因で起こったとされる井戸等の水位低下の事象につきましては、まさに今後実施される静岡工区におけるトンネルの掘削においても起こりかねない事象であると捉えております。

国の有識者会議で審議された大井川水資源問題に関する報告書によりますと、「中下流域の地下水は、主要な涵養源は近傍の降雨と中下流域の表流水であることが科学的に推測される」、「中下流域の河川流量が維持されれば、下流域の地下水への影響は極めて小さいと考えられる」と明記されておりますが、本町の地下水への影響の懸念が全くなくなったわけではないと考えております。

私は、この岐阜県内で発生した井戸等の水位低下の事象については、モニタリング井戸の水位が減少し始めたにもかかわらず、JR東海の岐阜県に対する報告が遅かった上、工事を中断するなどの対応策が遅かったことが問題であると捉えております。

静岡工区のトンネルの掘削に当たり、想定を超えた突発湧水などモニタリングによる異常などが発生した場合には、工事を中断し、県専門部会委員を含む県関係者、大井川流域市町、利害関係者に対して速やかに報告するとともに、その対策について早急に、国のモニタリングの会議や県専門部会と協議をした上で、具体的な対応をすべきものであると考えております。

次に、4点目の、新知事にリニア工事に伴う水問題についてどのような対応を期待されるかについてお答えをいたします。

リニア中央新幹線静岡工区のトンネルの掘削に係る水問題につきましては、これまで県を窓口として大井川利水関係協議会が設置され、情報共有がなされるとともに、県専門部会を設置し、審議が行われることにより課題が明らかにされ、その解決に向けた議論が進められてまいりました。

大井川の伏流水の恩恵を受けている本町にとって、大井川の水資源はまさに「命の水」であり、その保全を図るための議論は大変重要であると考えておりますことから、鈴木康友知事に対しましては、引き続き県専門部会を継続していただき、科学的、工学的な観点から議論していただくことを期待するとともに、工事主体でありますJR東海に対し、工事前から工事完了後における地下水の確実なモニタリング調査や工事中の突発湧水、工事後の水資源の異常など、不測の事態に対する早急な対応についてご指導いただくことを期待しております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1 番、大石裕之君。

○1 番（大石裕之君） 御答弁ありがとうございました。

私の思いとほとんど同じということで、これで質問を終わりますと言ってもいいぐらいの感じではあるんですが、そういうわけにもいかないものですから、ちょっと付け加えて質問はさせていただきます。

町の存続に関わる本当に大きな問題だというように私も思っておりまして、先ほどの御答弁の中でいろいろ御説明もいただきましたし、その中でも、例えば養鰻の問題もあります、田んぼ、水の問題ありますが、企業がこの流域にたくさんいる。働く場所をまさしく提供してもらっている。その企業はやはり水があるからこそ、この吉田町の流域に建設をし、操業していただいているというふうに理解をしておりますので、そういった働く場所もなくなってしまう。そして、飲み水にも影響があり、観光も含めた産業にも影響がある。そういう状況がもし生まれてしまったとしたら、この吉田町としては大変に大きな痛手を被ることになってしまうというように思っております。そういった意味で、水量が大きく減少することとは、我々にとっては町の存続に関わる大きな問題だというように私は理解をしております。

そして、そういった中で、流城市町の首長の会議であります、御答弁にあった我が町の町長としての認識は分かったんですけれども、ほかの流域のトップの方々はどういう認識でいらっしゃるのか。それは私たち吉田町の認識とほとんど同じというふうに考えていいのか、それともそれぞれ少しずつ違うところがあって、簡単にまとまるということでもないというような状況であるのか。そここのところを御答弁いただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 首長の認識については、私がどうこう言える問題ではございませんので、申し上げるわけにはいきませんが、基本的には流域 8 市 2 町はまさに大井川の表流水、伏流水に還元するわけでございますので、そこにやはり威厳があることは、その町の存続に重要な問題が及びますので、相当深い関心を持って眺めていることは事実です。

○議長（大石 巖君） 1 番、大石裕之君。

○1 番（大石裕之君） ありがとうございます。

そういうふうに私も認識をしておるところでございますが、なかなかこの会議の中の中身が表にも出てこないところがありまして、どういう状況なのかなというところがまず一つあるということでございます。

そういった中で、特に 3 番の岐阜県の瑞浪市の問題が出たときに、6 月 6 日の朝日新聞では、「突然の水枯れに静岡のわがまま思えない」という見出しで報道されておりました。ネット上でも大変騒がれておりましたけれども、私も今回の知事選挙に深く関わる中で、東京発のマスコミがこの報道をすると、どうしても静岡県がだだこねている、国策だからつべこべ言うな、メリットがない静岡県が足を引っ張りたいただけだというような、そういった論調一辺倒というような感じを受けておりました。このひどい切り口、一方的な報道ばかりで、事の本質、我々流域の実情に向き合う報道というのはほとんど見受けられないというふうに私は見ておりましたが、今回の知事選においては、全国的にも注目された選挙でございましたので、東京とか山梨、愛知などからマスコミが駆けつけておりまして、私はマスコミ対応の窓口をしていた関係もありまして、特に東京からのマスコミには、大井川流域に住む我々

の実情とか課題、問題点、思いなどを意識的にしっかりと伝えたいと思って話をしております。微々たることですけれども、情報発信をしていかななくてはならないと、必要だと思い、そのようにしたわけですが、情報発信という面において、特に町からとか町長からの情報発信というのは、情報発信力としては大変高いと思っておりますので、御答弁にもいただいたようなことも含めて、町民にも、そして社会にも積極的に訴えていただきたいなというように思っておりますが、その点についてどのようにお考えか、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 町の地下水も採取は318本、10万5,900立米、1日、採取しております。まさにここの地下水は申し上げたように、上からの地下水が量が減ると、それによって塩水化現象が起きるとかそういうふうになった場合は、まさにうちの町に進出している企業はもちろんのこと、農業もそうですし、まず我々の生活用水そのもののまさに甚大なダメージを受けるわけですから、それについては当然のことながら、まず私が当然今のところは表に立つんですけれども、流域8市2町において県であるとかＪＲ東海などとかについては、厳しい御意見を申し上げておりますし、また、いつの日にかは当然のことながら、議会の皆様にも、また、町民の皆さんに分かりやすく説明すると、そういうふうなことをぜひやってもらいたいと、こういうふうな考え、当然来るものと思っております。そういうふうな実現に向けて努力したいと思っております。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

これはもう本当に我々議会人もそうですし、当局も含めてしっかり取り組んでいかなきゃならないことだというふうに私も認識をしております。

それで、今、ＪＲの話も若干出てまいりましたけれども、首長の皆さんの会議で今後またＪＲ等と議論するというような場所というか、日程みたいなものは既におありなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今現在はまだ決まっておりません。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 基本的にはＪＲ側との交渉というのが大変重要になってくると思いますし、県との話合いというのも私は大変重要になるだろうというように思っているところでございます。

そういう中で、新知事はそもそも浜松の方でございまして、当初大井川の水問題については、一般的な知識はもちろんありましたけれども、そこまで深い認識は選挙前の段階ではあまりされていなかったというような状況でございました。しかし、我々も話もしたり、選挙戦の中でいろんな住民の方々と話もする中で、非常に理解が深まったというように感じています。

そういった中で、継続して流域に住む我々の立場や状況を知事に対して伝えていくということは、私大変大事だというように思っております。できれば関係を密にさせていただいて、町の立場を主張していただいてほしいというように考えておりますが、それはもちろん知事

とだけやればいいというわけではもちろんありませんが、社会に対してもそうですけれども、先ほどと重なるところありますが、知事との対応について、今後そういった密に情報を取り合っていくというような御認識はどのような状況か、教えてください。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 鈴木新知事が誕生しまして、今月5日に新知事にお会いしまして、いろんなことについてお話ししましたので、それ以降については密なコンタクトを取って、うちの町、水問題以外にもいろんな問題ございますので、知事のいろんな認識を新たにしてもらって、町の様々な事業にバックアップしてもらいたいと、こんなふうに考えております。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 御答弁ありがとうございます。

ぜひそのように積極的にしていただくことが大事だなと思いますし、ほうっておいてもJR側なんかの工作も相当いろんな情報を知事に上げてきてもらっしやるようでございますし、そういった中での情報戦みたいなことも事実上はやはり行われていると思います。我々はこの生活そのものの大きい問題なんだということを、社会にも、そして知事にも、JRにもしっかりと訴えていく必要があるというように考えているところでございます。

この問題がどのようにこれから本当に動いていくのかというのは、まだ見えないところが大変ございますが、我々はそういった意味で情報を極力共有もさせていただきながら、町民の代表として、二代表制のそれぞれの代表としてしっかりと取り組んでいかななくてはならない大きな問題だというように考えておりますので、そこら辺の先ほど議会にも御説明という御答弁ございましたけれども、そういった部分も含めて、いろんな細かいことも情報共有できたら一番いいのかなというように思っております。そういった情報の共有という面に関してはどのようにお考えか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 流域8市2町も含めて、県であるとかJR東海であるとか、意見交換の場でございますけれども、その全てについて議員の皆様にお話しするわけにもまいりませんので、場合によっては町でそういうことをお伝えしなければならない時期が来れば、私のほうで判断して、またそういう会議を設けたいと思います。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 節目節目でというようなことだとは思いますが、我々もそういったところでアンテナを高くして取り組んでまいりたいと思っておりますので、町を挙げてしっかりと対応していただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、1番、大石裕之君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

まず、質問の前に当たりまして、特にこの質問に関して感じたことです。

第6次の吉田町の総合計画の「上水道、安心・安全で安定した水をできる町、この中には生活を支えるライフラインとして、安全な水道水の安定した供給が求められています」と明記されています。

吉田町の水道事業による安全・安心な水は、町全体に整備された施設の下で全戸に供給されているものとうたうことはありませんでした。特に、町に長く住んでいる人、複数の方に聞きましたが、誰も上水道がないということを知っている人はいなかったんです。吉田町は全体がおよそ平坦な地であり、条件をクリアすれば居住できる場所であり、当然上水道は整備されているものと思っていました。だが、打ち抜き井戸による地下水、それでしか水を獲得する手段がない現状を知り、質問をするに至りました。

質問の趣旨です。

町民の生活を守る安全な水の獲得について。

町民の生活や経済活動を支えるための水を確保し続けることは、何よりも重要なことである。安全な水を確保すること、安全・安心を守ることは、町の優先事項であると考えます。

現在の吉田町は、幸い豊かな水環境に恵まれ、良質な地下水が安定的に獲得できる状況にある。町は水道事業による安全で安定した水の供給を進めているが、吉田町水道事業経営戦略の中での水道事業の給水区域は、吉田町全域と牧之原市の一部となっている。しかし、吉田町には上水道が整備されていない区域が複数存在している。その地域は、打ち抜き井戸により地下水を生活のために確保しているが、水質管理などの安全は全て個人に委ねられている。水の汚染事故や環境の変化には必ず起こることを前提に、全町民の生活を守る安全で安心な水の確保こそ町の役割と責任と考える。

また、吉田町には上水道事業が行われない区域を残しながら、他市への給水事業の展開には納得をしかねる。

そこで、質問をする。

(1) 上水道事業について。

① 牧之原市の一部とする事業の範囲は。

② ①に至る経緯と事業展開の理由は。

③ 令和6年度の水道事業の計画に、牧之原市坂部地内の大正橋に架かる配水管の布設替え工事を予定しているが、この坂部地域の水道事業による町への効果は。

(2) 吉田町での上水道事業を行わない区域について。

① 上水道を整備しない区域と軒数は。

② 上水道事業を整備しないとした決定理由と将来の計画は。

③ 一部の浄水場では、鉄、マンガン浄水処理と水質検査を行っていることを確認した。事故や環境の変化などから町民の安全を守るためには、町は水質検査を定期的に行わなければならないと考えるが、町の考えは。

(3) 水道事業全体に、人口減少や生活機材の省力化などにより予測される給水量の減少及び対策は。

以上、質問いたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町民の生活を守る安全な水の獲得についての御質問のうち、1点目の上水道事業についての①牧之原市の一部とする事業の範囲はについてお答えいたします。

牧之原市における水道事業の範囲につきましては、細江、坂部、坂口の一部でございます。

次の②、①に至る経過と事業展開の理由はについてお答えする前に、水道事業の認可について御説明いたします。

水道事業を経営し給水を行うためには、水道法により計画している区域や給水人口、給水量などの事業規模について、国や県の認可が必要となります。また、認可を受けた後に、給水区域を拡大する場合は、変更の認可を受ける必要がございます。

このほか、給水区域の拡大はしないものの、人口の増加などの要因により、計画する給水量などを増加させる場合におきましても、同様に変更の認可を受ける必要がございます。このような変更認可を受け、事業規模を拡張する事業を総じて「拡張事業」という呼び方をいたします。牧之原市の一部を事業範囲とした経過につきまして、吉田町水道事業の沿革を述べさせていただきます。

吉田町の水道事業は、昭和33年に県の認可を受け、町内を給水区域として創設いたしました。その後、昭和38年には、牧之原市細江を給水区域に加え、第1期拡張事業として変更認可を受けており、続きまして、昭和45年には、坂部と坂口を給水区域に加え、第2期拡張事業として変更の認可を受けております。

その後、給水区域の拡大はございませんが、給水人口の増加に対応するため、水源や配水池の増設による給水量の増量を実施するたびに拡張の変更認可を受け、現在は平成15年の第6期拡張事業の認可を受けた水道事業を実施しております。

牧之原市内を給水区域として加えた理由につきましては、当時の細江地区は付近に良質な水源に恵まれず、また、坂部地区においては、井戸の枯渇により断水し、日常生活に大きな支障を来していたことから、早急な給水について地元住民の強い要望を受けた旧榛原町から本町の上水道による給水の申出がございました。

このため、地方自治法第244条の3の基づき、公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用につきまして、本町と旧榛原町の双方の議会におきまして議決をいただき、区域を拡大いたしました。

したがいまして、現在はこれらの区域も吉田町水道事業の給水区域となっており、水道事業体としましては、給水区域内全ての水道利用者へ安定的に水を供給する義務がございます。

次に、③令和6年度の水道事業の計画に、牧之原市坂部地内の大正橋、やまばと学園の入り口でございますが、大正橋に架かる配水管の布設替え工事を予定しているが、この坂部地域の水道事業による吉田町への効果についてお答えいたします。

議員の御質問にあります工事の内容につきましては、事業区域内であります坂部地内の給水拠点となる避難所へつながる配水本管を耐震化するために実施する布設替えであり、災害時においても確実な給水を果たす上で必要な工事でございます。

次に、2点目の吉田町での上水道事業を行わない区域についてのうち、①上水道を整備しない区域と軒数はと、②上水道事業を整備しないとした決定理由と将来の計画はについては、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

さきにお答えしましたとおり、水道事業の創設以来、町内は全域が給水区域でございます。したがいまして、町内において整備しない区域、軒数はございません。

一方で、給水区域であっても、水道加入の義務がないことから、井戸水などを利用されている方がいることにつきましては、承知をしております。

なお、将来の計画につきましては、現在、水道管が布設されていない道路でありましても、周辺区域において将来の需要が大きく見込まれる状況となれば、整備を計画してまいります。現段階におきましては、具体的に計画しているものはございません。

次に、③一部の浄水場で鉄、マンガン浄水処理と水質検査を行っていることを確認した。事故や環境の変化などから町民の安全を守るためには、町は水質検査を定期的に行わなければならないと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

議員の御質問にありますとおり、検査を定期的の実施し、水質の安全性を確認することは重要であり、水道法でも水質検査の基準等が定められております。

町では、水質基準に適合した水道水を供給するため、保有している全ての水源において原水の水質検査を行うとともに、全ての配水系統において、浄水処理した水の水質検査を実施し、水道水の安全性の確保に努めております。

具体的に申しますと、水源から採取した原水と、消毒により飲料水となった水道水につきまして、法に定める検査頻度は月1回から年に1回まで、項目によって異なりますが、いずれも基準に沿って水質検査を行っております。

また、水道法で検査が義務づけられている項目に加え、より水道水の安全性を確保するために必要と判断した項目などの検査も定期的に行っております。

これらの水質検査の結果としましては、全体的に良好であり、各配水系のいずれの項目も基準値を下回っております。中には、毎年継続的に基準値を大きく下回っていることで、3年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目もございますが、町では安全性、安心を確保するため、あえて最低年1回は検査を行っております。

なお、これら水質検査に係る計画と検査結果は、毎年広報よしだや町ホームページ、広報まきのはらにおいて公表をしております。

また、御質問にあります低区配水系につきましては、徐鉄、徐マンガン処理を行っております。鉄やマンガンは人体にとって必要な成分として、ふだんから食べ物などから摂取しており、極めて大量に摂取しない限り問題はございませんが、水道水につきましては、生活する上で支障が生じるか否かの観点から、水道法により基準値が設定されているところでございます。

低区の第8水源の原水に含まれる鉄分やマンガンは、基準値の範囲内であり、もともと引用に適した水質ではございますが、鉄とマンガンはいずれも水道水を変色させる場合がありますので、洗濯物への着色など日常生活に支障が生じることを防ぎ、利用者の皆様により安心して御利用いただくため、除去する処理を行っております。

最後に、3点目の水道事業全体について、人口減少や生活機材の省力化などにより、予想される給水量の減少及び対策はについてお答えをいたします。

5月8日に開催しました町政連絡会で御報告をし、その後、町ホームページで広く周知しておりますように、町では水道事業を安定的に継続していくため、将来の有収水量の予測や事業量の見直しを行い、経営の基本方針や財政計画をまとめた「吉田町水道事業経営戦略」を3月に策定しております。

1日当たりの平均給水量について、平成25年度から令和4年度までの過去10年間では、約

1.4%減少しております。これは、給水人口の減少や節水機器の普及による影響と考えられ、今後も給水量は減少傾向を示す見通しで、令和4年度と比較しますと、令和15年度には約9.1%の減少、推計の最終年度であります令和42年度では約25.6%減少することを想定しております。

この給水量減少への対策につきましては、施設の統廃合やダウンサイジング、つまり施設規模を縮小して経費を縮減していくことが考えられます。この施設規模の縮小を判断するのに参考となる指標に、施設の給水能力に対する実際の給水量の割合を表す施設利用率がございます。

町では、現在70%前後を推移しており、事業規模が同規模の類似団体と比較しても高い水準にあることから、現段階では供給すべき水量に対する施設の給水能力規模は適正であると判断しておりますが、今後、給水量が減少することで、将来、施設利用率から施設規模が大きいと判断されるに至った場合には、施設の統廃合や更新時に従来よりも一回り小さい施設に換えていくダウンサイジングによって、経営の効率化を図ることを検討してまいります。

水道事業全体としましては、既存の水道の基盤を確固たるものとし、水道の安全性と安定供給を持続するため、今後も老朽化した水道施設の計画的な更新や、大規模災害に備えた水道施設の強靱化を図るほか、給水人口や給水量の減少による事業環境の変化に柔軟に対応するための財政基盤を強化し、公営企業として健全な経営を行ってまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 答弁確認をいたしました。

この質問で、最初実際の話です。安全な水が欲しいということで獲得をしたいと。町の水道水が供給されていない方に言われております。確認したところは、川尻地区と北区の一番北ですね。

それと、もっと困るのは、以前ミニ開発で道路から開発を10軒ほどした。その10軒に対する配水管の大きさのものも入っているんですけども、それが引き方が10軒の人たちが共同で引き込んだ。以前よくありましたよね。認識していると思いますけれども、そのときその後には開発をされて、その向こう側で入りたい人が家を建てたんです、当然建築確認を取って。そして、その人たちにとっては言われたことが、この水入られるとどうやら少なくなるよと、だから入らないでくれ。何か言われて、自分たちはもう井戸を掘ってやっているということです。それが東名のインターのすぐ東のお宅です。現実、今、回答を見て、聞いて驚いたんですけれども、今、回答の中ではもうありませんと、吉田町には。

2点目の吉田町の上水道事業を行わない区域についての話です。

区域と軒数について、町内においては整備していない軒数はありません。これ、どこが確認をしたんですか。どういう形で確認でこういう回答ができたんですか。この回答を教えてください。本当に言われたことは、安全な水が欲しいんだ、真面目な話です。どうか誰かお答えできますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

町内でほかのお宅と離れてお住まいの場所では、そのお宅の前面の道路、すぐお宅の前の

道路には水道を引いていない箇所がございますが、近くまでは水道管が行っております。その町の水道管から分岐をして、御自分のお宅まで水道を引いてくるというのは、自己負担をお願いするというのはどなたも同じでございますので、自己負担をしていただければ、どの場所でも水道を御利用していただくことが可能です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、自分の言った答えを正確に聞いて、正確な答えを言ってください。可能ではそういう話ではなくて、今言ったミニ開発をされたところって吉田町いっぱいありますよ。その中で建築の仕事していますからね。それはよく分かるんですね。当然一番最初は25か、その辺はやるんでしょう、10軒くらいだったら。25くらいのパイプで水通すでしょう。ところが、それが10軒増えて、5軒増えてという開発をされていくと、確かにみんなで入れた枠のものが小さくなって、現在そういう形で実際にあるんです。2軒知っています。1軒は田んぼの中から引きました。これが現実なんですよ。そういう現実をしっかりと踏まえていかないと、要するに一番最初に言った吉田町の水でありながら、吉田町のを、先ほど答弁にありましたように、当然県の認可、それがなければできないことですので、県の認可としてやっているんですけれども、そのときに認識のずれがもう生じているんですよ。そうすると、その人たちは本当に困っているんです。

それで、今、課長が答えられた、自分でやれば給水してあげますよ、水をあげますよ。でもそれってすごく見方が、本当に官僚的な見方ですよ、残念ながら。

それで、実際に今、副町長、前に住んでいて、そして、ここにこういう形が出たんですけれども、実際に僕がいろんな人、中に会いましたけれども、いろんな年の多い人、よく知っている人たちにちゃんと聞いたんですけれども、みんな「そんなこと、えーあるの」という返事なんですよ、一様に。それは昔から住んでいて、それで今度吉田町へ来て、吉田町で今度、吉田町全体を把握をしていただきたい。

そういうふうにと考えると、そういうところがあるということ自体に関して、副町長にお聞きしたいのは、そういうものというのは認識というか驚きになると思うんですけれども、どういうふうに感じますか。

○議長（大石 巖君） 副町長、田村安正君。

○副町長（田村安正君） 御案内のとおり、私は10月から40年ぶりに戻ってまいりました。水道事業そのものが、まだ若いこともありましたのでよくは知りませんでしたけれども。報告を受けている中身におきましては、基本的には水道事業として行っている。公営事業で企業としての事業として行っていることを理解しております。

その事実について1個1個確認したわけではございませんので、今、お答えする立場じゃないと思っています。しかしながら、全体の事業運営を見たときに、今回、予算も含めて出させていただきました。まず水道事業というのは、まず我々行政としては、これは前も一緒ですけれども、公共性、それから公平性、こういったものが非常にバロメーターとして行っていくということは十分に意識をします。そういう中で地方自治体も同じような形を取っている。そういう中で一つ一つ丁寧にやっていると思っております。

そういう中で、今回、水道事業、公営事業というものはどういうものかといったときに、一つ違った点がございました。昨今、最後に、冒頭ございましたけれども、町長からの答弁ですね。健全な経営、これは非常に重要なファクターだということを理解いたしました。

したがって、通常の会計ではなく、いわゆる公営企業の企業会計という形で、とにかく今後、社会も変遷していく中で健全な経営をしていくというところで、公平性を見ながらも、やはり健全な経営も併せて行っていく必要があるというふうに私は考えておりますので、全体としてはもちろん利便性、それから公共性は重要でありますけれども、今回この水道事業というのは公営事業であります。そういったものもしっかりと踏まえないと、それがあ意味、公平性じゃない場合も出てくるかもしれないということを感じております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 突然、すみません。

今、副町長言われた、その場合があるかもしれないということが非常に重要なところなんですよね。それは、もし見つけたときには、今の回答で希望的な観測でいきますと、それをじゃ見つけたときには、それを取り込んだ安全な水が給水できる状況をつくりましょうと。私には、そういうときにはつくりますよと感じたんですけれども、そういう認識でどうなんですか、いいんですかね。

いいんですかというよりもそういう認識でいていただかないと、今日、私のところに来た人が、多分怒ってくるんじゃないかと思うんですけれども、本当に本当なんですよ。今一番心配しているのは、さっき言った、開発をして、そして25のパイプの中にもう30じゃないと間に合わないよ、給水ができないよ、そういうところって結構あるんですよね。でも、そういうところは少なくとも見つけたときには、公営企業としてやっていただけるような、そういう状況を迎えることというのはできるんですか、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

経営が健全というのはまず求められておりますけれども、利用者に水を常時安定して供給するというのも大事な義務でございますので、そういうことから考えまして、必要であればやっていくということでございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そういう形の認識は大事なことであるだろうし、そういう人がほんと、いてくれるとありがたいんですよ。そういう人たちにとっては、これ死活問題というよりもその前の問題ですよね。特に吉田町の場合は、水の、先日の全協のときに確認をしたのは、原水の深さは80メートルから100メートルだったですね。ところが、実際に吉田町水が豊富過ぎてすぐ出てくるんですよ、2メートルくらいで。

ところが、私の友達は、深くて8メートル、10メートルあるんですよ、10メートルですよ。ところが10メートルでも本当に水が出ちゃうんですね。それで今、その証明として、これがつけた資料です。これ、川尻の農協のところに噴水するやつがあるでしょう。あそこに毎日毎日、本当にたくさんの人が来ています。たくさんの人が来る理由というのは、農協で、J Aでこういう検査を毎年行って、そして、あそこにこういうふうに貼ってくれてあるんですね。これが吉田町の水道の現状ですね。

我々が見たときには、私はこういうものが初めてここの安全な水が担保されたと。これがあって初めて、もし事故があったときには、これによってこういうことから何が起きたんだということはできるわけですよ、調査して。一番大事なことはそこだと思うんですけれど

も、そういうものが今の最初の吉田町にはないという前提でやると、こういう検査の必要もなくなってきちゃう。そうすると、非常に生活の中でも困るだろうし、何かあったときの証明とか原因調査とかそういうのができなくなるわけです。

そういう意味では、今、言わせてもらいましたけれども、調査をするような状況をぜひつくってほしいんです。これ、調査は多分、担当課でやってくれるんでしょうけれども、それを総括するのは理事のほうどうですか。そういうものに関して、理事の住む南ですが、もうちょっと東の南ですか、通っていません。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ただいま御紹介いただいた井戸の水質検査をもって、これが吉田町の水道の現状だというのは、水道の現状ではないと思います。

それと、御質問は町内の井戸の水質検査をこちらで把握しろということですか。御質問を、ごめんなさい、もう一度お願いします。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ごめんなさい、水道水ではないです。井戸水です。自噴している井戸水です。自噴している井戸水をたくさんの人たちが来ます。そのときに彼らの安全を担保するわけですね、これは。この水はありませんよと。もしその中でマンガンが出たと。そのときには、当然この水を出したところが、これを出したところが責任を負うわけですね。検査してて、その検査を見落としたということになりますね。要するに、それが安心した水を供給するということだと思うんです。

私が言ったことは、ごめんなさい、水道水ではないです。井戸から出てくる水です。確かに北区のほうで大井川のすぐ近くですかね。水って、ある程度の建築の建物やって、ラーメン屋さんやっておるんですね。2メートル掘ったんです。そしたら、水が流れ過ぎて、理事ならすぐ分かると思いますけれども、コンクリの塊なんですね。矢板を打ってもコンクリートが流れちゃうんです。そのくらい大幅なものですから、そういう水に関して、みんなが使うときに安全な水をぜひ供給する状況をつくってほしいなということです。でも、それは多分。今、首かしげていますけれども、紹介しますよ。そうすると、多分分かりますから。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

水道事業が供給している水道水について、水質検査をしていることは先ほど申し上げました。井戸を使っている方の水質検査は、井戸を所有されている方が水質検査を行うという義務がございますので、義務というか厚労省の通知がありますので、個人個人でやっていただくということでもあります。町が責任を負うということではございません。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私の言いたいことは、確かに今現状はそのとおりですよ。でも、そのときに上水を給水してくれてあればそういう問題は起きないと。ところが、それができない。欲しくてもできない人がいたときに、そういう形でもし今言った、それだから我々に関係ないといったときにそれは不公平じゃないですか。公平性を確実に欠けると思うんですね。それはやっぱりちょっと心配をして、この問題を提起したんです。

吉田町って、町長いつも言うのはサービス業であるということは、少なくとも吉田町の誰

一人として切り離すことはできないと思いますよ。それを前提にしてやっていますので、ちょっと小さ過ぎますよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

個人で井戸を飲用に使われる場合は、厚労省の通知により御自分で水質の検査をすることが望ましいということがございます。それから、それを例えば何かお豆腐を作るであるとか、そういうことであれば食品衛生法上の水質検査の義務づけがあるかと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 食品衛生上は違うでしょう。それはまた違います。それは違う範囲だと思いますよ。今言っているのは、水道を取れない範囲で。笑っていますけれども、答えというのはございますか。笑って、ちょっとやめてください。真剣ですから、紹介しますから。

でも、実際にそういうものがあつたときに、今ないとは言いながら切り捨てることになっちゃうじゃないですか。それを心配しているんです。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

吉田町内には、目の前の道路に水道管が通っていても、御自分の意思で地下水を利用されている方もいらっしゃいます。また、飲む水について、ふだんは水道引いてあるのに、御紹介いただいた川尻地内の水道に飲み水をタンクを持ってくみに行かれる方もいらっしゃっているんです。宅配のウォーターサーバー利用されている方もいらっしゃいますので。井戸を使っている方、御自分の意思で井戸を使っている方もいらっしゃいますので、町内の井戸水利用されている方の水質検査をこちらが見るということはないと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほどから言っているんですけども、そういう人じゃない人がいるから私は今日ここに立っているんです。それは、やっぱりどこかで、理事、これ調べてみてくださいよ。調べていたらどうなります、こんな回答しちゃって。大丈夫ですか、責任取れますか。そのくらいの問題になりますよ、今の発言って。だから、本当に困っている人がいるんですよ。

逆に言うと、先ほど言った、今、その理論を持っていくのであれば、昔、ミニ開発をして、そして増えたところで、増えた部分が25のパイプでは少なくなるからという何かお願いが出れば、それは変えてくれることができますか。その回答ができるのであれば、今の返事で納得します。本当に納得します。

もし、それで何かの申請をすればできますよということになったら、私、説得に行きますよ、本当に困っていますから。それで、今、1軒の方は田んぼから引いているんですよ、田んぼの中まで。今、ビニールパイプですから、どこでも引っ張れますけれども。だから、そういう現実があるんですね。そうすると、そういうところを見たときに、建築の仕事をしていると、昔のミニ開発っていっぱいありましたね。そういうところって、そういう可能性って本当にあるんですよ。だから、その辺をお願いしたい。

それと、その前提で今回質問をしたんですけども、例えば80メートルから100メートルというと、地上に降った水というのは伏流水の当然で、浸透する率というのは意外とそこま

で行かないと思うんですね。大体10メートルぐらいに流れる層がありますから。

それと、建築の中で今まで起きたことが、皆さん、御存じのシロアリの駆除、やったことがありますよね、あるでしょう。シロアリの駆除は、昔です、もう10年ぐらい前かな、15年ぐらい前かな、やっているとときに地下水を詰め込んで、井戸水で出ちゃったんです。その問題があって、結局、昔の建設省は、農水省かな、止めたんです。止めて、今は白アリの駆除の薬品は昔は15年以上あったんですが、今は5年で大体5年ぐらいもつ強さしかないんです、ないんですよ。多分知っていますよね。財政管理課長ね、そういう仕事ですから。その辺が本当に怖いことなんですね。

あともう一つは、もっと怖いのは、今言われた、もしそれを認めちゃうと、ないって否定していかないと困るんですけども、認めちゃうと、今、吉田町の水って鉄分が異常に強いんです、鉄分がね。多分御存じでしょう。鉄分によって、昔の住宅の、恐らくぼろぼろですよ、ほんとぼろぼろなんですね。ぼろぼろだからいいんだけど、人間の体に入りますから、エフイーとして入ってきますから、恐らく何かが化合物として悪さするんじゃないかという気がするんです。

そういう意味で、今、一生懸命ずっと言っているのは、どうしたって強い口調になっちゃいますけれども、そういうものがあるということを前提でやっていかないと、後でそういう困ることができると思うんですよ。吉田町の切り離しというか、にいくと思うんですけども。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

町内で水道に使用しております第八水源から鉄分とマンガンが基準値の範囲内ではありますが、ややほかと比べて高めに出ているという事実はございます。これは、先ほど前の方の一般質問の答弁の中にもありましたけれども、深井戸水は45年くらい水がということで、それだけ鉱物由来の成分というのは、長いこと土の中にいますと溶け出すことがあるということで、深井戸水からマンガン、鉄分が検出されることはまああるというふうに聞いています。

浅井戸を使っている場合ということですが、先ほどから申し上げます厚労省の飲用井戸の通知の中では、水質検査、井戸の所有者がやるほうがいいと、望ましいとされている水質検査の項目の中に鉄分、マンガンは含まれていません。含まれていないというのは、極めて多量に飲まない限り体に害がないということでもあります。

じゃ、なぜ吉田町がやっているのかというと、さび水のような色が出たりであるとか、マンガンの場合は黒い色が出る可能性がありますので、それを避けるためにやっているということで、吉田町で井戸を使われている方、鉄分が異常に強い水を飲まれているということは我々ちょっと関知していないところです。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 実際、この中にちょっと書いてありますけれども、多分、水道事業として上水道を整備しないと決定した理由を、多分ここには、私は町の言い訳って書いております。多分こういう形で言ってくるでしょう、十分分かっていましたけれども。でも、それは確かにそれがいいとか悪いじゃなくて、そこに住む人にやっぱり安全な水を供給するには、やっぱりそういう実情を把握して認識をしないと困るんじゃないですか、どうですか。いいですか、話。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

そのような実情があるようでございましたら、認識をしてみたいと思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 認識してください。そんな言い訳していいんですか、もし何か病気になるのが出てきたら。やっぱり弱者を救ってやってやらないとという意識はありますので、ぜひその辺もお願いをしたいんですね。

そういう意味で、やっぱり水ですから、そういうものがあるということを認識するということがまず第一で、認識をして物事があるという前提、起きるんだという前提でやってください。もし、それでないと物事って絶対解決しませんし、言い訳で終わっちゃいますからね。その辺でほしいんですね。

僕が今言った、もっと辛辣なこと、要するに大変なことを言うと、そういう人がもしあるとすると、我々の建築の中では、六価クロムって聞いたことあるでしょう。発がん性の物質、六価クロム。鉄筋コンクリートから出るんですね、課長ね。六価クロムの問題が県の許可を取るときに、鉄筋掘るときに許可を取るときに、六価クロムの問題に判こを押す必要があるんですよ、今のままで。本当はリニアもあるらしいんですけども。だから、そういうものを想定していただきなと。こんなことばかり言っていると終わっちゃうものですから。でも、実際にその辺の感じを確認していただきたい。

理事、お願いをしたいのは、全然ないということの一点張りですので、ぜひ紹介しますので、1回そのやつ確認してください。確認してください。あれの言っていること、本当にやばい、危ないことになりますので、本当にそういう人いますので。

昨日たまたま、町内会で組長会議があったもんで行ったんですよ。そしたら、そこにはなかったと、そういう情報なかったものですから、少し安心しましたけれども。山の上でも通っているということは非常に安心ができたことですね。そういう意味で、この水に関してはやっぱりどんなことをしたって、水道水を使っている人と、もし井戸水を使っている人たちが同じ生活をするに公平なだけの検査であるとか、そういうのやってほしいんですよ。

それで、もう一つは、前に道路を持ってくれば水道通しますよと言うけれども、本当は水道の事業の一番最初の認可のときには、絶対に国の補助と税金とで最初はつくったはずなんですね。そうすると、分かりますかね。吉田町の水をこれだけつくるのに、過去にどのくらいの国の補助と税の投入ってあったんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

まず、国の補助についてはございません。町の補助についてはございます。昭和33年の認可以降、認可取得事業着手以降、昭和41年までの9年間の間で約1,400万円の一般会計からの繰入れがございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、そういう形ですね。昔の開発ですから、金額に換算するとかなり大きな金額になると思うんですよ。でも、それも含めて、やっぱり水を安全に供給というかそういうような状況をつくってほしい。そのためには、昔は何年か前は水道の検査、水の検査を余った人たち、井戸水の検査をした人たちが申請をすれば保健所がやっていただいた、

毎年くらいにね。

ところが、現在は申請をしないとできないんですよ、今の人たち。それにかける費用がここに出ていますけれども2万から6万円くらい。これだけやると恐らく30万、40万かかるということです。でも、それしか水を使っている人たちが担保がないわけです、安全・安心の。

そういう意味で、ちょっと見直しというか、もう一回ちょっと検査していただきたいと思うんですけれども、その辺は理事としてはどうですか、吉田町の形として。向こうはもうないよという話だから、これ以上言えないんです。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

水道企業会計のお話を、ちょっと私のほうに来たのでちゃんとした形の答弁ができるかどうかというのはありますけれども。まず検査の、今、井戸水検査ということで2万円からということでお話ありましたが、ちょっと私も不勉強で申し訳ないですが、そのくみ上げたお水は料金というのは恐らくかかっていないんじゃないかというふうには思っていますが。まずそこはあるかと思います。

水道事業のほうにつきましては、水道料金という形で使用料ということで、その水道料金お支払いをしているという中で、町の水道事業者として、町の水道事業者が水道のところで水質検査を行っている。まず形態が違うということがあるかと思いますので、先ほどの一つは水道課長がお話をされたとおりのことで私のほうも認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 実はここに井戸水の水質検査が必要な理由ということで、これは厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理委員会、水道法第4条及び第22条の下記についてという文書があるんです。これは、井戸水の水質検査は1957年（昭和32年）6月15日に策定された水道法に基づき、法律第177号として定められておりますよということです。

これには、検査が、年に1回の井戸水などの水質検査は厚生労働省の飲用井戸等衛生対策要領の中で「飲用井戸を設置した責任者は年1回以上の水質検査の実施が奨励されている」ということです。奨励されているということです。これも公益財団法人の日本地下水学会からの同じようなものが出ています。要するにこれに関しては、やっぱり恐らくそういうものの危険性があったということでしょうね。

それと、あとは当然災害のときに非常に困るのは、今、吉田町の北のほうにも工業団地いっぱいあります。災害のときに、恐らく漏れたときに水が浸透するでしょう。その水が大体10メートルのところで止まりますよね、流れちゃうんですから。今あそこにあるでしょう、浜松基地の周りに不明な問題が解決してない水質汚染。それもあんですよね、テレビで見たと言っているんですけれども。そういうものが実際に水道水じゃなくて井戸水しか供給できない人には可能性として出るわけですね。

だから、さっき言った、あまり中途半端にやると危ないですよという話なんですね。ぜひ、その辺も何て言うんですか。この人たちも役所に対してですものね。なかなか詳しい人ですから、その辺のいきさつ。それと、もう一つはやっぱり先ほど言った建築法上の昔の、ミニ開発されたところの恐らくそういう問題って、1か所あるということは恐らく至るところに

あると。

それと、吉田町でも川尻あたりにあるじゃないですか。どんどんつないでいった。それで、最終的につながった。あれだって、本当は中にどのくらいのパイプが入っているか。もう50くらいは欲しいでしょうね、きっと、あれだけ増えると。それは火災には使えませんがね。

そういう意味で、やっぱりもう一回ちょっと点検をするような状況はあると思うんですよ。これは委託でやってもらってもいいんですよ、中でやると計算しますからね。そういうものをぜひやってほしいんですよ。その辺の、そういうものの確保のための、健康のための、町での責務、やるべきことがあると思うんですけれども。そういうものについての将来的な、大至急やってほしいんですけれどもね。そういうものについての意見をあつたらお聞かせいただきたい。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

そのような事情があれば個々にということは先ほど申し上げましたけれども、今は全国の水道事業に求められておりますのは、水道法に定められておる基盤の強化ということが水道法の中で求められております。経営基盤の強化というソフト、それから災害時においても安定して水が供給できるようにということでハードの強化、こういうことも求められております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 課長の言われることはよく分かっています。私、勉強しています。我々、建築の中では大前提ですから、それは分かっています。ただし、今言ったそういうものがある可能性が、可能性というかありますので、ぜひ調査をしていただきたい。ひょっとしたらたくさん出てくるかもしれないです。あるんですよ、いるんですよ。ぜひお願いをしたい。

名前は言いませんけれども、やっぱり困るんですよ。その辺はお願いをしたい。やっていただけると期待し、その報告はいずれどこかでもらって、その方には報告をしたいと思います。ぜひ、物事の前をあるという前提で考えてください、なければそれでいいですから。一応そういう形でぜひお願いをして、文句ばかり言っていますけれども、ぜひほんと、ちょっと心配な部分がありますので、ただそれだけです。その心配の部分だけです。

そして、吉田町がきめ細かなところまで、細かいところまで、一人も逃すようなことなく、見逃すことなく、本当に見てくれていますよ。そういう状況ができれば、その中で恐らく移住定住の問題をプラス方向にいくんじゃないかと思うんですよ。

今、都会から田舎に行く人たちは恐らく、生活環境は水環境ですよ。ほとんど水環境いるじゃないですか。そういう意味で、ぜひどこかでやっていただきたい。そういう期待をして私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時30分にします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名であります。

引き続き一般質問を行います。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、12番、蒔田昌代君。

〔12番 蒔田昌代君登壇〕

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田昌代です。

私は、令和6年第2回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり、吉田町子ども・子育て支援事業計画について町長に質問いたします。

令和6年第1回の定例会において、町長は施政方針の中で「豊かな心を育みいきいきと暮らせるまちづくり」の「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町子ども・子育て支援事業計画の策定において、「この計画は令和6年度までを計画期間とした5年間の計画で、新たに令和7年度から令和11年度までを計画期間とする計画の策定に取り組んでいるところでございます。本年度は、計画策定の基礎資料として町民の皆様が必要とする保育への潜在的ニーズを含めた見込みを把握し、それに対する方策、子育てサービスの利用状況や意向を把握するほか、子育て世帯の生活実態や要望などを収集するため、就学前のお子様と小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施しましたので、今後は国の動向を踏まえながらこの調査結果や皆様の意見を反映させ、令和6年度中の策定を目指して進めてまいります。そして、引き続き全ての子どもが健やかにいきいきと育つことができるよう、家庭、教育・保育施設や行政機関などが相互に協力し地域社会が一体となって切れ目のない子ども・子育て支援を推進してまいります」と述べられました。

現在、吉田町子ども・子育て支援事業計画（吉田町次世代育成支援行動計画）計画期間が令和2年度から令和6年度の計画の途中ですが、この基本理念に沿い、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の2つの計画があります。

子ども・子育て支援事業計画の基本施策は量の見込みと確保の方策であります。私が今回する一般質問については、次世代育成支援行動計画の基本目標の中の6、困難を抱える子どもと家庭への支援の基本施策(5)子どもの貧困対策についてお聞きします。基本目標6、困難を抱える子どもと家庭への支援の中にある子どもの貧困についての課題解決のため、相談対応や負担軽減等の支援策の充実等に子どもの貧困対策の取組も行っております。そこで、以下、質問します。

1、アンケート調査を実施したが、対象者を子育て世代の全家庭を対象としなかった理由は。

2、アンケートの結果より、子どもの貧困に対する課題は。

3、町が行う子どもの貧困対策の取組、相談対応やこども食堂の利用状況は。また、相談

にはどのようなものがあったか。

4、国が取っている子どもの貧困対策に4つの柱があるが、町はどう対策を取っているか。
以上、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町子ども・子育て支援事業計画についての御質問のうち、1点目のアンケート調査を実施したが、対象者を子育て世代の全家庭を対象としなかった理由はについてお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、吉田町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、全ての子供の健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するため策定しているものでございます。

この計画は、令和2年度から本年度までの5年間を計画期間としておりますので、本年度は令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期計画を策定しているところでございます。

この次期計画を策定するに当たりましての基礎資料として、町民の皆様が必要とする保育への潜在的ニーズを含めた見込みを把握し、子育て世帯の生活実態や要望などを収集するため、昨年度、就学前のお子様と小学生の保護者を対象に子ども・子育てに関するアンケート調査を実施いたしました。

このアンケート調査は全数調査ではなく、未就学児・小学生約2,800人のうち、調査の対象として就学前の子供がいる世帯が600世帯、小学生がいる世帯が400世帯をそれぞれ無作為に抽出した標本調査によるアンケート調査を採用しておりますが、その理由としましては主に二つございます。

一つは合理的であることでございます。標本調査は、母集団から一定数の標本を抽出するため、調査に要する労力・時間・コストを削減できるメリットがあります。また、今回のアンケート調査のように潜在的なニーズやサービスの利用・意向等の傾向を把握する場合には全数を調査対象としなくても有効な調査結果を得ることが可能でありますことから、効率的・効果的に実施できる合理的な調査方法として一般的なアンケート調査などに広く採用されております。

もう一つは前回調査と比較分析が可能であるということです。今回のアンケート調査は、現計画の基礎資料として令和元年に実施しましたアンケート調査と同様の調査方法の調査対象の抽出方法であり、ほぼ同様の調査項目としております。このため、アンケートの結果は前回の調査結果と比較分析が可能となり、子育て世代のニーズや意向などの変化を把握し、今後の子育て支援の方策に生かすことができるというメリットがございます。

こうした主な二つの理由から、今回実施しましたアンケート調査は全数調査ではなく、標本調査によって実施したものでございます。

次に、2点目のアンケート結果より、子どもの貧困に対する課題はについてお答えいたします。

さきに述べましたとおり、このアンケート調査は教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に係る需要の将来性を把握するものであり、貧困対策に関するものではございません。しかしながら、貧困対策については経済的な貧困にとどまらず、生活面や学習面、心理面など様々な面において対応することが重要でありますことから、今後も関係機関などと連携し対策を図ってまいります。

最後に、3点目の町が行う子ども貧困対策の取組、相談対応やこども食堂の利用状況は。また、相談にはどのようなものがあつたのかと、4点目の国が取っている子どもの貧困対策に四つの柱があるが、町はどう対策を取っているかにつきましては関連がございますので、併せてお答えをいたします。

子どもの貧困対策につきましては、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、国の子どもの貧困対策に関する大綱の重点施策として教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の四つの柱を示しております。なお、御質問が重複しておりますので、この国の四つの柱に沿って町の取組をお答えいたします。

一つ目の教育の支援につきましては、経済的支援である幼児教育・保育の無償化や教育費負担の軽減として要保護準要保護就学援助費や奨学金の貸与を行っているほか、放課後サポート学習を実施しております。

二つ目の生活の安定に資するための支援につきましては、妊娠・出産期の支援として妊婦訪問や新生児の全戸訪問を実施し、子供の生活支援として、こども食堂や児童館、放課後児童クラブを運営しております。

議員御質問の子ども食堂につきましては、吉田町社会福祉協議会が年5回実施し、子供は無料で食事を提供していただいております。利用勧奨につきましては社協だによりに行うとともに、吉田町社会福祉協議会や町に相談に来られた方へ個別に御案内をし、毎回25人から30人の定員を満たす方々が利用されている状況でございます。

子ども食堂や児童館は子供たちの集団での遊びや多様な体験を通して、子供時代に獲得すべき自主性、社会性、創造性などを育める子供の居場所としての役割も担っており、これらにより家庭以外における養育機能の保持に努めております。

三つ目の保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援といたしましては、ハローワークと協働をし、中央公民館においてひとり親家庭のための就労相談会を開催しております。

四つ目の経済的支援につきましては、児童手当や児童扶養手当の支給を着実にっております。

全ての柱に共通しますが、議員御質問の相談内容につきましては、機関により内容は異なり、経済的な相談や子育て、人間関係、就労に関することなど多岐にわたっております。相談対応につきましては適切なサービスを御案内するほか、虐待対策の協議体であります要保護児童等対策地域協議会において多機関と情報を共有するなど関係機関と連携を図りながら、見守ることができるような体制を整えております。

困難な状態にある子供の支援は介入のタイミングが難しいことが多いため、町といたしましては、これらの取組を通して個々の子供の情報や状況を、福祉・保健・教育などの分野を超えて連携を図ることにより、潜在的に支援が必要な子供や家庭を可能な限り早期に把握し、

適切な支援が届けられるよう努めております。

また、困難な状態にあるなしにかかわらず、全ての子供が家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望を持って未来の担い手として自分らしく、たくましく育っていきけるような環境、地域をつくることを目指してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

今、回答をいただきました。今回、ちょっと私、質問を出したときに、ちょっと調査不足だったなということがあって、吉田町子ども・子育て支援事業計画は吉田町次世代育成支援行動計画というふうにも書いてありまして、施策の体系で見ると、基本理念があって、その中で計画が二つあって、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画という二本立てになっております。ちょっとそこが調査不足だったんですけれども。

このアンケートは、私は子ども・子育て支援事業計画のみのアンケート調査であるということを今、回答で解釈したんですけれども、これで間違いないですか。なぜかという、次世代育成支援行動計画というのも同時に併せてあるので、今回のアンケートは子ども・子育て支援事業計画の中の量の見込みと確保の方策ということでアンケート調査されたのかなというふうに解釈したんですけれども、この次の次世代育成支援行動計画も含めてのアンケート調査だったのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

議員おっしゃられるように、この計画自体は二本立ての計画になっておりまして、前年度取りましたアンケートにつきましては、子ども子育て支援法にのっとってアンケートを取っておりますので、子ども子育て支援事業計画についてのアンケートを取っております。次世代のほう計画につきましては法律が別になっておりますので、そちらについてはアンケートを取るものではないものですから、前段に申し上げました子ども子育て支援事業計画についてのアンケートを行ったものです。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

今の回答で次世代育成支援行動計画は別なものである、法律になるので別になるということなんですが、次世代育成支援行動計画の中を見ていくとやはりいろいろ課題があって、貧困というのがやっぱり出てくるんですけれども、貧困について、ちょっと意外と国民の7人に1人は貧困であるというのを国からの調査も出ているので、ちょっと貧困を今ちょっと見過ごせないなと思って、ちょっと質問させていただいたんですけれども。

今回のアンケートをすることで前回の計画、今の計画と次の計画の違いが分かって、よりニーズを把握しやすいということを回答でいただきました。貧困対策に関するものでもないということですね。ということも回答いただきました。

ですが、私は町が行う子供の貧困対策の取組についてちょっとお聞きしたいと思います。

現在、回答の中でも貧困対策として、一応国が掲げている四つの柱があって、四つあります。教育の支援と生活の安定に資するための支援と保護者に対する職業の安定の向上に資す

るための就労支援、経済的支援の四つの柱とありますが、まず教育の支援として子ども食堂というのがあります。これは、国がこういうのをやってくださいということで、自治体が行っていることだと思うんですけども、この子ども食堂ですが、「現在、社会福祉協議会が年5回実施し」というふうに書いてあるんですけども、今度一番近いところで7月15日にあるんですけども、その前に子ども食堂をいつ頃から町として始めたのか。ちょっと記憶にあまり定かでないで、この行動支援計画が始まったのが令和2年度からなんですけども、実際に子ども食堂がいつから始まったのかというのはお聞きしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

町では実施をしておらず、先ほど議員おっしゃっていたみたいに。社会福祉協議会のほうで実施をしていただいているんですけども、はっきりしたところは分からないんですけども、私の確認しているところでは令和3年から始めてくれているというところを確認しております。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

令和3年からということで、そのときもやっぱり年、今回の回答を聞いて年5回もやっているんだという認識で、私はこの間見た社協の案内では、書いてあるんですけども、7月15日と書いてあるんですけども、これ見たときに、1回目、今やるんだというふうに、年に2回ぐらいのしか感覚がなかったんですけども。これはそもそも最初から年5回やれたのか、最初はスタート、何回からあったのか。子ども食堂がここまで、年5回になるまでのどういう状況だったのかというのが分かれば、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

役場のほうから社協さんに何回やってくださいということで委託をお願いしているものではないものですから、最初が何回で、今が5回で、6回でというところはちょっと定かではないんですけども、社協がやってくれようと思った考えの中では、長期の休みのときに給食のないときに食事を与えたりとか、そこで地域の方たちと話をしたりとか、一人で食べるではなく、個食ではなくみんなで食べるといったところを重点を置いてやろうということを考えていただいたので、今回も夏休みに入るというところを狙って開催を予定してくれていると聞いております。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

長期の休みだとやはり食べられないという子がいるのをちょっと聞いております。なので、夏休みに子ども食堂を開催して誰でも来てもらって、食べられるようにというふうにしてあるんですけども。これ、ちょっと要綱というか周知見ていたら、予約で、子供は無料で付添いの大人は200円、定員が30人なんですけども、やはり30人よりオーバーするということは問合せとかでないんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

事前に予約になりますので、予約は30人までという形で取らせていただいております。ただ、それを知らずに来てしまうお子さんも中にはいらっしゃるということも若干聞いており

ますので、駄目だよ、予約してないからといって切ることもなく、少し余分めに作ってもあるものですから、みんなで食べられるようにというような形の案内はしているということは聞いています。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

それこそ子ども食堂に来る子供、大人も含めて30人というのはどうかなというふうに、ちょっと数字的にね。ちょっと少ないのかなって思います。思うんですけども、要保護準要保護支援援助費をもらっている児童というのは吉田町の町内で、令和4年の決算書を見ても90人ちょっと超えるぐらいもらっていると思うんですけども、それを考えると、みんながみんな来るわけではないんだけれども、30人はやっぱりもうちょっと増やしてもいいんじゃないかなと思うんですけども、現状、増やせない理由というか、この30人で止まっているという理由は何かあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

社協がやってくさっている中で、どこまで適切にお答えできるか分からないんですが、令和4年度のときの様子を伺いますと、11時半から12時半の1グループと12時半から1時半という2グループに分けまして、15人ずつという日程を一つ組んでくれています。それで、その1回ではということで、3月28日に行いながら3月29日にも行うというような形で、ここで先ほど言った5回とか6回といった中の1回、2回という回数に分かれてしまうので、28日に1回、29日に1回という形で、全体でこの2日間で60人、収めてくれています。

1回にそれを作るキャパですね。あと広さも考えまして、それ以上はちょっと収容できなく2日間に分けてやっているというような形になりますので、コロナの時期もあったのでできるだけ密にならず、上手に分けながらやるにはこの人数ということで社協がやってくださったというものです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

コロナの時期もあってみんなでなかなか集まれなくて、一緒にご飯を食べるというのちょっと間隔を取ってということもあったし、持ち帰ってということもあったと思うんですけども、社協の方もすごい頑張っていらっしゃるなというふうに思いました。

今回、社協さんが子ども食堂されているんですけども、民間の人、企業とか事業所とかそういったところが子ども食堂に関心があるんじゃないのかなと思うんですけども、そういった民間からお願いするという考えはなかったのか、それともそういった声はあったのか、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

一部、食堂を運営されている方とかにお声はおかけさせていただいた方もあるんですが、なかなか、町から補助がじゃどれだけ出ますかといったところなども含めて実施は難しかったというのが結論です。民間さんからやりますよという声は上がってこなかったのが現状です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） コロナの時期だったので民間のほうもちょっと大変だったんだと思うんですが、町からの補助があればということで、補助がないということだったので、ちょっとタイミングが悪かったのかなみたいな感じに、ちょっと今の回答を聞いて思いましたけれども。

これから、もしかすると子ども食堂やってみたいという方がいらっしゃった場合は町としてはどうなんでしょうか。補助金ないけれども、やりたいという人がいたらオーケーにしちゃうのか、そういった考えというのはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

子ども食堂に来られる方をどのように対象とするかといったところと、やってくださる民間さんと話をしなければいけないかなと思っています。現在、社協でやっている方は、先ほど町長答弁にございましたように、町で把握している、社協で把握している、ちょっと生活に困難のある方をお誘いしながら来ていただいている。あと、それ以外に社協だよりを見て来て予約をしていただいているという方になりますので、基本、ちょっと生活に困難な方に対して無料でというようなイメージからスタートしているので、今度民間さんでお願いしたときに、この人はそう、この人は違うといったところまで出せるのかということもちょっと気になるものですから、そういうの関係なく、「どんな子供でもいいですよ、子供料金でこういうふうにやりますよ」と言っていた方がありましたら、また御相談しながら支援していけたらと思います。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

前回、3月、総務文教常任委員会で地域教育推進事業についてということをやちょっと調べたんですけども、その中で放課後子ども教室というのが地域でやっていたら、そこで主に子供と一緒に遊んだり、昔の遊びを教えたりとか、勉強を見てたりしていたりとか、遊んだりとか。いろいろ小学校の校区によって様々な特徴があって面白いなと思いました。

この中で放課後子ども教室で、以前、どこかNPOさんとかが、それこそ夏休みとか長期の休みのときは御飯食べられないからということで、イベントでカレーを作ったりとかそういったことがあったと思ったんですけども、今、そういった放課後子ども教室において食事の支援とかというのはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

過去にそういうイベントのような形で、食事とかはすみません、ちょっと把握はしてないんですけども、放課後子ども教室については授業が半日のときに、授業が終わったときに食事をした後の子供の居場所のためにやっているものであって、基本的には食事の提供というものはやっておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

じゃ、夏休みは子ども教室はやってないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 先ほどと同じで、平日授業のときの午後1時過ぎから4時頃までの間の子供の居場所の、勉強とか体験する場としての事業になりますので、そういうものになっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

社協さんで今、主にやられていると。もし、やはり子どもの貧困対策として改めてそういった場所を増やすためにももう少し、社協さん一生懸命やられていますけれども、吉田町小学校三つあって中学校1校あるのもうちちょっとあってもいいんじゃないのかなというふうに、集中せずに済むのであってもいいんじゃないかなって思うんですけども。

貧困対策として町も子ども教室に対して予算をつけてあげたらどうかなって思うんですよ。例えば、放課後子ども教室でもちょっとそういったのをやる。水曜日の午後の間だけなんですけれども、やはりちょっと軽い何かサンドイッチを出すとか、何か作ってみんなで食べるみたいな、そういったのがあってもいいんじゃないか。それが貧困対策になるので、みんなで食べていいんじゃないかなと私は思うんですが、そのための予算をつけてあげたらどうなのかなと思うんですけども。

貧困対策について、そういった子ども食堂をやるための補助をするための予算というのは今つけてあるんでしょうか。予算には何かの形で計上してあるのか、どうなんでしょうか、実情は。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

社会福祉協議会の活動につきましては、社会福祉協議会への補助金というものを町から出させていただいておりますので、その中の一環として活動をしていただいているというふうにも理解しております。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

社協さんには補助金として出しているんで、その範囲でということだというのは理解できますが、やはりこれから貧困対策というのをやっていかなきゃいけないと私は思うんですが、先日の6月6日の静岡新聞にもちょっと載っていて、困難家庭を支える民間のある東京の団体さんが、子供の貧困対策10年たちましたということで、子供の貧困対策の推進法の改正を訴えているというのを見ました。

10年たって、今、物価も高騰していて、さらに困窮している家庭も多いんじゃないかと思います。それをどうするかというのは国の動きの、どうするかというのが見ているところなんですけれども、国の施策に、方向によって町も動いていくということなんですけど、それもこの計画ができる頃にはもう出てくるのか、それとも計画が策定されてから出てくるのか、そこは全然分かりませんが、やはり少しでも早く対策というのを取ってもらったほうがいいと思うんですけども。

町が考えている貧困対策のための予算もあるんですけども、ちょっと質問を変えて、子

どもの貧困対策の把握というのは町はできていると思うのでしょうか、どうでしょうか。各課と連携しているということなので、うちの町で困っているというような御家庭、子供がいるということは、町はおおむね把握できているって思うのでしょうか、考えてあるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

子どもの貧困を把握しているかという御質問ですが、子どもの貧困が子供だけに限らないということもあります。家族全体での貧困の部分と、あと経済的な部分の貧困だけではなく、学習の機会を設けているのか、居場所があるのかといった、子どもの貧困といったものに経済的だけじゃないということと捉えております。

うちのところへ相談に来るお客さんの中には、貧困ですって来るお客さんはほとんどなく、何か子供がけがをするんだけれども、保育園でこのうちはけがが多いおうちなんだけれどもといったところから、虐待ではない、貧困ではない、何か生活しにくそうな家というところの、そういうところから関わって行って、状況を知りながら、経済的な貧困があるといったところを判断したときには社協を通じたりですとか、生活保護、ひとり親の手続をしたりだとかって、経済的な部分での支援をあてがっているというような形です。

ですので、町で「貧困な人、何人いますか」とかそういったものはもちろん取っていないんですが、より身近なところで相談が受けられるように、こども未来課だけではなく社会福祉協議会、学校や1階の窓口、税務課なども相談なんかするときに、少し経済的な部分が見えたりもするものですから、そこから子供さんいるからということでこども未来課に相談来るケースもありますし、福祉課のほうにもワンストップ窓口という形で相談に来る方もあります。

一つの窓口で一極集中というよりは、いろんな窓口の中でこのうちは貧困があるのか、何か困難なところがあるのかといったところの確認をしながら、お互いのサービスへ結びつけたりですとかできますように連携を取っているというような状況です。小さな町ですので、自分のテリトリーだけではなくていろんなところの事業を知りながら、みんなで連携をしようということで活動させていただきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

今、貧困は子供、子どもの貧困って言っていますけれども、子どもの貧困の本は親である。親が、回答にもありますけれども、独り親家庭のための就労相談会を開催していますということなんですけれども、これはどのタイミングでやっているのか、年に1回やるのか、そこに募ってやるのか、それは周知とかどうやっているのか、そこをお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

周知のほうにつきましては、独り親家庭の方に、うちのほうで医療費の支援ですとかそういったものをしておりますので、その医療費の受給者証の更新の時期がございます。現況調査というものがございますので、その現況調査に合わせて御案内通知のほうさせていただいております。窓口にも来られるお母さん方も、お父さん方もありますので、そういったとこ

ろで、就労をなかなかしてないんだという方ありましたら御案内をしております。回数につきましては、ハローワークさんとちょっと共同になりますので、吉田でやる場合は年に1回が今やっている状況です。ほかの市町でもやることもございますので、そちらも情報を受けましたら御案内をしているような状況です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

ひとり親家庭のための就労相談会も年1回行われていて、他の市町の情報も一緒に流してくださるということだったんですけれども、親も、独り親じゃなくて、やっぱり親2人いるんですけれども、片方がちょっと体の調子が悪くて仕事ができない、お母さんだけで頑張っているみたいな家庭もあると思うんですけれども、そういったのもこども未来課では把握することというのはできるんですか。そこはどうやって判断するのでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

こども未来課で、それこそ拾い上げてくるということはもちろんできないんですが、保育園に行っているお子さんとか幼稚園に行っているお子さんの中で、お母さんの御様子とかお父さんの御様子なんか聞ける方もありまして、どのように整理していったら、この子供が健やかに日々過ごせるかといったところでお話をさせていただいているので、確かに議員おっしゃるような、お二人とも、お父さんもお母さんも心病んで生活していらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういった場合、どういうふうに支援するかといったところも、関係機関、児相や警察とも関わりを持ちながら支援をしているような状況です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

先ほどの回答の中で、相談内容について「機関により内容は異なり、経済的な相談や子育て、人間関係、就労に関することなど多岐にわたっております」ということでした。相談対応につきましては、「適切なサービスを御案内するほか、虐待対策の協議体であります要保護児童等対策地域協議会において、他機関と情報共有するなど関係機関と連携を図りながら見守ることができるような体制を整えております」というふうに書いてあります。

まさに子供の貧困と虐待というのは本当に同じものだと思うので、虐待を対策していくと貧困まで対策できるんじゃないかなというふうに私も思います。この協議体なんですけれども、要保護児童等対策地域協議会というのはどういった方たちの集まりで、どんなふうに、年何回開催するというか、そこをお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

要保護児童対策協議会につきましては、年間7回の予定で毎年実施をしております。乳幼児の部会と学齢児の部会と3回、4回と分かれて実施をしております。その部会に分かれますので、来られる協議体の委員につきましては、学校の先生から、あと保育園の先生から、あと児相の方、警察の方、関係するところをみんな呼んで20人くらいの規模で、1ケースずつ打合せをして、どなたが対応して誰がサポートするか、そういったところまで話をする会議になります。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

今の協議会の中に民生委員とか民生児童委員とかというのも含まれていますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

議員おっしゃられるように、民生委員さん、主任児童委員さんも入っております。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

今回は子ども・子育て支援事業計画のアンケート、量の見込みと確保の方策なんですけれども、今度、次世代育成支援行動計画のアンケートは、これは法が違うので別にされると思うんですけれども、こちらのほうの計画というかアンケートの調査とかというのはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

子ども・子育て支援事業計画については、法律の中でアンケートを取るように、量の見込みを取るようにということであるんですが、次世代育成支援対策推進法につきましては、計画は策定するということはあるんですが、行動計画という形になっておりますのでアンケートを取ることは明記されておらず、取る予定もございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 今の次世代育成支援行動計画のアンケートは取ることはないということなんですが、子供の貧困に関するアンケート、もしくは虐待に関するアンケート調査というのは、特にこれは町が主になって何かやるとか、国から指示があればアンケート調査、貧困、虐待に対するアンケート調査やってくださいってあれば町は動けるのでしょうか。

何でアンケート調査、貧困とか虐待に関するアンケート調査やったほうがいいんじゃないですかと思うんですけれども、なぜかという、貧困調査をやったデータの中に、意外とこれってどうなのかなと思っているんですけれども、子供に読み聞かせをしているかしていないかというのがアンケート項目の中であって、やっぱりこれが有意差が出るんですって、やっぱり。貧困の家庭にはないという有意差が明らかに出てくる場所があるので、そんなに貧困です、虐待ですってという、明らかにそういうアンケートをするんじゃなくて、子供に読み聞かせをしていますか、できてますか。夜、やっていますかというような、そういった調査みたいなことというのはどちらかの課で何かされているのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいです、ありますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 今、議員が読み聞かせについてやっているところはあるかという御質問のところはあったんですが、その前のところで、貧困に対するアンケートや虐待に対するアンケートは取っていますか、計画やるに当たって取りますかといったことがありましたけれども、今回、計画を策定するに当たってはアンケートを取る必要はなく、個々のケースの中で支援をしていきますといった事業の行動計画をしていくような、前回もそのような計画になっておりますので、とにかく子供が健やかに成長できるためにはどのように

したらよいか、どのような窓口でどんなふうにするかといった行動計画を策定させていただくので、調査はしていないというのが結論になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

今回のアンケートの結果というのは、やはり次の計画、支援事業計画の中に載せる予定はありますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

今、使っているアンケートにつきましても、計画につきましても、アンケート内容は全て載せているわけではございませんが、必要なところにつきましては、抜粋して載せていくほうが計画として分かりやすいかと思いますので、まだ策定委員会始まっておりませんが、必要なところは掲載していくようになると思われます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

いきなり子供の貧困についてとか虐待について調査をしていたデータがあるというお話をしました。アンケートをする項目の中に、子供に読み聞かせをしていないという項目があって、それで有意差が出たということに対して私はすごいびっくりしました。こんな簡単と言っちゃ悪いんですけども、何かちょっと頑張ったらできそうなこともやっぱりできないおうちがあって、そこに現れてくるというのが、貧困が現れてくるというのを、このデータを載せていた本があるんですけども、そこから見てちょっとびっくりしました。

なかなかそういったところ、結びつかないと思うんですけども、子ども・子育てをしていくときにいろんな分野で、やはり夜の読み聞かせを親が一生懸命やっていると、そういったのが分かるような、町も把握できればいいなと思って、もし何かの機会にこういうアンケートをやるなら、夜の読み聞かせやっていますかということで出すと、このおうちの状態がある程度、夜、どういう状態なのかというのが把握できて、その次の対策につながるんじゃないかなというふうに思ったので、ちょっと言わせていただきました。

私、意外なアンケートの結果から、これが貧困につながるのが分かるというので今回すごくびっくりして、ボランティアで読み聞かせもやっていますが、やはり子ども食堂やるときとか、あと放課後子ども教室でも、やはり読み聞かせみたいなのも一緒に取り組みながら、御飯と一緒にいい思い出をつくるということで取り入れてもらったらどうかなというふうにちょっと言わせていただきます。

それこそ本当に夢と希望を持って、未来に担い手として生きていけるような子ども食堂とかを町も支援していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、12番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午後 3時24分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会15日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議案審議に入ります。

初めに、本定例会初日に上程をしました一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案の審議を行います。

議案については、既に質疑を終了しておりますので、討論から行います。

終了後、引き続き、その他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第34号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第1、第34号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第34号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第2、第35号議案 令和6年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第35号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第28号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第29号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第29号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第5、第30号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第 31 号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第 6、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 6 年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、最初に歳入についての質疑を行います。引き続き歳出の質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2 款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第 32 号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第 7、第32号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第8、第33号議案 吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第9、第36号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任

につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたします。

◎議案第37号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第10、第37号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については適任とすることに決定をしました。

◎議案第38号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第11、第38号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑に入ります。

質疑は、最初に歳入についての質疑を行います。引き続き歳出の質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

初めに、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 総務費と民生費、重なるんですけれども、前回の全員協議会で、今回の税務課及び福祉課からの電算処理委託についてです。

そのときに、その母集団は同じなので、同様な抽出を行っているというお話がありました。また、今回のベンダーは吉田町に関する情報を持っている。他のベンダーに依頼すると、その情報の吸い上げから始めるので、その作業量が増えるとの話がありました。

一方で、抽出作業について、事業全体を運用できるパッケージシステムをつくる。そのパッケージシステムの中には、対象者の抽出、確認書の発行、口座情報を基に振込データの作成、支給決定通知書の作成、それを吉田町の総合行政システムに導入し、住民情報や税情報などをそのシステムの中に取り込み、吉田町が運用できるような形で対象者が抽出される。

また、委託料の明細については、国の仕様に基づいたシステムの開発費用と導入及び運用支援の人件費との話がありました。

それらの発言を基に、その業務の流れを考えました。

まず、ベンダーの行う作業は、吉田町の総合行政システムから目的物を抽出するためのプログラムを作成する。そのプログラムを使って、吉田町の総合行政システムからこの目的物を得るという、ここまでは合っていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

議員が今、説明していただいた内容で合っているといいますか、そういう状況ではございますが、そのシステムの中に三つのメニューが含まれている。三つというのが、税務課で行います調整給付の関係のメニュー、それから福祉課で行います住民税非課税世帯等臨時給付金、1世帯当たり10万円に対する事業、それからもう一つが子供加算というふうに三つのメニューが入っておりますので、それぞれ三つのメニューの中で行うことは別といいますか、そういう作業の流れになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） そこで伺いたいのは、今回委託している業者以外の業者が手に入るのに時間がかかる情報というのは、どういう情報なのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

まず、その住民情報、それからあと税情報、こちらのほうのデータ、そこが基礎になっておりますので、そのこのところを別のベンダーがあれば、そこに一旦抽出をしてそちらに渡すというような、そうした作業が必要になってくるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） ということは、今の業者は持っているということで、新しい業者が出ればそこへ渡す、その手間がかかるということなのか、その辺がよく分からないんです。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） まず、当町の行政情報システムにつきましては、現在 S B S 情報システムに委託をして運用を行っているというところになります。今、このパッケージだけを捉えれば抽出という形で、先ほど申し上げましたとおり、そのデータを一旦そこに渡すというようなことになるかと思えます。

ただ、もう一つ、先ほどのメニューも含めて、これまでも臨時給付金等を行ってきているというところもありますので、この点も一つ、全てゼロからのスタートということではないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） 今回の流れという面では、今の業者にやるのが流れとしてはいいと思うんだけど、要するに競争の原理というか、そういうものを使っていかにコストダウンを図っていくかということも、町としてのタスクだというふうに思っているんですが、そういうことに関しては、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今、議員がおっしゃられたように、コストダウンというか、私たちは最少の経費で最大の効果という大前提があるわけです。そうした中で、この今回のシステムということもありますが、通常その今の委託をしている中での範囲であれば、同じベンダーさんに依頼をするというのが、まず一つあるかと思えます。当然、競争の原理が働くようなシステムづくりが必要な場合は、当然そうした競争の原理ということを働かせていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） 別件です。

参考資料によりますと、税務課の定額減税補足給付金の支給は 9 月下旬から、福祉課の令

和6年度住民非課税世帯等臨時給付金及び令和6年度住民非課税世帯等子供加算臨時給付金は8月下旬から、この1か月半ぐらい支給のタイミングが違います。この差は何なのでしょう。

○議長（大石 巖君） 税務課長、山村加奈子君。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

今回、税務課のほうは、おっしゃるとおり9月上旬から確認書のほうを送付となっておりますけれども、まず、見込み対象人数が多いということが大前提でございます。あと今回、計算が大変複雑となっておりますこと、あと扶養親族町外居住者の所得調査、あと諸申告による修正等を確認をしてから、なるべく可能な限り正しい内容でこちら給付金計算をしまして確認書のほうを出したいと思っておりますので、どうしてもこの確認書の作成まで税務課のほうは時間がかかるため、9月下旬から発送という形で今回スケジュールを組ませていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 対象は6,500人いると、多いということなんですが、先ほどの話にもつながるんですが、今回の補正で二つの電算処理がある。その委託した業者から吉田町は、どういうものを受け取るのでしょうか。要するに、もう確認書までちゃんと封筒に入ってくるのか、どういうものを吉田町はベンダーから受け取るのか、そこをお願いします。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

今までの給付金も同様になりますが、システムの中にその成果物が入ってくることによって、その確認書であったりだとか、その最終的な支給決定通知書は、そのシステムから打ち出されるということになります。

ですので、一番最初にこの確認書を郵送する手続きにつきましては、そのシステムから打ち出した帳票、それを封入作業、封筒の中に入れて、そこで郵送するという形になります。

ですので、成果物はシステムの中で運用できる形ということで、こちらが最終的な作業をするという形になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほどその税務課と福祉課で、税務課のほうは人数が多いので時間がかかるということなんですが、これをなぜ時間がかかるかというチェックするんだというお話がありました。このチェックというのは誰がやるんですか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、山村加奈子君。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

確認のほうは、税務課の職員が行う形になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 要するに、せっかくパッケージで頼んでいるんだから、その業者のほうにダブルチェックなりやらせて、要は職員の手間がかからないようなパッケージをつくったほうが、要するに職員の作業量というのが減るのではないかと思うんですが、そういうこ

とは考えないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、山村加奈子君。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

当然システムから打ち出される成果品は、先ほど福祉課と同じように計算されたものが出てきておりますので、当然それが正しいものとして成果物は上がっておりますけれども、プラスちょっと税務課の職員のほうからも確認という意味で行いますので、少し時間をいただきたいということとなっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） 要は正しいものと思いながら、もう 1 回チェックするというのは、何をチェックしなければならないのか。それで支給が遅れるのであれば、それはもらう人にとっても不幸なんじゃないですか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、山村加奈子君。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

主には扶養の親族の人数がそのチェックの内容になるかなと思っておりますけれども、やはり扶養親族の数によって、今回、大分計算が変わってきますので、そこはちょっと丁寧に確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） 税務課にお伺います。

今も話が出たんですが、その扶養の人数、参考資料には給付対象者（納税義務者）が 6,500 と見込んでいるということなんですけれども、その扶養家族を含めば対象人数はもっと増えるということだと思います。納付義務者以外の扶養家族の数というのは、見込みというか、どのぐらいを想定しているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、山村加奈子君。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

現在、職員が計算で出したところでございます。扶養の配偶者数がおよそ 2,000 人程度、扶養親族数が 6,000 弱という形で今数字のほう出ております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7 番、平野 積君。

○7 番（平野 積君） ちょっと細かい話はやめて、説明書の 5 ページの定額減税補足給付金は 2 億 6,000 万になっています。これはその定額減税分 4 万掛ける 6,500 でぴったり合うわけなんですけれども、先ほどの話で扶養家族がいるという話があるとしたら、この 2 億 6,000 万で最後に支給ができない方が出てこないかという心配です。

もちろんその補足分ですから、丸々 4 万円なるとは思っていないんだけど、今聞いたら結構な人数がその計算の対象に入るとすると、このお金で大丈夫かなと、予算ですので、もうちょっと大きく取っておいたほうがよくないかという話なんですけど、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、山村加奈子君。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

今回 4 万円のほうの根拠でございますけれども、それこそエクセルのほうで、まずは給付

総額を計算を出しまして、それを納税義務者数、実際給付をする方の人数で割ったところ、おおよそ4万円という数字が出てきましたので、今回、実際の計算を基に一人当たりという形で出したものが4万円ということで計上させていただいておりますので、その一人4万円掛ける6,500ということで予算計上させていただいており、この額につきましては給付金として足りないことはないと税務課としては判断しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最後にしますけれども、今の答弁で、対象者、納税義務者6,500人を対象に、その扶養家族も含めて一人当たりを計算してみると、一人当たりが4万円になるということで、4万掛ける6,500で2億6,000万にしたという話なんですけど、結局そこに計算ミスとか、そういうものが発生すると足りなくなると思うので、要は国の金じゃないですか。ちょっと多めに予算計上していても、いや、心配なのは、足りませんと、また補正やりますというようなことにならんようにやっていただきたいと思うんですが、そこは確実に大丈夫だという自信の下にやっているということでもいいですか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、山村加奈子君。

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

こちら計算上もそうでございますし、少し近隣の市町のほうにも参考に確認したところ、ほぼ同規模の自治体のほうからも大体おおよそ同じような人数、数字が出てきましたので、一応現時点で給付金のほう、特に不足はないと、現時点で判断はしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第12、発議案第1号 議会DX推進特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案については、提出者、楠元由美子君の趣旨説明を求めます。

4番、楠元由美子君。

〔4番 楠元由美子君登壇〕

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

発議案第1号 議会DX推進特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

令和6年6月17日提出。

吉田町議会議長、大石 巖様。

提出者、吉田町議会議員、楠元由美子。

賛成者、吉田町議会議員、大石裕之君。

同、福世義己君。

同、平野 積君。

同、八木 栄君。

同、増田剛士君。

同、河原崎昇司君。

同、盛 純一郎君。

同、山内 均君。

同、三輪美由紀君。

同、蒔田昌代君。

議会DX推進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会DX推進特別委員会を設置するものとする。

1、名称、議会DX推進特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条。

3、目的、国は、自治体DXを推進し当町においても町の業務や町民対応に資するためDX化の推進が図られている。一方、吉田町議会は議会DX化に対応する準備が整っていない。そこで議会活動のデジタル化、インターネット活用の推進を図るため、議員のスキル向上及び議会DXを目指し調査研究のため特別委員会を設置する。

4、委員の定数、委員会の定数は、5名をもって構成する。

5、継続調査及び設置期間、上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上であります。

○議長（大石 巖君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

楠元議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会DX推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によりまして、4番、楠元由美子君、7番、平野 積君、9番、増田剛士君、12番、蒔田昌代君、13番、大石 巖の5名を指名をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議会DX推進特別委員会の委員は、ただいま指名しました5名を選任することに決定をいたします。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第13、発議案第2号 吉田町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案については、提出者、平野 積君の趣旨説明を求めます。

7番、平野 積君。

〔7番 平野 積君登壇〕

○7番（平野 積君） 発議案第2号 吉田町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議について。

吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり、本会議へ発議案を提出いたします。

令和6年6月17日提出。

吉田町議会議長、大石 巖様。

提出者、吉田町議会議員、平野 積。

賛成者、吉田町議会議員、大石裕之君。

同、楠元由美子君。

同、福世義己君。

同、八木 栄君。

同、蒔田昌代君。

同、河原崎昇司君。

同、増田剛士君。

同、盛 純一郎君。

同、三輪美由紀君。

吉田町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、吉田町議会議員定数等検討特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、吉田町議会議員定数等検討特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条。

3、目的、令和5年の統一地方選挙において、吉田町議会選挙は無投票で当選者が決定した。そこで、吉田町の現状に適した吉田町議会議員定数等を調査研究するための特別委員会を設置する。

4、委員の定数、委員会の定数は、6名をもって構成する。

5、継続調査及び設置期間、上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上であります。

○議長（大石 巖君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

平野議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました吉田町議会議員定数等検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によりまして、1番、大石裕之君、5番、福世義己君、7番、平野 積君、10番、八木 栄君、12番、蒔田昌代君、13番、大石 巖の6名を指名をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、吉田町議会議員定数等検討特別委員会の委員は、ただいま指名をしました6名を選任することに決定をいたします。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第14、発議案第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書についてを議題とします。

本案については、提出者、増田剛士君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、増田剛士君。

9番、増田剛士君。

〔議会運営委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○議会運営委員会委員長（増田剛士君） 発議案第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉田町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

令和6年6月17日提出。

吉田町議会議長、大石 巖様。

提出者、議会運営委員会委員長、増田剛士。

それでは、本発議案の趣旨説明を行います。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

よって、国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう、強く求めるものである。

以上、提案理由の説明といたします。

続きまして、意見書を読み上げます。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）上の規定は、僅か19条しかなく、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状で

は捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記。

- 1、再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2、再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長。

参議院議長。

内閣総理大臣。

総務大臣。

法務大臣。

静岡県榛原郡吉田町議会。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

増田委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（大石 巖君） 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定によりまして、議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定をいたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第16、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることを決定いたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で令和6年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本日ここに令和6年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月3日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきました。

本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽くしますが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和6年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前 9時49分